

開会 午前１０時０８分

◎開会の宣告

○議長（武居弘治議員） ただいまから令和８年６月三郷市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

３月定例会後の諸般の報告を行います。

初めに、議長会関係について報告いたします。

３月26日、埼玉縣市議会議長会第４区議長会第２回役員会が加須市において開催され、令和７年度決算及び令和８年度予算案等について協議をいたしました。

４月10日、埼玉縣市議会議長会第４区議長会定期総会が加須市において開催され、令和７年度決算及び令和８年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に春日部市が選出されました。

４月17日、埼玉縣市議会議長会第４回役員会及び定期総会が上尾市において開催され、令和７年度決算及び令和８年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に川口市が選出されました。

４月23日、関東市議会議長会第92回定期総会が高崎市において開催され、令和７年度決算及び令和８年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に福生市が選出されました。

４月30日、東南部正副議長会定期総会が松伏町において開催され、令和８年度事業計画等

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に松伏町が選出されました。

5月27日、全国市議会議長会定期総会が千代田区において開催され、令和8年度予算等について、原案のとおり承認されました。

次に、会派の行政視察について報告いたします。

創政MISATOでは、5月11日、徳島県徳島市における「はこらいふ図書館（徳島市立図書館）」について、12日、徳島県鳴門市における「中心市街地活性化に向けた取り組み」について、13日、香川県三豊市における「バイオマス資源化センター」について視察をいたしました。

次に、本市への視察について報告いたします。

5月7日、公明党草加市議会議員団6名が「新和調整池」について視察に見えました。

その他の行事では、5月26日、27日に三郷（みさと・さんごう）・安曇野友好都市交流推進協議会が本市で開催され、令和8年度事業計画（案）及び予算（案）などについて協議を行いました。

次に、本定例会において、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員となる出席者の一覧、提出議案一覧表及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございます。

また、新たに陳情3件を受理してございます。こちらも皆様のお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、各議長会から、令和8年度定期総会に当たり、表彰状及び感謝状が授与されておりますので、伝達式を行います。

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○議会事務局長（萩原克己） それでは、ただいまより3名のかたに表彰状、感謝状の伝達を行います。

伝達は受賞者ごとに行わせていただきます。

なお、全文朗読は、全国市議会議長会の表彰状または感謝状のみとさせていただきますので、ご了承願います。

初めに、武居弘治議員に対する贈呈でございます。

全国市議会議長会及び埼玉縣市議会議長会から20年間の市議会議員としての功績に対する特別表彰状の贈呈でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、全国市議会議長会から特別委員会への貢献に対する感謝状、埼玉県市議会議長会から議長会への貢献に対する感謝状がそれぞれ贈られております。

武居弘治議員、演壇の前までお進み願います。

○副議長（渡邊雅人議員） （朗読）

表 彰 状

三郷市

武 居 弘 治 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第102回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会会長 丸 子 善 弘

（拍手）

感 謝 状

三郷市

武 居 弘 治 殿

令和8年5月27日

全国市議会議長会会長 丸 子 善 弘

（拍手）

表 彰 状

武 居 弘 治 様

令和8年4月17日

埼玉県市議会議長会会長

上尾市議会議員 田 中 一 崇

（拍手）

感 謝 状

武 居 弘 治 様

令和8年4月17日

埼玉県市議会議長会会長

川口市議会議員 宇田川 好 秀

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

(拍手)

○議会事務局長（萩原克己） 続きまして、菊名裕議員に対する贈呈でございます。

全国市議会議長会及び埼玉縣市議会議長会から20年間の市議会議員としての功績に対する特別表彰状の贈呈でございます。

菊名裕議員、演壇の前までお進み願います。

○議長（武居弘治議員） (朗読)

表 彰 状

三郷市

菊 名 裕 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第102回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会会長 丸 子 善 弘

(拍手)

表 彰 状

菊 名 裕 様

令和8年4月17日

埼玉縣市議会議長会会長

上尾市議会議長 田 中 一 崇

(拍手)

○議会事務局長（萩原克己） 続きまして、鈴木深太郎議員に対する贈呈でございます。

全国市議会議長会から、特別委員会への貢献に対する感謝状、埼玉縣市議会議長会及び埼玉縣市議会議長会第4区議長会から議長会への貢献に対する感謝状がそれぞれ贈られております。

鈴木深太郎議員、演壇の前までお進み願います。

○議長（武居弘治議員） (朗読)

感 謝 状

三郷市

鈴 木 深太郎 殿

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

あなたは全国市議会議長会大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会委員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものとありますので、第102回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

令和8年5月27日

全国市議会議長会会長 丸 子 善 弘

(拍手)

感 謝 状

鈴 木 深太郎 様

あなたは埼玉県市議会議長会副会長として会務運営の重責にあたられ本会の発展のため献身的な努力をされた功績はまことに多大であります。よって、ここに感謝の意を表します。

令和8年4月17日

埼玉県市議会議長会会長

川口市議会議長 宇田川 好 秀

(拍手)

感 謝 状

鈴 木 深太郎 様

令和8年4月10日

埼玉県市議会議長会第4区議長会会長

春日部市議会議長 小久保 博 史

(拍手)

○議会事務局長（萩原克己） 以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で、表彰状、感謝状の伝達式を終了いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武居弘治議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において

1 3 番 桑 原 洋 昭 議員

1 4 番 柴 田 吾 一 議員

16番 篠田隆彦 議員

以上、3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武居弘治議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、去る5月25日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について議会運営委員長より報告願います。

佐々木修議員。

〔佐々木 修議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐々木 修議員） おはようございます。去る5月25日、議会運営委員会が開催されましたのでご報告いたします。

6月定例会の会期につきましては、本日6月1日から12日までの12日間に決定いたしました。

提出案件につきましては、報告11件、議案32件であります。

説明員としての出席者につきましては、市長はじめ21名でございます。

次に、一部採決でございますが、議案第28号・議案第29号につきましては、質疑を行い、委員会付託を省略し、6月3日に討論・採決を行います。

次に、人事案件に係る一部採決でございますが、議案第45号及び議案第46号から議案第59号までにつきましては、委員会付託及び討論を省略し、同じく6月3日に採決を行います。

なお、議案第46号から議案第59号において、同意がなされた方々は、閉会日の開議前に議場において紹介があります。

次に、先ほど4月1日付人事異動に伴う副部長級以上の職員の紹介がありましたが、課長補佐級以上の職員紹介につきましては、6月4日の各常任委員会の開会前に行います。

以上で報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月12日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの12日間と決しました。

◎報告第6号～報告第16号について

○議長（武居弘治議員） 日程第3、報告第6号から報告第16号までの報告書が提出されております。

提出されました報告11件につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございますので、これにてご了承願います。

◎議案第28号及び議案第29号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第4、議案第28号及び議案第29号を議題といたします。

議案第28号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして説明申し上げます。

議案書1ページから21ページ、議案参考資料1ページから6ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、条例の整備を図るため、三郷市税条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、個人市民税につきましては、地方税法の改正により、分離課税として課税される特定配当等に、特定大口株主配当等が追加されたため、特定大口株主配当等を従前のおり総合課税として課税するために規定を整備するものでございます。

また、軽自動車税につきましては、令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割が廃止となったことなどに伴い、規定を整備するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第29号の提案理由の説明を求めます。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 議案第29号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書22ページから29ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課期日が令和8年4月1日であることから、「三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を令和8年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、国民健康保険税の賦課限度額について、医療給付費分を66万円から67万円に引き上げ、被保険者負担の公平性を確保するとともに、低所得者の均等割額軽減の所得基準額について、5割軽減を「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減を「56万円」から「57万円」に引き上げ、軽減対象となる範囲を拡大するものでございます。

加えて、令和8年度から新設された子ども・子育て支援納付金分について、賦課限度額を3万円とするとともに、減額措置の整備を行いました。減額措置の内容は、高校生世代を除いた18歳以上の被保険者の均等割額について、他の課税区分と同様、低所得者の軽減措置や、産前産後期間の減額措置の規定を設けるほか、高校生世代を含めた18歳未満の被保険者に係る均等割額の全額を減額する規定を設けるものでございます。

なお、この改正は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案第30号～議案第34号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第5、議案第30号から議案第34号までを議題といたします。

議案第30号の提案理由の説明を求めます。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 議案第30号 債権の放棄についてご説明申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

提案理由でございますが、診療報酬等の返還について、裁判所が債務者に対し、破産法第252条第1項の規定に基づき、免責許可の決定を行ったことにより、債権回収の見込みがなく、債権を放棄したいため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、この案を提出するものでございます。

債権発生の経緯についてでございますが、令和2年2月27日に実施された関東信越厚生局の施設基準等に係る適時調査において、看護師数の施設基準を満たしていないとの指摘がなされたことから、診療報酬の返還を求めたものでございます。

債権の内容でございますが、療養給付費返還金7,979万4,743円、高額療養費返還金2,122万1,507円、生活保護費返還金9,195万5,744円、重度心身障害者医療費返還金1万2,038円、合計1億9,298万4,032円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第31号の提案理由の説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 議案第31号 交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、議案参考資料の7ページから8ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得るため、この案を提出するものでございます。

事故の概要でございますが、令和7年8月28日午前9時47分頃、三郷市戸ヶ崎二丁目640番地1地先において、公用車が一時停止をした後、交差点に進入した際、左方から直進してきた相手方が運転する車両と衝突し、その後、相手方の車両が電柱に衝突したことにより、双方の車両が損傷し、相手方が負傷したものでございます。

和解事項といたしましては、市が本件事故に係る賠償金として過失割合により113万5,488円を支払うものでございます。

なお、本件につきましては、現在、損害賠償金を相手方に仮払いし仮示談となっており、議会におきまして議決を得た後、本示談となるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第32号から議案第34号までの提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 初めに、議案第32号 水路転落事故に係る損害賠償額の決定及び和解につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページと議案参考資料の9ページと10ページを併せてご覧いただければと存じます。

初めに、提案理由でございますが、令和5年6月4日に発生いたしました水路転落事故に係る損害賠償額の決定及び和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得るため、この案を提出するものでございます。

事故の詳細でございますが、令和5年6月4日午前1時30分頃、三郷市新和五丁目227番地先において、相手方が自転車で走行中に、道路に並走する水路に転落し、頸椎損傷による両下肢完全麻痺、手指機能全廃となられた事故でございます。

和解事項といたしましては、市が本件事故に係る賠償金として、過失割合20%に、損害賠償額の総合的な調整を図る調整金を加えた4,200万円を支払うものでございます。

なお、本件につきましては、現在、仮示談となっており、議会におきまして議決を得ました後、本示談となるものでございます。

続きまして、議案第33号 三郷市道路線の変更につきましてご説明申し上げます。

議案書の34ページを、議案参考資料の11ページを併せてご覧いただければと存じます。

提案理由でございますが、埼玉県が整備を進めている都市計画道路三郷流山線の整備に伴う関連市道として、市道1082号線及び市道1085号線の計2路線を変更いたしたく、この案を提出するものでございます。

なお、法的根拠といたしましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、路線を変更するものでございます。

続きまして、議案第34号 三郷市道路線の認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページを、議案参考資料の12ページと13ページを併せてご覧いただければと存じます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

提案理由でございますが、埼玉県が整備を進めている都市計画道路三郷流山線の整備に伴う関連市道として、市道1194号線を認定いたしたく、この案を提出するものでございます。

なお、法的根拠といたしましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線を認定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第35号～議案第40号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第6、議案第35号から議案第40号までを議題といたします。

議案第35号から議案第37号までの提案理由の説明を求めます。

秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 議案第35号から議案第37号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第35号 工事請負変更契約の締結についてにつきましては、議案書36ページ、議案参考資料14ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和6年6月、令和7年6月及び令和7年9月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を15億1,098万7,500円から、357万9,400円増額し、15億1,456万6,900円とするものでございます。

変更の理由につきましては、公共工事設計労務単価等の上昇に伴い、三郷市建設工事請負契約約款第26条第6項に規定するインフレスライド条項に基づき、受注者から残工事に係る請負代金額の変更について請求があり、これに対応するためでございます。

次に、議案第36号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書37ページ、議案参考資料15ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和6年9月及び令和7年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を4億4,359万7,000円から511万9,400円増額し、4億4,871万6,400円とするものでございます。

変更の理由につきましては、議案第35号と同様に、インフレスライド条項に基づき、受注者から残工事に係る請負代金額の変更について請求があり、これに対応するためでございます。

続きまして、議案第37号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書38ページ、議案参考資料16ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（電気）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事につきましては、令和6年9月及び令和7年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約金額を4億1,686万7,000円から175万5,380円増額し、4億1,862万2,380円とするものでございます。

変更の理由につきましては、議案第35号及び議案第36号と同様に、インフレスライド条項に基づき、受注者から残工事に係る請負代金額の変更について請求があり、これに対応するためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第38号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 議案第38号 工事請負契約の締結についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書39ページ、議案参考資料17ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、北部図書館大規模改修工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

契約の内容でございますが、工事名は、北部図書館大規模改修工事（建築）、工事場所は、三郷市彦成三丁目364番地、履行期限は、令和9年5月31日、契約金額は、1億8,810万円、契約の相手方は、三郷市采女一丁目229番地5、株式会社稲垣組、代表取締役 稲垣知勝氏でございます。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。

議案参考資料の18ページをご覧ください。

外部改修につきましては、外壁・屋根の塗り替えとなります。

内部改修につきましては、床の塗装、壁のクロス張り替え、天井の張り替え及び閉架書庫システムの基盤交換となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 議案第39号及び議案第40号の提案理由の説明を求めます。

佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 議案第39号及び第40号につきまして、順次ご説明いたします。

初めに、議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書40ページ、議案参考資料19ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立彦成小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は、三郷市立彦成小学校外部等改修工事、工事場所は、三郷市彦倉一丁目133番地でございます。

履行期限は、令和9年2月26日、契約金額は、3億3,000万円でございます。

契約の相手方は、三郷市栄一丁目176番地、和光建設株式会社三郷支店、支店長 昇和則氏でございます。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。

議案参考資料20ページをご覧ください。

改修対象建物は、配置図の網かけの部分でございます。

外壁改修工事につきましては、外壁塗装のほか、堅樋の改修を実施してまいります。

屋上防水改修工事につきましては、校舎屋上などの防水層の劣化対応として、防水工事を実施してまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

その他工事につきましては、段差解消のためのスロープの新設、給食用エレベーターの改修を実施してまいります。

続きまして、議案第40号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書41ページ、議案参考資料21ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立丹後小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は、三郷市立丹後小学校外部等改修工事、工事場所は、三郷市早稲田五丁目3番地でございます。

履行期限は、令和9年2月26日、契約金額は、4億1,030万円でございます。

契約の相手方は、三郷市三郷一丁目26番地5加藤第1マンション101号 不動産株式会社三郷営業所、常務取締役所長 小野弘氏でございます。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。

議案参考資料22ページをご覧ください。

改修対象建物は、配置図の網かけの部分でございます。

主な工事の内容といたしましては、彦成小学校と同様、外壁改修工事、屋上防水改修工事、その他工事を実施してまいります。

なお、児童の安全や教育環境に十分配慮の上、工事エリアを区分しながら工事を進めてまいります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第41号～議案第43号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第7、議案第41号から議案第43号までを議題といたします。

議案第41号及び議案第42号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第41号 三郷市税条例の一部改正についてにつきましてご説明申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

議案書42ページから54ページ、議案参考資料23ページから25ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法等の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、個人市民税につきましては、所得税基礎控除額の引上げに伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲を拡大するものでございます。

また、医療用から転用された医薬品であるスイッチO T C医薬品に係る医療費控除の特例の適用期限の撤廃、住宅借入金等特別税額控除、通称住宅ローン減税の適用期限を5年間延長するものでございます。

また、優良住宅地に係る長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡に係る土地が地すべり防止区域等内に所在する場合には、課税の特例の対象としないものでございます。

さらに、特定暗号資産に係る譲渡所得等を分離課税とする規定を新たに設けるものでございます。

次に、固定資産税でございますが、課税標準の額が一定の額に満たない場合において、課税をしない免税点の額を引き上げるものでございます。

また、特別特定建築物について、地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）に基づく税額の特例を新たに設けるとともに、国の参酌基準を採用し、その特例割合を3分の1とするものでございます。

次に、軽自動車税でございますが、税率の特例であるグリーン化特例の適用期間を2年間延長するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、施行期日が公布の日以外の主な改正規定の施行期日につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書、スイッチO T C医薬品及び住宅借入金等特別税額控除に関する改正規定につきましては、令和9年1月1日から、優良住宅地の課税の特例に関する改正規定につきましては、令和10年1月1日から、特定暗号資産に関する改正規定につきましては、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する翌々年の1月1日から、固定資産税の免税点の額の改正規定につきましては、令和9年4月1日から、それぞれ施行するものでございます。

続きまして、議案第42号 三郷市都市計画税条例の一部改正についてにつきましてご説明申し上げます。

議案書55ページから59ページ、議案参考資料26ページから28ページを併せてご覧ください。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

提案理由でございますが、地方税法の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、特別特定建築物について、地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）に基づく税額の特例措置を新たに設けるとともに、国の参酌基準を採用し、課税標準額を3分の1とするものでございます。

その他、引用する条文の項ずれに伴う規定の整理をするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 議案第43号の提案理由の説明を求めます。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 議案第43号 三郷市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書60ページと61ページをご覧ください。

提案理由でございますが、介護保険料の減免事由に該当することが明らかであり、かつ、介護保険料を減免する必要があると市長が認める場合は、職権による介護保険料の減免を可能としたいため、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、介護保険料の減免について、申請を要する規定から、市長が認める場合は、申請によらず職権による減免を可能とする規定に改正するものでございます。

附則でございますが、施行期日は公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第44号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第8、議案第44号を議題といたします。

議案第44号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 議案第44号 令和8年度三郷市一般会計補正予算（第1号）につき

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ましてご説明いたします。

別冊の補正予算書２ページをお開き願います。

第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ３億６３０万８,０００円を追加し、総額を６２０億５,６３０万８,０００円とするものでございます。

１１、１２ページをお開き願います。

２歳入でございます。

上から、生活保護費負担金につきましては、歳出の生活保護事業に係る国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、歳出の生活保護事務（経理・管理）に係る国庫補助金でございます。

三郷市財政調整基金繰入金につきましては、事業費の財源として財政調整基金から繰り入れるものであり、補正後の財政調整基金残高は、約２億５,０００万円を見込んでおります。

１３、１４ページをお開き願います。

３歳出でございます。

文化施設管理等事業につきましては、文化会館の空調設備配管の修繕を行うものでございます。

生活保護事務（経理・管理）及び生活保護事業につきましては、平成２５年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給を実施するための経費が主なものでございます。

都市下水道維持管理事業につきましては、国土交通省の要請により実施した下水道管路の全国特別重点調査の結果を受け、補修対策が必要な管路があることから、設計を行うものでございます。

少年消防クラブ事業につきましては、少年消防クラブがヨーロッパ青少年消防オリンピックに参加するための負担金等でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第４５号～議案第５９号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第９、議案第４５号から議案第５９号までを議題といたします。

議案第４５号から議案第５９号までの説明を求めます。

渡辺健副市長。

〔渡辺 健副市長 登壇〕

○副市長（渡辺 健） 議案第45号 固定資産評価員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書63ページをお開き願います。

人事異動により、固定資産評価員、篠田由美財務部資産税課長が異動いたしましたので、その後任として、中村剛財務部資産税課長を固定資産評価員に選任することについて同意を得たいので、地方税法第404条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

続きまして、議案第46号から議案第59号まで、農業委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書64ページをお開き願います。

農業委員会委員を任命することについて同意を得たいため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、今回14名に係る各議案を提出するものでございます。

それでは、議案番号と委員候補者の氏名を順次申し上げます。

議案第46号、石井昌明氏、議案第47号、大熊陽子氏、議案第48号、面未誠治氏、議案第49号、染谷庸子氏、議案第50号、宮田孝治氏、議案第51号、江川直美氏、議案第52号、岡庭丈夫氏、議案第53号、島根幸一氏、議案第54号、牧野和美氏、議案第55号、島根至代氏、議案第56号、染谷義人氏、議案第57号、千代田英隆氏、議案第58号、深谷政義氏、議案第59号、黒川怜氏でございます。

資料といたしまして、農業委員会委員候補者一覧及び略歴を添付してございますので、参考にしていただけたらと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時09分

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。

ただいまから令和8年6月三郷市議会定例会第3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第28号及び議案第29号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより議案第28号及び議案第29号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） おはようございます。

それでは、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて質疑をいたします。

初めに、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたとのことですが、賦課限度額の改正理由をお答えください。

2つ目は、均等割額の5割・2割軽減の所得基準額の引上げが行われましたが、これによりどれくらい対象世帯が広がるのか、お答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 深川智加議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて、初めに1、賦課限度額の改正理由はでございますが、当市におきましては令和9年度に予定されております保険税水準の準統一を見据え、これまでも段階的な税率改定を実施し、適正な財政運営に努めてきたところでございます。

賦課限度額につきましては、一定以上の負担能力がある高所得者世帯に対して、税負担の公平性を確保する観点から、国の法定賦課限度額に準じた改定を行ったものでございます。

次に、2、均等割額の軽減の所得基準額の引上げにより、どれくらい対象世帯が広がるのかでございますが、税率改定や賃金の引上げ等の影響を踏まえ、令和8年1月末時点の被保険者数及び税率を用いた試算では、5割軽減が29世帯増加し、2,076世帯、2割軽減が18世帯増加し、1,738世帯となっております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第28号及び議案第29号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第28号及び議案第29号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第28号及び議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号及び議案第29号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第2、議案第28号及び議案第29号に対する討論・採決を行います。

議案第28号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第28号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第29号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第29号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第30号～議案第34号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより議案第30号から議案第34号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第30号から議案第34号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第30号～議案第34号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより議案第30号から議案第34号までの委員会付託を行います。

議案第30号から議案第34号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第35号～議案第40号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第5、これより議案第35号から議案第40号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） 私からは、議案第35号並びに議案第38号について質疑をさせていただきます。

初めに、議案第35号 工事請負変更契約の締結について、3点質疑いたします。

本議案は、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事の契約金額を375万9,400

円増額し、15億1,456万6,900円とするものです。

1点目は、インフレスライド条項を適用した理由と手続についてご説明ください。

次に、増額分の積算根拠についてお示しください。

最後に、今後のスケジュールの見通しはどうかお答えください。

続きまして、議案第38号 工事請負契約の締結について、3点伺います。

本議案は、北部図書館大規模改修工事（建築）の請負契約金額を1億8,810万円とするものです。

初めに、入札方法と経緯について詳細にご説明ください。

次に、最低制限価格の積算根拠をお示しください。

最後に、工事内容を詳細にお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第35号 工事請負変更契約の締結について、初めに1、インフレスライド条項を適用した理由と手続について詳細にでございますが、令和8年3月から国が公表する公共工事設計労務単価が全国平均で4.5%引き上げられたことから、賃金等の急激な変動に対応するため、インフレスライド条項を適用いたしました。

手続につきましては、受注者から請負代金額変更の請求について書面にて協議の申出があり、その後、市において変更後残工事代金額を算出し、受注者と書面にて協議を行った後に変更契約を締結する流れとなっております。

次に、2、増額分の積算根拠はでございますが、「三郷市建設工事請負契約約款第26条第6項に関する運用基準」に基づき、基準日時点の労務単価、建築資材等を反映させた変更後残工事代金額から変更前残工事代金額を引いた金額に、受注者の負担分として変動前残工事代金額の100分の1を引くことで、今回の増額分を算出したものでございます。

次に、3、今後の工事スケジュールの見通しはでございますが、全体の進捗率としては約60%工事が進んでおります。現在、躯体工事が完了し、主に外壁工事や配線工事を実施しておりますが、今後は工期である令和8年10月30日の完了に向け、内装や外構工事を仕上げていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第38号 工事請負契約の締結についての1、入札方法と経過について詳細にでございますが、入札参加者の資格に関する規程により「建築工事業」でA級またはB級に格付けされた者の中から、「特定建設業許可である者」、「三郷市内・吉川市内に本店または支店を有する者」、「県内自治体を発注者とする請負額8,000万円以上の建築工事の受注実績がある者」などを入札参加の条件とし、5月12日に事後審査型の制限付一般競争入札を執行いたしました。

5者応札があり、その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されましたので、落札決定を行い、5月21日付で仮契約を締結したところでございます。

次に2、最低制限価格の積算根拠はでございますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めるモデルに準拠し、予定価格の積算基礎となる直接工事費や共通仮設費等の金額にそれぞれ割合を乗じて算出をしております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

議案第38号 工事請負契約の締結についての3、工事内容を詳細にでございますが、外部改修として外壁のタイル部分については一部補修の上、清掃を行い、吹付部分につきましては高圧洗浄、一部補修の上、塗装を行います。屋根についても同様に、一部補修と塗装を実施いたします。

内部改修につきましては、床の塗装、壁のクロス張替え、天井の張替えを行い、一部の建具については熱線反射シート張りを、また閉架書庫につきましては開閉・保持の更新のために、可動システムである基盤交換等を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございます。

2回目の質疑をさせていただきます。

まず、35号ですけれども、今後のスケジュールについてお示しいただきました。ご承知のとおり、このアメリカのイラン攻撃による原油高だとか、それから原油を原料とした資材等の高騰は、今後も引き続き長引くと懸念されているところなんですけれども、こうした中、この工事請負契約の変更による事業費の増額、あるいは工期などへの影響について見通し、どのようにお考えになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、38号でございます。北部図書館の大規模改修なんですけれども、本市は公共施設等総合管理計画を令和8年3月に改定しているところなんですけれども、ここに管理計画の基本方針として公共施設における改修や更新時において省エネ設備の導入だとか、再生可能エネルギーの活用を積極的に推進するとしています。この北部図書館においても脱炭素化への貢献については検討されたのかどうか、こちらは財務部長でよろしいでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 工藤議員の再度の質疑についてお答えいたします。

石油製品の高騰があった場合の契約金額の増額や工期への影響はとのことかと思いますが、受注者から石油製品等の高騰など、社会情勢の変化により請負代金額に変更などが生じるといような申出があった場合には、受注者との協議に応じてまいりたいと思います。

また、工期につきましては、工程等の調整により現時点では工期の延長をすることは予定しておりませんので、引き続き工期内に終わるよう注視しながら調整していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 再度の質疑にお答えいたします。

公共施設の改修時において、公共施設等総合管理計画の基本方針の地球温暖化対策・脱炭素化に貢献できるよう努めていくとあるが、本工事の検討についてというご質問だったかと思いますが、建築工事と同時期に施工する電気工事の中で、照明のLED化や最新のトップランナー基準のキュービクルへの交換を実施し、省エネ性能を高めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） 議案第39号 工事請負契約の締結について、三郷市立彦成小学校外部等改修工事請負契約、これは和光建設株式会社と締結するというものです。4点お尋ねしたいと思います。

- 1、業者選定の経緯をお知らせください。入札の条件等も含めてお願いいたします。
 - 2、契約事業者の実績をお知らせください。
 - 3、雨漏りやトイレのにおいがひどいという声を聞いています。対応工事はするのか、アスベスト等のことは大丈夫なのか、工事内容の詳細をお知らせください。
 - 4、工事スケジュールはどうなっているか、児童の安全管理等も含めてお知らせください。
- 次、議案第40号 工事請負契約の締結について、この議案は三郷市丹後小学校外部等改修工事における請負契約を不動開発株式会社と締結するものです。以下、4点にわたり質疑いたします。

- 1、業者選定の経緯をお知らせください。入札の条件等もお願いいたします。
- 2、契約事業者の実績をお知らせください。
- 3、工事内容を詳細に教えてください。
- 4、工事スケジュールはどうなっているか、児童の安全管理等も含めてお知らせいただきたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、議案第39号 工事請負契約の締結についての1、業者選定の経緯と入札の条件等についてでございますが、入札参加者の資格に関する規程による「建築工事業」でA級またはB級に格付けされた者の中から、「特定建設業許可である者」、「三郷市内、吉川市内に本店または支店を有する者」、「県内自治体を発注者とする請負額8,000万円以上の建築工事の受注実績がある者」などを入札参加の条件とし、5月12日に事後審査型の制限付一般競

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

争入札を執行いたしました。

4 者応札があり、その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されましたので、落札決定を行い、5月21日付で仮契約を締結したところでございます。

次に、2、契約事業者の実績でございますが、和光建設株式会社が受注した過去の建築工事の実績を申し上げます。令和7年度三郷市立前谷小学校外部等改修工事、令和6年度文化会館特定天井等改修工事、令和5年度（仮称）三郷市立瑞沼学校給食センター新築工事（建築）などの施工実績がございます。

続きまして、議案第40号 工事請負契約の締結についての1、業者選定の経緯と入札の条件等についてでございますが、先ほどの議案第39号と同様のスケジュール、条件となりますが、入札参加者の資格に関する規程により「建築工事業」でA級またはB級に格付けされた者の中から、「特定建設業許可である者」、「三郷市内、吉川市内に本店または支店を有する者」、「県内自治体を発注者とする請負額8,000万円以上の建築工事の受注実績がある者」などを入札参加の条件とし、5月12日に事後審査型の制限付一般競争入札を執行いたしました。4 者応札があり、その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されましたので、落札決定を行い、5月21日付で仮契約を締結したところでございます。

次に、2、契約事業者の実績でございますが、不動開発株式会社が受注した過去の建築工事の実績を申し上げます。令和6年度（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）、令和3年度（仮称）三郷市多世代交流複合施設新築工事（建築）などの施工実績がございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 紺野議員からの質疑に順次お答えいたします。

議案第39号 工事請負契約の締結についての3、工事内容の詳細をでございますが、まず外壁塗装改修につきましては、外壁・ベランダ・外階段のクラックや欠損部の補修を行い、外壁面の全面的な塗装を行います。

次に、屋上防水改修につきましては、屋上及びベランダなどの全面的な防水改修を行います。また、アスベストにつきましては、事前の調査により一部の外壁に含有が確認されてお

りますが、法令にのっとり適切に処理してまいります。

その他の改修として、スロープの新設と給食用エレベータの改修を行います。

また、今回の工事は屋上や外壁などの安全対策を優先しており、トイレの改修は含まれておりません。

次に、4、工事スケジュール及び児童の安全管理でございますが、令和8年6月に着工し、令和9年2月竣工を予定しております。工事中の安全対策につきましては、児童がいない夏季休業中を中心に進めるとともに、学期中は児童の安全や教育環境に十分配慮の上、工事区画を明確にし、こどもたちの安全に配慮しながら工事を進めてまいります。

続きまして、議案第40号 工事請負契約の締結についての3、工事内容を詳細にでございますが、まず外壁塗装改修につきましては、外壁・ベランダ・外階段のクラックや欠損部の補修を行い、外壁面の全面的な塗装を行います。

次に、屋上防水改修につきましては、屋上及びベランダなどの全面的な防水改修を行います。また、その他の改修として、スロープの改修と給食用エレベータの改修を行います。

次に、4、工事スケジュール及び児童の安全管理でございますが、令和8年6月に着工し、令和9年2月竣工を予定しております。工事中の安全対策につきましては、児童がいない夏季休業中を中心に進めるとともに、学期中は児童の安全や教育環境に十分配慮の上、工事区画を明確にし、こどもたちの安全に配慮しながら工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員。

○11番（紺野伊久子議員） 再質問ではないんですけれども、トイレの改修がまだ5割程度だということをちょっと聞いてびっくりしているんですけれども、防災上の避難用の施設になっていますので、衛生上も改善しなければいけない問題だと思っています。こどもたちが安心して学べる環境の重要な問題です。国の長寿化事業やユニバーサル化事業などの……。

○議長（武居弘治議員） 紺野議員、質疑、質問ですか。

○11番（紺野伊久子議員） はい、大丈夫です。以上です。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第35号から議案第40号までに対する質疑を終結いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

◎議案第35号～議案第40号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第6、これより議案第35号から議案第40号までの委員会付託を行います。

議案第35号から議案第40号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第41号～議案第43号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第7、これより議案第41号から議案第43号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第41号から議案第43号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第41号～議案第43号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第8、これより議案第41号から議案第43号までの委員会付託を行います。

議案第41号から議案第43号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第44号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第9、これより議案第44号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、議案第44号 令和8年度三郷市一般会計補正予算（第1

号)の歳出について質疑をいたします。

まず、13ページの3款民生費、3項生活保護費中の生活保護事業について一括して伺いたいと思います。

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付を実施するための経費が主なものですが、初めに生活保護事務の委託料として8,794万4,000円が計上されていますが、この委託料の詳細をお答えください。

次に、追加給付に関する質問として幾つかお聞きします。

まず、給付の対象世帯について詳細をお答えください。

次に、影響世帯数はどのようなお答えください。

次に、物価高の中、生活保護受給中の世帯、廃止世帯へ給付金を適正かつ迅速に給付してほしいと考えますが、進捗状況とスケジュールはどのようなお答えください。

次に、申請が必要なケースもあるかと思えます。支給漏れがないよう、「広報みさと」でも大きく目立つよう、掲載するなど、周知の徹底、問い合わせへの対応も必要かと思えますが、申請・周知の方法や相談体制はどうなるのかお答えください。

続きまして、8款土木費、4項都市計画費、5目都市下水路費、都市下水路維持管理事業について伺います。

まず、水路設計について詳細をお答えください。

次に、都市下水路特別重点調査の結果を受け、実施する対策の進捗状況と今後の見通しはどのようなお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 深川議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書13、14ページ、生活保護事務（経理・管理）、生活保護事業の初めに1、委託料の詳細をでございますが、最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付を行うためなどに必要なシステム改修費と窓口や電話での相談、また申請書の処理などを行う保護費追加給付対応業務委託料でございます。

次の2、給付対象世帯について詳細をと3、影響世帯数につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

今回の給付対象世帯につきましては、平成25年8月から令和8年3月までの間に三郷市で生活保護を受給していた世帯が給付の可能性がある対象世帯となりますが、亡くなられたかたにつきましては追加給付の対象外となっております。

また、影響世帯数につきましては、現時点でその数を算定することが難しいところでございますが、現在も生活保護を受給している世帯のほか、当該期間に受給していた世帯のかたにも影響が及ぶものと考えております。

次に、4、進捗状況とスケジュールはでございますが、補正予算成立後、速やかに必要なシステム改修を行った後、秋以降に給付対象であり現在も生活保護を受給中の世帯に対する給付を行う予定でございます。

また、給付対象であり現在三郷市で受給していないかたにつきましては、申請が必要となりますが、夏頃から相談などを行い、秋頃から給付が始められるよう業務委託を進めてまいります。

最後に、5、申請・周知の方法や相談体制はでございますが、詳しくは準備ができ次第、主に市のホームページを活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、相談や申請につきましては、業務委託により必要な体制を整えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 補正予算書14ページ中段の都市下水路維持管理事業についてお答えいたします。

初めに、1、水路設計について詳細をでございますが、昨年1月に八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国からの要請により下水道管路の全国特別重点調査として、戸ヶ崎や高州地区における都市下水路の暗渠部分について調査を実施したところ、戸ヶ崎地区の一部で早期に補修が必要な箇所が確認されたため、このたび延長約5メートルの区間について補修工事を行うための設計費を計上するものでございます。

次に、2、都市下水路特別重点調査の結果を受け、実施する対策の進捗状況と今後の見通しでございますが、現在、下水道管路の全国特別重点調査は完了しており、国の判断基準に基づき道路の空洞調査を実施しております。今後の対応といたしましては、国が示す期間までに空洞調査の結果なども踏まえながら、緊急度に応じた補修工事を実施してまいりたいと

存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

これにて通告による質疑が終わりました。

これにて議案第44号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第44号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第10、これより議案第44号の委員会付託を行います。

議案第44号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第45号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第11、これより議案第45号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第45号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第45号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第45号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第45号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第12、これより議案第45号に対する討論・採決を行います。

お諮りいたします。

議案第45号につきましては、人事案件につき討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号につきましては討論を省略することに決しました。

採決を行います。

議案第45号 固定資産評価員の選任について、本案を原案のとおり同意することに賛成の皆様は起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第46号～議案第59号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第13、これより議案第46号から議案第59号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第46号から議案第59号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第46号～議案第59号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第46号から議案第59号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員

会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第59号までにつきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第46号～議案第59号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第14、これより議案第46号から議案第59号までに対する討論・採決を行います。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第59号までにつきましては、人事案件につき討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第59号までにつきましては、討論を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第46号から議案第59号までにつきましては、一括採決としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第59号までにつきましては、一括採決とすることに決しました。

採決を行います。

議案第46号から議案第59号までの農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

よって、議案第46号から議案第59号までは、原案のとおり同意することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前10時45分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年6月三郷市議会定例会第9日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

次に、各常任委員長から委員会審査報告書が提出され、審査結果につきましては、こちらでも皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第30号～議案第43号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより議案第30号から議案第43号までの委員会審査報告を行います。

議案第30号、議案第39号、議案第40号及び議案第43号の委員長報告を求めます。

福祉教育常任委員長、寺沢美紗議員。

〔福祉教育常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○福祉教育常任委員長（寺沢美紗議員） おはようございます。ご報告いたします。

去る6月3日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は6月4日、第2委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席

のもと開催いたしました。

それでは、議案第30号 債権の放棄についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、長期にわたり施設基準を満たしていなかったとのことだが、今後の再発防止策について、国や県から何か通知は来ているのかに対して、病院の施設基準等については、厚生労働省の地方厚生局が調査を行うことになっている。そのため本市にはこの件について防止策などの通知は来っていないが、本市としてできることとして、レセプト等の内容については毎月調査を行っている。また、直接調査ができる障がい福祉施設などで同じように施設基準などについての調査は行っていきたいと考えているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第30号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、学校教育施設個別計画の対象期間は令和7年度までとなっている。彦成小学校については、今回の改修により長寿命化を図るとしているが、今後どの程度の耐用年数が期待されるのかに対して、学校教育施設個別計画は、令和2年度から7年度までの6年間ということで計画を立てていたが、9年度まで2年間延長している。耐用年数であるが、目標の使用期間としては、60年から75年の幅の中で長寿命化を各学校において図っているとのことでした。

次に、塗装改修工事においては、塗料の臭いへの対応から窓を閉め切る必要がある一方、冬季は感染症対策として換気も求められるが、今回、この件について何か配慮はあるのか。また、換気が必要だというような声は把握されているのかに対して、今回、揮発性の有機化合物を使用して塗装することになるが、現時点では教室に入り込んだ空気を強制的に換気することが最も効果的であるとする。また、児童・生徒からそのような声があることは認識しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第39号については、原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、市内のほかの小学校においても、塗装下地にアスベストを含む施設はあるのかに対して、アスベストについては、塗装面の一番下の下地の部分に含ま

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

れているので、実際調査をしてみないと分からない。ただし、アスベストが使用されている年代は同じ時期のため、その時期と一緒に使われている可能性は高い。彦成小学校の北校舎は昭和57年、丹後小学校は昭和56年の建築で、昨年度工事した高州東小学校は昭和55年の建築であり、この年代ではアスベストが使用されていたと思われるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第40号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号 三郷市介護保険条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第43号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第31号、議案第35号から議案第38号まで、議案第41号及び議案第42号の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） ご報告いたします。

去る6月3日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は6月4日、第1委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第31号 交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、交通事故の再発防止策として現在行っていることはに対し、過去1年以内に事故を起こした職員や、おおむね入庁5年未満の若手職員などを対象に、自動車教習所のコースや路上で、講師による実地研修を毎年行っている。また、全職員向けの安全運転講習会を1年おきに開催し、事故の削減に努めているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第31号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号、第36号及び第37号 工事請負変更契約の締結について、一括し

てご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、インフレスライド条項に基づく増額であるが、今後も増額の可能性はあるのか。また、今回の補正予算に新たな項目として計上されていないが、当初予算の範囲内で賄えるのかに対し、一部の材料等は発注や納品の予定が未定であるため、今後、石油製品等の価格が高騰した場合は、増額の変更契約に至る可能性がある。なお、当該予算は継続費として計上しており、現在は予算の範囲内に収まっているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第35号、第36号及び第37号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、北部図書館大規模改修工事（建築）に関連する、電気、機械工事の内容の詳細はに対し、建築工事のほか、照明のLED化、キュービクルの入替え、エレベータの改修工事などの電気工事や、トイレの洋式化を含む水周り、空調や換気設備、給排水管改修などの機械工事を行うとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第38号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号 三郷市税条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、新設される特定暗号資産の譲渡所得の課税特例は、三郷市の市民税にどのような影響が見込まれるのかに対し、現在は総合課税であり、税率は県民税が4%、市民税が6%の合計10%となっている。分離課税に移行すると、県民税が2%、市民税が3%の合計5%となり、これにより市の税率は6%から3%に下がるため、3%分の減収になるものと見込んでいるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第41号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号 三郷市都市計画税条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、「改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置」における、通称「わがまち特例」の割合はに対し、国が示す割合である3分の1を参考とし、また、一定の基準の範囲内であること、及び、近隣各市における特例割合が3分の1であることから、三郷市においても同様に3分の1と定めたとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

よって、議案第42号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第32号から議案第34号までの委員長報告を求めます。

建設経済常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設経済常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設経済常任委員長（鳴海和美議員） ご報告申し上げます。

去る6月3日の本会議において、建設経済常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は6月4日、第3委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第32号 水路転落事故に係る損害賠償額の決定及び和解についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、水路にフェンスがなかったため、市の責任が2割生じたとの説明だが、市内の他の危険箇所への対応について、また、事故発生より3年がたっているが、その間、予防策に対する予算措置は取ったのかに対し、事故後、すぐに現場の水路にフェンスを設置するとともに、道路・水路の総点検を行い、危険箇所の補修工事を実施した。予算措置としては、修繕費として確保しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第32号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 三郷市道路線の変更についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、公共移転による開発行為に関する路線変更とのことだが、変更後の道路の安全対策などは検討はなされているのかに対し、開発行為に対する指導を行う関係部署を通じ、事業者へ安全対策の検討を働きかけていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第33号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 三郷市道路線の認定についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第34号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第1回目の報告を終わります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１６分

再開 午前１０時１６分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３０号～議案第４３号の委員長報告に対する質疑、
討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第２、これより議案第30号から議案第43号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第30号から議案第43号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第30号から議案第43号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第30号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第30号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第30号 債権の放棄についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案可決と決しました。

議案第31号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第31号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第31号 交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案可決と決しました。

議案第32号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第32号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第32号 水路転落事故に係る損害賠償額の決定及び和解についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案可決と決しました。

議案第33号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第33号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第33号 三郷市道路線の変更についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案可決と決しました。

議案第34号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第34号の討論を終結いたします。

採決を行います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

議案第34号 三郷市道路線の認定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案可決と決しました。

議案第35号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第35号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第35号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案可決と決しました。

議案第36号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第36号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第36号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案可決と決しました。

議案第37号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第37号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第37号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案可決と決しました。

議案第38号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第38号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第38号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案可決と決しました。

議案第39号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第39号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第39号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案可決と決しました。

議案第40号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第40号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第40号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案可決と決しました。

議案第41号の討論を行います。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

討論の通告がありません。

これにて議案第41号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第41号 三郷市税条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案可決と決しました。

議案第42号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第42号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第42号 三郷市都市計画税条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案可決と決しました。

議案第43号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第43号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第43号 三郷市介護保険条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案可決と決しました。

◎議案第44号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより議案第44号の委員会審査報告を行います。

議案第44号中、担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） それでは、議案第44号 令和8年度三郷市一般会計補正予算（第1号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、少年消防クラブ事業について、ヨーロッパ青少年消防オリンピック参加負担金30万円の内訳は。また、自己負担金は発生するのか。併せて、女性参加者への配慮についてどのように行うのかに対し、日本消防協会への負担金は1人当たり5万円であり、三郷市少年消防クラブ員5名と職員1名の計6名が参加するため、総額が30万円となる。

なお、参加者に対する自己負担は生じない。

また、女性参加者1名に対しては、他クラブの女性参加者と宿泊先を同室にするほか、日本消防協会の女性職員が付き添うなどの対応をし、配慮を行うとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第44号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第44号中、担当分の委員長報告を求めます。

福祉教育常任委員長、寺沢美紗議員。

〔福祉教育常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○福祉教育常任委員長（寺沢美紗議員） それでは、議案第44号 令和8年度三郷市一般会計補正予算（第1号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、生活保護事務の保護費追加給付対応であるが、委託先としてどのような事業者を想定しているのか。また、委託料が8,200万円ほどとなっており、窓口相談などの人件費も含まれていると思うが、かなり高額なのではないかに対して、委託先としては、給付金事業などで実績のある人材派遣会社等を想定している。この事業については、まだどこも着手していないため、委託料の積算が非常に難しかったが、業務内容としては、人員の手配や教育、コールセンターの開設、様々な申請の受付、システム立ち上げ時の

データの入力などがあり、これらの業務が過不足なくできることを想定して計上したとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第44号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第44号中、担当分の委員長報告を求めます。

建設経済常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設経済常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設経済常任委員長（鳴海和美議員） それでは、議案第44号 令和8年度三郷市一般会計補正予算（第1号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、文化施設管理等事業について、空調の配管から水漏れが生じたため、新しい配管に変える工事を行うとのことだが、原因は何か。また、工事スケジュールと工事中の会館の使用はどのようになるのかに対し、配管の老朽化が原因だと考えている。工事スケジュールについては、契約締結後、部材の調達に通常2～3か月程度かかる見込みのため、着工は10月頃からを予定しており、工期は約4日間を見込んでいる。

また、文化会館の空調設備は、1号機と2号機があり、今回は2号機のための修繕であるため、工事期間中も会館の利用及び空調の運転は可能であるとのことでした。

次に、都市下水路維持管理事業について、八潮市の陥没事故を受けて国からの要請による調査とのことだが、市民にこのような対策を行っていることをどのように周知するのかに対して、市のホームページにおいて、公共下水道を含めた点検結果や、国が公表している全国重点調査結果へのリンク、また空洞化調査を実施していることについて公表している。

なお、今後予定している補修工事に当たっては、地元町会も含め、引き続き、周知を行っていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、紺野委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第44号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第44号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより議案第44号の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第44号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第44号の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第44号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第44号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第44号 令和8年度三郷市一般会計補正予算（第1号）の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案可決と決しました。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第5、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

◇ 佐々木 修 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第1、23番、佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） それでは、通告に従って、順次一般質問をさせていただきます。

今回はDX問題、運動施設管理、行政問題の3項目についてお伺いいたします。

1、DX問題、1、電子契約システムの導入について。

近年、国や民間企業を問わず、電子契約の導入が急速に進んでいます。国においても、令和3年のデジタル改革関連法の整備を受け、地方公共団体、いわゆる自治体における書面や押印などの見直しが求められています。

まず、契約締結の前段階には入札があります。三郷市では既に電子入札が導入されています。その背景には、公共事業等の入札における透明性、客観性、競争性の向上を図るとともに、コスト削減や事務の効率化を推進する目的があり、埼玉県電子入札共同システムを活用した電子入札が行われております。

このシステムは、三郷市をはじめとする県内自治体が共同で運用しているものです。そこで疑問に感じるのは、入札は電子化されているのに、なぜ契約締結だけが紙なのかという点です。

現在、三郷市における契約締結は紙によって行われております。紙による契約事務は、印紙税や郵送費、書面保管に係る費用など、多くのコストと人的負担を伴います。

一方で、国においてデジタル改革が進められる中、近隣自治体では、電子契約システムの導入が進んでいます。電子契約の導入により、行政及び事業者双方において、コスト削減や事務処理の迅速化など、大きな効果が期待されます。もちろんシステム導入や保守に係る初期費用やランニングコストの発生、また、利用者双方の理解促進が必要であるなどの課題も考えられます。しかし、それ以上に大きなメリットがあると考えます。

まず、行政側では、電子契約の導入により、契約締結手続の迅速化、文書保管コストの削減、契約情報の効率的な管理、検索が可能となります。また、電子署名及びタイムスタンプの活用により、契約書の真正性、完全性が確保され、証拠力の向上が期待できます。さらに、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ペーパーレス化による環境負荷への軽減にもつながります。

また、事業者側では、印紙税や郵送費、来庁に伴う時間的負担などのコスト削減が可能です。加えて、場所や時間に制限されことなく契約手続を進めることができるため、契約締結の迅速化と業務効率化の向上が期待できます。

さらに、契約書の電子保存による管理性の向上や紛失リスクの低減、ペーパーレス化による環境負荷の軽減にもつながります。

事業者の来庁やそれに伴う職員の対応時間を削減することは、人が働く時間をより有効に活用することにつながり、市民サービスの向上、行政事務の効率化、さらには大きなコスト削減にも寄与すると考えます。行政と事業者双方にとって、コスト削減とスピードアップという大きなメリットが期待できる一方で、セキュリティ面などについても課題はあると思います。

そこでお伺いいたします。

電子契約システムに対する現状の認識と今後の展望をどのように考えているのか。また、市民サービスの向上と行政事務の効率化の観点から導入の必要性があると考えます。

そこで、現状と、電子契約システム導入による効果を踏まえ、次の2点についてお伺いいたします。

アとして、現状と電子契約の認識について、イとして、他市の導入事例や今後の展望について総務部長にお伺いいたします。

続いて、2、運動施設管理、1、運動施設の適正利用について。

江戸川運動公園とは、武蔵野線及び流山橋の高架下付近から北側に位置する江戸川河川敷の運動公園です。

今回は、特にこの運動公園の多目的広場及び臨時駐車場の適正利用についてお伺いいたします。

江戸川運動公園は、多くの市民の皆様にご利用されている公共施設ですが、近年、市民の皆さんから、多目的広場や臨時駐車場において、外国籍の方々が大人数で長時間にわたり占有的に利用しているため利用しづらい、火気の使用やごみの放置が見受けられるといった声が寄せられております。

私自身も複数回現地を確認しましたが、その都度、30人から40人、多いときには100人を超える外国籍のかたが集まり、多目的広場や臨時駐車場を利用してサッカーを行い、大会のような催しが開催されている状況を確認しております。

ここで改めて、市ホームページに記載されている江戸川運動公園の利用ルールでは、利用上の注意事項として、多目的広場及び臨時駐車場は火気厳禁であること。多目的広場ではスパイクの使用を禁止しているということ。さらに、サッカーやラグビー等を目的とした貸出しは行っていないということが明記されております。また、臨時駐車場においてサッカー等を行うことも、本来想定されていない利用方法であります。これは、外国籍のかたであるかどうかという問題ではなく、日本人であっても同様であり、ルールを守ることが求められています。

公共施設は誰もが利用するものでありますから、その前提として、利用者一人ひとりがルールを守ることが必要不可欠であり、適正な利用が求められているものと感じます。公共施設は、国籍や年齢を問わず、誰もが公平に利用できるものでなければなりません。特定の団体や予約を伴わないグループによる占有的な利用によって、ほかの利用者の利便性や安全性が損なわれることがあってはならないと考えます。

そこでお伺いいたします。

現在の利用状況及び市に寄せられている苦情や相談など、市としての課題認識について、利用ルールの周知方法及び外国人利用者を含めた多言語対応の現状について、現場における巡回や指導など、管理体制の現状について、ア、現状と対策について地域振興部長にお伺いいたします。

最後に、3、行政問題、1、市政運営について。

三郷市の市政運営について、市長にお伺いいたします。

木津市長は5期20年にわたり、三郷市発展のため市政運営の先頭に立ち、尽力されてこられました。とりわけ、つくばエクスプレス開通を契機としたまちづくりや都市基盤整備など、三郷市の発展に大きく寄与されてきたものと認識しております。まずは、その長年のご尽力に対し、敬意を表したいと思います。

その上で伺いいたします。

この20年の市政運営を振り返る中で、市長ご自身が認識されている最大の成果は何であったのか。また、一方で、現時点において、なお道半ばであると考えている課題について、どのように認識されているのかお聞かせください。

次に、三郷市を取り巻く課題について伺います。

三郷市はこれまで人口増加を背景に発展してまいりましたが、今後は、高齢化への対応、公共施設の老朽化対策、社会保障関連経費の増加、交通インフラ整備など、自治体経営とし

て新たな局面を迎えていると考えます。

また、都市間競争が進む中で、今後も選ばれるまちであり続けるためには、次の時代を見据えた市政運営が求められております。

こうした中で、市長が現時点において最も優先すべきと考える課題は何か、また、その課題解決にはどの程度の期間を要すると見込んでおられるのか、ご所見をお伺いさせていただきます。

次に、今後の市政運営の方向性について伺います。

今後、さらにその先の三郷市の未来を見据えたとき、市長ご自身として、引き続き担うべき責任と次の世代へつないでいく役割についてどのように整理されているのか、お考えをお聞かせください。

また、長期にわたり築かれてきた市政運営について、その継続性の観点から伺います。

これまで積み重ねられてきた政策や組織運営を今後どのように継承し、発展させていこうと考えているのか。あわせて、将来を担う人材育成や組織としての持続可能性についてお伺いいたします。

以上を踏まえ、最後にお伺いいたします。

三郷市が今後大きな転換期を迎える中、市民の皆様も、今後の市政運営の方向性に大きな関心を持っておられると感じております。その中で、木津市長ご自身として今後どのような形で三郷市の発展に関わっていこうと考えておられるのかお伺いいたします。

木津市長が長年築かれてきた市政を今後どのように築いていくのか、その方向性を市民に示すことも大切な責任の一つではないかと考えております。

ア、5期20年の振り返りについて、イ、今後について市長に伺いまして、1問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 佐々木修議員の質問に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1、DX問題、1、電子契約システムの導入についてのア、現状と電子契約の認識についてでございますが、市の契約事務の現状といたしましては、原則として、入札や見積り合わせを行った後、契約書の案を市が作成いたします。その後、受注者が契約書を正本・副本1通ずつ作成し、それぞれに押印した上で市に提出いたします。市が受注者から提出された契

約書に市長印を押印することで契約が締結となり、最後に副本を受注者に返却する流れとなっております。

次に、電子契約を導入した場合における効果の認識についてでございますが、紙の契約書を用いた場合と比べ、電子契約を利用した場合は、収入印紙を貼り付けたり、印刷・製本が不要となるほか、契約書の受渡しに伴う来庁、または郵送に係る金銭的、時間的なコストを削減することが可能となります。

また、契約事務の迅速化や効率化、契約書の保管に必要な場所やコストの削減が可能となるなど、受注者と市の双方にとって多くのメリットがあるものと認識しております。

なお、本市では、建設工事や設計業務などに係る契約保証及び前払金保証につきまして、契約事務の電子化を推進する目的で令和8年4月から、これまでの紙による保証証書に加え、新たに電子保証の取扱いを開始したところでございます。

次に、イ、他市の導入事例や今後の展望についてでございますが、近隣では、越谷市が令和8年1月から試行的に電子契約を導入し、春日部市においても令和8年度中に導入する準備を進めると伺っておりますので、これら先行自治体への視察や聞き取りなどを通じて情報収集を行う予定でございます。

また、導入する場合に必要ななりすましや改ざんなどを防止した高いセキュリティ対策が確立されている電子契約サービス提供事業者の選定方法などについても、本市における事務手続などを整理していく中で、併せて調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 2、運動施設管理、1、運動施設の適正利用について、ア、現状と対策についてお答えいたします。

江戸川運動公園の多目的広場につきましては、多くの市民の皆様に身近なスポーツ・レクリエーションの場としてご利用いただいております。

一方で、一部において、利用ルールに沿わない使用や、大人数による占有的な利用により、他の利用者が使いにくいとのご意見をいただくことがございます。

これまで市では、ホームページや窓口などにおきまして、施設利用ルールの周知、利用上の注意事項やマナー啓発を行ってまいりました。

しかしながら、利用者の増加や利用形態の多様化に伴い、現地におけるルールの周知の在

り方や、多言語による利用案内、申請したとおりの利用を適正に使用しているかなどの利用状況の把握が課題であると認識しております。

このため、適正に施設利用していただくための対策といたしましては、現地への多言語対応を含めた注意看板の設置や、ホームページなどによる周知内容の充実を図るとともに、職員による定期的な巡回パトロールの実施、河川管理者である国土交通省への情報提供、また、特に現地指導に従わない利用者に対しましては、関係機関と協力し、必要に応じ警察と連携するなど対応してまいります。

今後も引き続き利用者マナーの向上や安全対策に継続して取り組み、誰もが安全で安心して利用できる運動施設の環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

答弁については、自席でお許しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私は市長就任以来、「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」を実現させるため、市政に邁進してまいりました。

平成20年の三郷料金所スマートインターチェンジの整備を皮切りに、三郷流山橋有料道路の開通、日本一の読書のまちを宣言し、三郷市陸上競技場やにおどり公園の整備、ギリシャ共和国との交流など、先進的な取組を数多く実施してきたところでございます。

また、東日本大震災やコロナ禍での対応、南部地域拠点防災コミュニティ施設の整備など、常に市民の安全・安心を最優先にして取り組んできたところでございます。

このように、本市が順調に成長を遂げておりますのも、市民並びに議員の皆様のご支援、ご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、職員には、市民感覚と経営感覚の大切さについて話をしてまいりました。事業を進めるに当たっては、職員もよく頑張ってくれたと思います。

今後について申し上げますと、これまで進めてきたまちづくりは、私自身、一定の成果と将来への道筋を示すことができたと考えております。

こうしたことから、5期20年を一つの節目と捉え、この任期を最後に市長としての任を終える決意を固めたところでございます。

これからは、残りの任期を市長として全力で全うし、その職責を果たしてまいります。20

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

年間どうもありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 佐々木修議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木修議員。

○23番（佐々木 修議員） それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。

それでは、1、DX問題から始めさせていただきます。

まず、総務部長のほうから、DX問題、電子契約システムの導入についてお伺いさせていただきまして、全体的に前向きな答弁だったのかなと感じております。契約事務についての現状を含め、電子契約を導入した際の効果について、多くのメリットがあるということは共通の認識なのかなと思っています。

また、今年4月からは建設工事や設計業務などに係る契約保証、前払金保証について、今まで紙で行っていたけれども、保証証書に加えて電子保証の取扱いというものをスタートしているという答弁だったかと思います。

このように徐々に準備が整ってきておりますので、イとして、他市の事例もお話いただきましたけれども、様々な自治体の先行事例、そういったものをぜひ調査研究していただければかなと思っています。

答弁でもありましたけれども、今年の1月からは越谷市、そして今年度中に春日部市が導入準備ということでありました。ただ、こういった新しいものを導入する際に、どうしてもセキュリティの面に気をつけていただきたいなというものがあります。

ここの部分は、いろいろ電子契約サービスの提供事業者の選定方法、こういったものも十分に考えていただきまして、よりよい形に進めていただき、市民サービスの向上と行政事務を効率化するためにも前向きに検討をお願いします。こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、2の運動施設管理に関して、こちら地域振興部長にご答弁いただきました。まずは、現状でルールを守らないかたや大人数で占有的な利用というような声があるということも認識している、市のほうにもそういうような声というのが届いているということであ

りました。

また、申請したとおりに利用を適正に使用しているか、例えば、ドッジボールをやるよと言って借りたのに、サッカーをやってちゃ駄目だよというようなことだと思うんですけども、そのような状況把握が課題ということでありました。

今後、多言語による案内表記で注意事項、例えば、広場ではスパイク禁止、そういったものなどもしっかりと対策を取っていただきたいと思います。

それと同時に、現地に行って見ていただき、もしそういう現場があれば声をかけて改善に努めていただければと思います。この部分に関しては、市の職員だけではなかなか難しい部分がありますので、答弁のほうでも警察などとの連携という言葉がありました。こういった部分、しっかりと対策をしていただきたいなと思っています。安全対策だったり、あとはトラブルにならないようにもぜひお願いいたします。

当たり前ですけども、高架下でいわゆる火気使用による危険性であったりとかごみの放置、こんなのは言語道断というか、マナー違反であるというふうに思っておりますので、こういった部分の周知もよろしくお願いします。

ただ、この江戸川運動公園の多目的広場も有料施設ですので、例えば、予約をしないで空いてるから使ってしまうとか、そういった不正利用が発生しないような形で対策をとることも必要だと思っています。

実際、三郷市の中でもこの公共施設、スポーツ振興課の窓口でこの場所は予約が取れたりとか、あとまんまる予約というような形があると思います。私、個人的にはまんまる予約、なかなかちょっと不備があるのかなというようなことであったり、それを利用して使われているスポーツをやっているかたであったりにも、そういうような声が多く聞こえてきております。

ただ、三郷市だけそこを抜けることができるのか、そういった話になると、また別の話にはなってしまいますけれども、まずはしっかりとしたルールを守っていただくということを、ぜひとも取り組んでいただくよう、よろしくお願いします。こちら要望とさせていただきます。

最後に、市長、答弁ありがとうございました。市長からありましたけれども、5期20年での実績については、ごく一部であったと思います。市長が20年間の市政運営を振り返りながら様々な実績や取組、そして今日の三郷市の発展に至るまでの歩みについてお話をいただけたかなと思っております。

また、その道のりというのは、5期20年なので長いですがけれども、決して市長お一人で成し遂げられたものではなくて、多くの職員の皆様とともに課題に向き合って市民のために力を尽くしてこられたからこそ、そして職員の皆様への感謝の思いについても言葉があったかと思います。

私も市議会議員として、市役所職員の皆様が市民に最も身近な行政の担い手という形で、それぞれの立場で責任を持って日々職務に励んでおられる姿を見ています。その意味でも、木津市長が職員の皆様への感謝の言葉を述べられたことというのは、もう本当に大変意義深いものではないのかなと感じております。

改めて、5期20年という長きにわたり市政の先頭に立ち、三郷市の発展のために尽力されてこられたことに対して、心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。

ここでちょっと話はずれますけれども、私が議員になってから早いもので13年が経過しました。そのときにはもう既に木津市長が市長としておられまして、その間には市長に対して一般質問であったり、今回もさせていただいておりますけれども、登壇していただく機会がありました。

私と言いますと、何度も動物に関係する一般質問であったり、そういったことが多くありましたけれども、人の命も動物の命も守るためにもという思いが私ありますので、様々な提案だったり要望をさせていただきました。

今振り返ってみれば、これほど動物行政について繰り返し質問する議員も、三郷市の議員ではいなかったのかなと思っております。市長におかれましても、戸惑うこともあったのかなと思うんですけれども、その都度真摯に耳を傾けて答弁をいただいたことに感謝します。

また、三郷市動物の愛護及び管理に関する条例、こちらの制定をしていただいたことで、最初は動物の問題というと、まずは人だろうというようなことはもちろんなんですけれども、しかしこの動物の部分にもしっかりと前に進めてきてくださったおかげで、三郷市の動物行政は着実に前に進んできています。

近年では高齢者とペットの問題、こういった部分の対応をはじめ、様々な課題に取り組む自治体として、この三郷市、評価をされてきております。こういった部分、制度や仕組みの構築を進めてきていただいたことに対しても、この場をお借りして感謝申し上げます。

そして最後、市長のほうから、この任期を最後に市長としての任を終える決意という答弁がありました。5期20年という市長として力強いリーダーシップを発揮されて、三郷市民のために、そして三郷市の発展のために尽力されてこられたことに対して、議員として、また

1人の市民としても感謝いたします。

また、市長としての任期、残り約5か月あるかと思います。どうか最後まで健康にご留意いただき、市民のために、そして三郷市のために力を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

そして、市民感覚と経営感覚を大切に、三郷市の発展と市民の生活の向上のために、積極的にまちづくりを進めてきた木津雅晟市長、その思いと情熱は今後も市職員に受け継がれるはずです。5期20年間、本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で佐々木修議員の質問を終わります。

◇ 西 尾 秀 貴 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第2、8番、西尾秀貴議員。

〔8番 西尾秀貴議員 登壇〕

○8番（西尾秀貴議員） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

災害時の避難所の運営についてお伺いいたします。

ここ最近、多くの大きな地震が発生しています。先月5月20日に、沖縄本島近海が震源地の最大震度5強の地震が、鹿児島県で起きました。5月15日には、宮城県沖が震源地の最大震度5弱の地震が、4月20日には、三陸沖を震源とする最大震度5強の地震が、その2日前の4月18日には、長野県北部を震源地とする最大震度5強の地震が、4月1日には、茨城県南部が震源地の最大震度5弱の地震、さらに今年に入って、震度5以上の地震は、1月6日に島根県東部が震源地の最大震度5強など、大きな地震が頻繁に発生しています。

そのほかにも、富士山の噴火も起こり得る可能性も言われていて、三郷市にも降灰による影響で停電になる可能性や、降灰を下水に流すと泥状になって、下水管でセメントのように固まってしまうことがあり、トイレを使用すると、汚水が逆流し、自宅の排水設備が永久に使用不可能になるおそれがあると言われていたり、水質の悪化、浄水機能の停止などにより、関東圏の約8割で飲用が不可能になるとの予測もあります。

本当に災害はいつ起こるか分かりません。そして必ず起きます。これは皆さんを怖がらせるとか、そういうことではなく、前から言われている南海トラフ巨大地震は、今後30年以内

にマグニチュード8～9クラスの地震が約80%の可能性で起きると言われていますし、首都直下型地震は、今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が約70%の可能性で起こると言われています。

地球の仕組み上、プレートの動きが止まらない限り、エネルギーは必ずたまり、いつか限界が来てはじけるという事実があり、ひずみは地震として開放されない限りは、たまり続けるので、理論上、発生確率は時間とともに100%に近づいてくるそうです。予測とは言われていますが、大きな地震は必ず起きます。

そんなとき、被災した私たちは避難をしなくてははいけません。どの避難の形にせよ、大事になってくるのが備蓄だと思います。災害のときに備えて食料、飲料水、日用品、常備薬、燃料や電池、携帯ラジオ、そして簡易トイレなど、最低3日、できれば1週間分以上の準備が推奨されています。

災害について意識していらっしゃるかたは、もう既に備蓄をされていたり、一度にいろいろと購入すると、それなりに高い金額になってしまうので、今月は水と食料、今月は簡易トイレなどと、毎月少しずつ購入していらっしゃると思います。まだのかたは、ぜひドラッグストアでも、スーパーでも、アマゾンなどのネットでの購入でも、在庫があり、正規の値段で売っている今から買い始めることを強くお勧めします。

なぜここまで備蓄品をと訴えるのかと申しますと、最近いろいろと調べていて、避難所のある問題を見たからです。それは避難所クレクレ問題です。避難所クレクレ問題という言葉自体、初めて聞いたかたもいらっしゃると思います。避難所クレクレ問題とは何なのか、これをお伝えさせていただきます。

被災をし、家も倒壊のおそれがあるため、避難所での避難になりました。その家族は、備蓄していた食料や日用品などを持って避難所に行きます。避難所はたくさんの人、体育館の一角に身を寄せる家族。

避難をし始めたある日、喉が渴いたので、備蓄していた水を飲んでみると、「すみません」と声をかけられます。振り返ると1人の女性が。「すみません。こどもが喉が渴いたと言ってまして、もしよろしければお水を分けていただけないでしょうか」。それを聞いたご家族は、自身もこどもがいるので気持ちが分かります。なので「どうぞ」とお水を1本を渡します。「ありがとうございます」。すごく喜んでくれたのを見て、こういうときは助け合いだよなと思いました。

そうすると、また「すみません」と声をかけられます。「はい」と振り返ると、高齢のご

夫婦が立っていました。「すみません。薬を飲まなくてはいけないんですが、お水がなくて。もしよろしければお水を分けていただけないでしょうか」。ああ、薬が飲めなくて困っていらっしゃる、こういうときは助け合いだとご高齢のご夫婦にお水を1本差し上げました。

そうすると、また、「すみません」という声。「私にもお水を分けていただけないでしょうか」。助け合いだと思いお水を1本。また「すみません」。助け合いだと思い1本。また「すみません」。うーん、助け合いだもんなとまた1本。そうしているうちに、備蓄していたお水がだんだんと減っていきます。

家族で飲む分も残しておかなくては、そう思ったこのご家族は、次にすみませんと声をかけてきたかたに「申し訳ありません。うちも家族がいて、もうこれ以上差し上げると私どものお水がなくなってしまうので」とお断りしました。しかし、推奨されている家族の人数の1週間分を蓄えていたので、見た目はまだまだ水があるように見えます。

断られた男性は、「そこは何かありませんか。こどもがおりまして」とお願いを続けます。「分かりますが、うちもこどもがおりまして、その分取っておかなくちゃいけないんで、本当にすみません」。

そうすると、断られた男性は「何でだよ。さっきまであげてたろ、みんなに。何で俺にはくれねえんだよ。こっちも困ってるんだから。お願いしてんだろ。後ろに水いっぱいあんじゃないかよ。それ全部水だろ、1本ぐらいいいだろう」と声を荒らげます。

「そうよ、まだたくさんあるでしょう」、声のするほうを見ると、何人かが列を作っています。その家族から水がもらえると、周りで見ていた人たちが列を作っていたんです。「いっぱいあるなら分けてよ」「こういうときに助け合わないっておかしいだろう」「どんだけけちなんだよ」と罵声は続きます。

「すみません、ここからどれくらい水が来ないか分かりません。こういうときのために備蓄をしていたんです。本当に申し訳ありません。これ以上水をお分けできません」。

そうすると、「本当、なんて人だろうね。困ってる人助けないなんて、共生って言葉知らないのかね」「こういうときに人助けできないようなやつらは、平時に戻ったら誰も助けねえだろうよ」と口々に捨てぜりふを言いながら戻っていきました。助け合いと思ってやったことがこんなことになるなんてと、おおむねこのようなものがクレクレ問題です。

この話はもちろんフィクションですが、クレクレ問題とは、今の物語のように、備蓄している人に「お水や食料をひとついただけないですか」と。1家族ならいいんですが、ほかの人がもらえている状況を見て、私にも、僕にも、俺にもと、たくさんのかたに「くれ、くれ」

とお願いされてしまうこと。そして、断っても、「そうですよね」と理解していただければいいんですが、断ると避難所で孤立してしまったり、嫌がらせを受けたり、その場所にいなくてときに備蓄品が盗まれ、周りも犯人を知っているのに教えてくれなかったり、最悪の場合は、普通の生活に戻ったときに周りから無視をされたりなど、いろいろな声が聞かれます。

自分たち家族が困らないように備蓄していたことが、避難所に行ったら最悪なケースになってしまう、これは本当にあってはならないことだと思います。

そのクレクレ問題の経験者の話で、断る理由が思いつかないというのがあります。どのように断ればいいのか思いつかず、本当はもう水も残り少ないのに、仕方なく分けてしまう状況になってしまったとの声は多く聞かれます。

そこで、断る理由、断るための一つの壁を市に作っていただきたいと考えています。例えば、避難所での個人間での備蓄品の譲渡及び譲受けの禁止というのを避難所のルールとして定め、避難所の運営をしてくださる町会や自治会、そして市民の皆さんに強くそれを広めていただきたいのです。

もちろん、この一つの壁、ルールで、クレクレ問題がなくなるとは思っていません。断る理由が思いつかないというかたに、一つでも断る大きな理由を持っていただきたいのです。その断る理由で「そうですよね」と引いてもらえればいいですし、もらう側も、市で禁止されてるからなあと、最初から無理にお願いにいかないかたもいらっしゃるでしょう。

さらに、避難所でこのルールをアナウンスしていただければ、大きな抑止力になりますし、何より備蓄しているかたが集団で責められるようなことが少しでも減ってほしいと思っています。

重ねて言いますが、市が決めたからと、絶対守られるとは到底思っていません。完全解決を求めているものではないんです。最低限の抑止、断る理由、避難所運営の責任者への周知、備蓄をしているかたに過度な心理負担が集中しない環境整備を求めています。ちゃんと準備した人が責められてしまう避難所ではいけないんです。善意だけに頼ると、最後は人間関係が壊れてしまいます。そんなことにならないようにルールを作ってもらえればと思います。

ほかにも、避難所に行ったら「皆さんで分けるので」と、備蓄品を全て没収されたなどの声も見られます。これが実際にあるなら本当に怖いことです。せっかく備蓄したのに、避難所で没収されることが起きてしまっているなら、備蓄した人が損をし、備えない人が得をする、そんな思いにもなり、だったら備蓄しないでもいいかとなってしまうかねません。

また、どうせ取られるからと避難所に行かず、危険だけど自宅避難にする、車中泊避難に

するなどになれば、それは大きな問題で、避難所の運営の仕方や人間関係のトラブルへの不安が、避難行動そのものを阻害しかねないと考えます。

これに関しても、避難所での個人の備蓄品の没収禁止など、市としてのルールを定め、避難所運営をお願いする町会や自治会、市民の皆さんに強く広めていただければ、クレクレ問題と同じく、断る理由になり、一つの壁になると思います。

そこで、アとして、これらの問題、そのほかにも女性専用エリアの確保、それと同時に、無実の加害者扱いされないためも含めた男性専用エリアの確保、並びに母子エリア、ファミリーエリア、ペットエリアなど避難所のレイアウトなど、避難所運営に関するルールを定めているかをお聞かせください。

避難所でのクレクレ問題や備蓄品の没収など、備蓄をしているかが増えれば、トラブルが減るだけでなく、何よりご自身、ご家族の支えになると思います。

そこで、イとして、市として備蓄促進をおこなっているか、おこなっているならどんなことをやっていらっしゃるのかをお聞かせください。

相次ぐ大規模災害に加え、災害対応の強力な司令塔となる新しい国家機関の防災庁が今年11月1日新設、発足を目指して動いているとニュースで見ました。平時の備えから、災害が起きたときの対応、復旧・復興までを一元化して指導する専門組織が必要であるとして法案が提出されたそうです。国では防災庁設置に向け、避難所運営の標準化や被災者支援の議論がされています。

三郷市としても、さきに挙げた避難所における個人備蓄の扱いや個人間のトラブル防止について一定の指針を示し、それを市民の皆さんにだけでなく、町会や自治会など、避難所の運営をしてくださる皆さんへ周知していただくことが重要だと考えます。

そこで、ウとして、市として、避難所運営、避難行動、避難所秩序の促進、訓練などをおこなっているかをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西尾秀貴議員の質問に対する答弁を求めます。

秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 西尾議員のご質問に順次お答えいたします。

1、避難所問題、1、避難所の運営について。

初めに、ア、避難所運営に関するルールなどを定めているかでございますが、災害時にお

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ける避難所は多くの市民が共同で避難生活を送る場であり、特定の物品に対する過度な要求や不公平な配給などによるトラブルの防止や秩序の維持は、避難生活の質を左右する極めて重要な課題であると認識しております。

極限状態の避難所において、担当職員や避難者への負担や不満を軽減するためには、事前に明確なルールや指針を定めておくことが有効であると考えております。

現在、本市では、避難所開設・運営マニュアルに、避難生活の基本的なルールを明記しており、このマニュアルは市のホームページにも公開し、市民の皆様がいつでも閲覧できるようになっております。

また、一部の指定避難所では、平時から地域の自主防災会、施設管理者、市職員による避難所運営委員会を開設しており、避難所ごとのルールや役割分担、レイアウトなどをあらかじめ定め、避難所の開設・運営がスムーズに行えるよう進めております。

今後は、他自治体における先進的な取組やトラブル事例などを精査し、避難所運営におけるルールを含め、適宜マニュアル等の見直しを行ってまいります。

次に、イ、市として備蓄促進などをどれほどおこなっているかについてお答えします。

災害発生直後の物資不足に対応するため、市では、各指定避難所に、防災備蓄倉庫の設置を進め、クラッカー、アルファ米、粉ミルクなどの食料品、簡易トイレ、毛布、生理用品などの生活必需品を計画的に備蓄し、適正な維持管理に努めているところでございます。

市といたしましては、市民の皆様に対して、あらゆる機会を通じて、最低3日分、できれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いしております。

また、日常生活に備蓄を取り入れるローリングストック備蓄の実践を併せて広く啓発しております。

次に、ウ、市として避難所運営、避難行動、避難所秩序の促進や訓練などをおこなっているかについてお答えします。

市では、指定避難所参集職員への資機材の取扱い訓練をはじめ、地域の自主防災会や小・中学校等と連携した実践的な避難訓練や避難所開設訓練を実施しております。

こうした訓練や、先ほど申し上げました平時の避難所運営委員会を通じまして、物資の配給が公平に行われるなど、避難所での秩序やマナー、ルールにつきまして、引き続き市民への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西尾秀貴議員。

○8番（西尾秀貴議員） 丁寧なご回答ありがとうございました。

ホームページなどにそのマニュアルが載っているということで、ぜひ皆さんに見ていただけるようにしてもらいたいですし、また、それ以外にも、何かイベントなどでもいいですし、いろんな周知されるような、皆さんに知っていただけるような、ホームページってなかなか気にしないと見ないものであったりもするので、そうじゃなくても見てもらえるような、周知していただくような何かがあればなと思いますし、それもやっていただけたらなと思っています。

備蓄品もローリングストック、本当に大事だなと思っていますので、それも推奨していただいているということなので、ぜひともそちらのほうも今後もどんどんやっていただきたいと思いますし、マニュアルの更新を常にしていただいて、さっきのクレクレ問題もそうですけれども、昔の避難所ではそういうこともあったでしょうけれども、クレクレ問題なんていうふうな名前ではなかったと思いますし、そういう問題点、いろいろ増えてくると思います。

先ほど言ったように、女性のというところにもありますけれども、無実なのに犯罪者にされてしまうみたいなことで、男性も結構困ってるかた多いですから、男性の専用エリアというの今この時代に必要になってきていると思いますし、そういうものもどんどんマニュアルを更新していただいてやっていただけたらなと思います。

本当に市としてそういうルールを定めていただいて、避難所のところで言っていると、くれくれ言ってる人も、それ、駄目ですよと注意があるだけでも大分違うと思いますので、ぜひともそういうようなトラブルを防げるように、我々もですけれども、皆さんもご協力いただけたらと思います。

今回のこういう一般質問で、ちょっと気になって、今月お水買ってみようかななんて備蓄するきっかけにもなればなとも思っております。いろいろ考えていただいているので、安心しました。2問目の質問はございません。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で西尾秀貴議員の質問を終わります。

◇ 沖 原 優 子 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第3、7番、沖原優子議員。

〔7番 沖原優子議員 登壇〕

○7番（沖原優子議員） それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

1、保育問題、1、保育所等における理学療法士等の活用について、こども未来部長に伺います。

令和8年4月より、「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例」がこども家庭庁及び文部科学省から通告され、運用が開始となりました。この制度により、一定の条件を満たした理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職について、保育所等でみなし保育士として配置することが可能となりました。まだ始まったばかりの制度であり、こうした制度ができたこと自体の周知も行っていくことが必要だと思います。

近年、保育現場では保育士不足が続いています。一方で、発達特性のあるお子さんや医療的な配慮が必要なお子さんへの支援も求められています。私自身も医療現場でこどもたちと関わってまいりましたが、こどもの成長、発達は一人ひとり異なります。少しの工夫で活動に参加しやすくなったり、環境を整えることで集団生活が送りやすくなったりすることもあります。そうした視点を保育現場に取り入れることで、こどもたちへの支援の幅が広がる可能性があると考えています。

もちろん保育という仕事は、単にこどもを見守るだけではありません。生活を支え、集団保育を行い、保護者とともに信頼関係を築いていく非常に専門性の高い仕事です。そのため理学療法士等が保育士の代わりになるということではなく、それぞれの専門性を生かしながら連携していくことが重要であると考えています。

現場からは、保育経験のない専門職は活用しづらいという懸念もあるかと思います。だからこそ、新たな制度を導入する場合には、現場の保育士の皆様が安心して働ける体制づくりや役割分担の整備が大切になると思います。

この制度は、保育士不足への対応だけではなく、保育の質の向上や発達支援の充実にもつながる可能性を持っています。本市においても、まずは制度の趣旨を踏まえながら、前向きな検討をお願いしたいと思います。

そこで伺います。

ア、本市における理学療法士等の専門職活用に対する認識と現状について、イ、こどもの発達特性に応じた保育環境づくり及び保育士不足への対応として、専門職の配置、そして連携をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

2、高齢者福祉、1、高齢者の健康寿命延伸に向けた実施事業について、いきいき健康部

長に伺います。

本市においても高齢化が進む中、健康寿命の延伸は重要な課題となっています。高齢になっても、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられることは、多くの市民の願いでもあります。そのためには、介護が必要になってから支援するだけでなく、介護予防や健康づくりに力を入れていくことが大切です。

現在、本市では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が進められています。医療・健診・介護などのデータを活用しながら、フレイル予防や重症化予防に取り組む重要な事業であると認識しております。

また、本市では、総合事業への取組として、リエイブルメントも試行的に開始されています。リエイブルメントとは、支援を受けながらも、そのかたができることを増やし、自分らしい生活を続けられるよう支援する考え方です。

私は長年高齢者支援に関わってまいりましたが、高齢者の皆さんはできないことではなく、まだできることに目を向けることで大きく変わることがあります。今後、さらに高齢化が進む中、本市の実情に合った介護予防事業を継続して進めていくことが重要であると考えています。新体制の下、これまでの取組や成果を踏まえながら、今後の方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

ア、本市における一体的な実施事業の取組の現状と成果について、イ、リエイブルメントを含めた総合事業及び介護予防事業の今後の方向性についてお伺いいたします。

3、地域問題、1、町会加入率と地域コミュニティについて、地域振興部長に伺います。

近年、全国的に町会・自治会加入率の低下が課題となっています。私も地域活動に参加する中で、多くの町会長や役員の皆さんからお話を伺う機会があります。その中でよく聞かれるのが、加入者が減っている、役員の成り手がない、今後の運営が心配だという声です。

一方で、町会・自治会は単なる親睦団体ではなく、ごみの集積所の維持管理、防犯活動、見守り活動、防災訓練や災害時の支援など、市民生活を支える重要な役割を担っています。

特に、本市は低平地という地理的特徴を持っており、水害などの災害発生時には、行政だけではなく、地域の助け合いが重要になると考えています。実際に災害が発生した際、最初に声をかけ合うのは近所の方々です。日頃から顔の見える関係があることで、避難支援や安否確認も円滑に行うことができると思います。

また、高齢のかたや障がいのあるかた、小さなお子さんのいる家庭など、支援を必要とす

る方々を地域で見守るためにもコミュニティの力は欠かせません。そのためには、町会加入率の維持や向上だけではなく、地域活動を担う人材の確保や育成も重要であると考えます。こうした地域の支え合いを将来にわたって維持していくため、市としても様々な取組を進めていただいているものと認識しております。

そこで伺います。

ア、本市における町会加入率の現状と課題について、イ、災害時を含めた地域コミュニティ維持のため、今後どのような取組を進めていくのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の質問に対する答弁を求めます。

田口洋一こども未来部長。

〔田口洋一こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（田口洋一） 沖原議員の1、保育問題の1、保育所等における理学療法士等の活用について、順次お答えいたします。

初めに、ア、本市における理学療法士等の専門職活用に対する認識と現状でございますが、理学療法士等の専門職は個々のこどもの発達に合わせた支援方法や、より適した環境の設定について専門的知見を有しており、指導・助言を受けることで保育の質の向上を図ることができるものと認識しております。

現状におきましては、専門職が講師である研修の受講や保育現場に精通した有資格者による巡回相談の機会を通じ、保育士が個々のこどもの発達状況や適応行動に合わせた関わりについての指導・助言を受けることで、専門性の向上に努めております。

次に、イ、こどもの発達特性に応じた保育環境づくり及び保育士不足への対応として、専門職の配置、そして連携をどのように進めていくのかでございますが、実際の保育現場においては、こどもの生活全般を支える継続的な関わりや、集団保育への対応、保護者支援など、実践的な経験が重要であると考えております。

保育士不足への対応策の一つであるみなし保育士の取扱いにつきましては、保育人材確保の観点から、保健師、看護師または准看護師等に加え、このたびの法令改正により、理学療法士等の専門職で一定の基準を満たす場合には、1人に限り保育士とみなすことが可能と認識しております。

制度上は、保育士との組合せによる配置が求められるなど、勤務体制や人員配置の面で運用上の課題がございます。公立保育所における専門職の配置に当たっては、現場における保

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

育士との連携や役割分担を十分に整理した上で、人事担当部局とも協議を行い、今後の可能性につきまして検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の質問に対する答弁の一部を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 零時 57 分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

沖原優子議員の質問に対する答弁の一部を求めます。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 2、高齢者福祉の1、高齢者の健康寿命延伸に向けた実施事業について、順次お答えいたします。

初めに、ア、本市における一体的な実施事業の取組の現状と成果でございますが、この事業は、主に75歳以上が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、本市では、令和6年度から複数の事業を開始しております。

取組内容といたしまして、健康状態不明者の把握事業では、直近2年間に、医療、介護、健康診査のいずれも受けていない75歳以上のかたを対象に、保健師が中心となり、訪問などを行いました。

事業の成果でございますが、令和6年度は市の南部地域を対象といたしましたが、令和7年度は市全域に拡大し、対象者の96.8%に当たる212名の健康状態を把握し、医療・介護サービスが必要と判断された34名のうち、13名をサービスにつなげることができました。

また、一部、生活支援が必要なかたには、地域包括支援センターによる継続支援につなげるなど、そのかたの状態に合わせた支援を実施したところでございます。

このほか、生活習慣病重症化予防事業では、健康診査の結果を基に、血圧や血糖の値が高いかた66名全員に対し、訪問による保健指導を実施し、その後、約7割の医療受診の確認ができました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、通いの場におけるフレイル予防事業では、理学療法士など、医療専門職を30の地区サロンなどに派遣し、医療費の上位にあり、要介護状態になる原因の3位でもある骨折に対し、転倒予防を重点にした健康教育や生活指導を実施いたしました。

これらの取組により、自宅や通いの場において、転倒予防のための体操や筋力維持を目的とした運動が継続的に実施されるなど、高齢者自身の健康意識の向上やフレイル予防に一定の成果が見られております。

次に、イ、リエイブルメントを含めた総合事業及び介護予防事業の今後の方向性についてお答えいたします。

総合事業では、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、自立支援・重度化防止の視点を重視した取組を一層推進していくことが重要であると認識しております。

本市におきましては、総合事業のうち、介護予防、生活支援サービスとして、これまで従前相当サービスを中心に事業を実施してまいりましたが、単にサービスを提供するだけではなく、高齢者本人の「できる力」を引き出し、生活機能の維持・向上させる支援へとつなげていくことが必要であると考えております。

現在、試行的に実施しておりますリエイブルメント、再びできるようになるという考え方を踏まえた通所型サービス活動・Cの短期集中型プログラムでは、リハビリ専門職による個別指導などを通じて、高齢者の生活機能の改善や社会参加を促し、自立を助ける、喜んでいただける事業として期待しているところでございます。

また、総合事業のもう1つの事業である一般介護予防事業におきましても、運動器機能の向上を目指したシルバー元気塾や、認知症予防のためのコグニサイズを加えた健康アップ教室、口腔フレイル予防のための言語聴覚士によるいきいき朗読会をはじめ、地区サロンでは、理学療法士、歯科衛生士、栄養士などの医療専門職が関与するなど、多角的な視点から介護予防事業を実施しております。

今後につきましては、地域ケア会議などを通じて把握された地域課題を踏まえ、介護予防事業のさらなる充実や生活支援体制の整備、住民主体の活動や社会資源を有効に活用しながら、地域特性に応じた総合事業を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 3、地域問題、1、町会加入率と地域コミュニティについてお答えいたします。

初めに、ア、本市における町会加入率の現状と課題についてでございますが、本市における町会加入率は、令和8年4月1日現在で69.57%となっております。町会加入率の推移は、毎年少しずつ低下している状況でございます。

町会加入率が低下している課題でございますが、市民のライフスタイルの変化や個人の価値観の多様化などにより、地域のコミュニティ活動よりも個人の趣味などの時間や、ご近所付き合いよりもSNSなどを通じたコミュニケーションを重視する人が増えたなど、また町会の構成員や役員の高齢化による担い手不足から組織運営の人材確保が困難な状況にあるといったことが挙げられるものと考えております。

次に、イ、災害時を含めた地域コミュニティ維持のため、今後どのような取組を進めていくのかでございますが、現在、市では町会加入率を上げるために、町会の活動内容の説明や加入案内をまとめたパンフレットを作成して、転入時などに市民課窓口を通じて配布を行っております。

また、平成31年3月28日に締結した三郷市と町会・自治会等、そして宅地建物取引業協会埼玉東支部の三者による「三郷における町会・自治会等の加入促進に関する協定書」によりまして、協力店では、市への転入者や住宅購入者へ、町会加入促進のチラシの配布や、アパートなどの管理・仲介の新規契約時に、町会加入促進の働きかけを行っております。

さらには、新たに町会役員に就任したかたなどを対象に、「町会・自治会等活動ハンドブック」の講習会を開催して、町会の運営サポートにも取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、新しく転入してきたかたが自分の住んでいるエリアがどこの町会に所属するのか、町会に加入するには誰に話をすればよいのか、町会の活動を通じて得られるメリットの大きさについて市ホームページや、SNSなどを通じて情報発信を強化するとともに、町会・自治会等活動ハンドブック講習会などの機会を捉えて、これから町会の中心的な役割を担っていくことができる地域のリーダーとなり得る人材の発掘、育成を進め、町会への加入促進と町会活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員。

○7番（沖原優子議員） 各問題に対してそれぞれご答弁ありがとうございました。

1つ目と3つ目については要望を、2問目についてのみ再質問させていただきます。

1つ目の保育問題に関しましては、現在、保育の質の向上につながる可能性があります、現在も巡回相談を通して専門的な支援が行われているということを理解いたしました。

また、新たな制度を進めるにおいては、勤務体制や役割分担など、運用面での課題があるということも認識いたしました。

一方で、発達特性のあるお子さんへの支援や保育士不足というものは、対応が今後とも求められていくと思いますので、この制度は保育士の皆さんの専門性を補完しながらも、本市においても専門職をどう活用していくかということを前向きに検討をお願いしたいということ要望して、この1問目の質問は終わらせていただきます。

2問目の高齢者の健康寿命延伸に向けた実施事業についてということで、一体的な実施事業が着実に当市でも進められていること、多様なサービスを展開されていることを確認いたしました。

質問の中でも言いましたとおり、できないことではなく、できることというものに目を向けて、自分らしい生活を続けられるよう支援していくことは、今後も引き続き重要になってくると思いますので、こういった視点での政策立案のほう、よろしくお願いいたします。

1点質問ですが、これまで様々な取組がなされているかと思いますが、この一定の効果、健康寿命の延伸というのは、実際、三郷市で延びているのかというところについて1点伺いたいと思っております。

引き続き、本市でできる実情に応じた介護予防事業の充実と継続的な取組を要望し、この質問は終わりたいと思います。

3番目の地域問題に関しまして、ご答弁ありがとうございました。

町会の加入率69.5%というところで、減ってはきているというところではございますが、私が調べた範囲でも割と高いところを維持できているのではないかなと思っており、先ほどご答弁いただいたとおりの様々な取組が効果を出していると思っております。

ただ、やはり災害時においては近所の関わり方ということが必要になってくると思いますので、本当に情報発信や転入者に向けた施策をされておりますが、引き続き、私もこういったことを市民の方々に説明をしながら、当市においてはこの町会という組織が維持できるように取り組んでまいりますので、引き続き、取組のほうをお願いし、これで私からの2問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の2問目に対する答弁を求めます。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 沖原議員の再度のご質問にお答えいたします。

健康寿命が延びているかのご質問であったかと思います。

埼玉県の設定によります本市の健康寿命、65歳に達した後、健康で自立した生活を送る期間、いわゆる要介護2以上になるまでの期間でございますけれども、男性では、平成30年度、16.98年、県内順位では60位から、直近データの令和6年度は17.53年、49位になっております。

女性は、平成30年度、19.67年、県内順位63位から、令和6年度は20.55年、50位と、まだまだ県内では低いものの延伸してきております。

今後も引き続き、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう事業を発展させ、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で沖原優子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 1時12分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。

ただいまから令和8年6月三郷市議会定例会第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

また、新たに陳情1件を受理してございます。こちらも皆様のお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 西 村 寿美枝 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第4、12番、西村寿美枝議員。

〔12番 西村寿美枝議員 登壇〕

○12番（西村寿美枝議員） おはようございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

それでは、通告に従いまして順次一般質問を行います。

初めに、1、教育問題の1、学校給食を通した食品ロス削減に向き合う学びについてお伺いいたします。

瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」が稼働して2年目に入りましたが、先日改めて会派で見学・試食をさせていただきました。三郷市初の炊飯システムを取り入れ、炊きたてのご飯が学校に届き、おかずもおいしく食べられるようにと様々に工夫され、心遣いをたっぷりと感じる給食となっております。

学校給食における「食べ残しゼロ」完食指導は、児童・生徒の心身の健康や個性を考慮し、近年では無理に食べさせない方向へシフトしており、文部科学省の指針でも個人の適量を重視する指導へと見直されています。

また、ご飯とおかずと汁物を順番にローテーションさせながら食べ、好きなものだけに偏らないようにする「三角食べ」も様々な理由で推奨されなくなっております。逆に、「ばかり食べ」と言われる一皿ずつ食べ切る食べ方で、ご飯だけ残ってしまうという話も聞き及んでおります。

そこで、アとして、学校給食における食べ残しの現状についてお伺いいたします。

学校給食法第2条で掲げられた学校給食の目標は、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」だけでなく、「健全な食生活を営むことができる判断力を培う」「望ましい食習慣を養う」、そして「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」や、「食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深めること」も明記されております。このような教育目標において、「食べ残し」による食品ロスを削減することについて、どのように指導されているのでしょうか。

令和4年度に文部科学省が調査した「学校給食における食品ロス削減に関する調査研究」が令和5年3月に報告されておりますが、これによれば児童・生徒の食品ロス削減に向けた理解増進のための実践は、全国の県市区町村教育委員会の78.4%が「取り組んでいる」と回答しており、最も多く取り組まれているのは「給食の時間」でありました。そのほか、家庭科や総合学習、社会科などでも取り組まれております。

そこで、イとして、市内の小・中学校では栄養指導やSDGsの目標などを通した食品ロス削減の教育について、どのように行っているかお伺いいたします。

無理に食べさせる完食指導ではなく、個人の適量を考えさせる指導へと時代とともに指導

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

方針は変化しておりますが、それでも食品ロスを削減するという大きなテーマは、こどもたちに自分ごととして捉えて向き合っていってほしい、学校給食はそのための大切な機会であると考えます。

第5次三郷市総合計画の後期基本計画の重点テーマ、「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化」では、「こどもたちが将来にわたって持続可能な幸福を得られるよう、こどもの自己肯定感等を育むよう取組めます。」また「こどもたちが望む未来を選び取ることできるよう、こどもたちの学ぶ意欲を支援します。」とあります。「食べること」は生涯にわたって続く基本的な営みであり、健全な食生活を実践できる力を育む食育は、正に将来にわたって持続可能な幸福を築いていく土台となります。

そこで、ウとして、児童・生徒自らが考え、食品ロス削減に向き合う学びについてどのように取り組んでいるか伺います。

次に、教育問題の2、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について伺います。

「生命（いのち）の安全教育」とは、こどもが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、発達段階に応じて自分や相手、一人ひとりを尊重する態度を身に付けることを目指す教育プログラムです。性犯罪の厳罰化などを盛り込んだ2017年の刑法改正を受け、政府が2020年6月に発表した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえて、文部科学省が教材や指導の手引きを作成し、2021年度から一部の学校でモデル事業を実施し、2023年度からは全国の学校で展開が始まりました。

日本の教育現場において、性教育が進まない要因として、1998年に学校指導要領改訂時に盛り込まれた「歯止め規定」がありますが、性被害の低年齢化やSNSが日常インフラとなった現代社会にあって、性犯罪・性暴力からこどもたちを守るという防犯的側面から「生命（いのち）の安全教育」という新たな名称で性教育に対するタブー視を乗り越えて取り組み始めたところです。

松本文部科学大臣は、本年2月20日の記者会見で「生命（いのち）の安全教育」の学校現場での実施率が14.8%にとどまっている現状について記者から問われ、「こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者そして傍観者にさせないために大変重要な教育である。」「実施率の向上のため、教材の改定作業を進めている。」と答えました。そして、3月31日には教材及び指導の手引きの拡充・改訂を行い、文部科学省のホームページにも公開。文部科学

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

省として、こどもたちが自分や相手の心と体を大切にし、一人ひとりを尊重する態度を身に付けることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開に取り組んでまいりますと語っております。

そこで、三郷市の小・中学校において、この「生命（いのち）の安全教育」が発達段階に応じてどのように実施されているのか、アとして、発達段階に応じた段階的学びの実施状況について伺いいたします。

2023年7月の刑法改正では、「不同意性交罪」「不同意わいせつ罪」の改正、そして盗撮や画像流布に対する「撮影罪」「提供罪」が新設されました。近年、インターネットの利用が低年齢化しております。こども家庭庁が昨年、令和7年3月に発表した「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果報告によれば、ゼロ歳児の約1割、1歳児の約4割が日常的にインターネットを利用しており、3歳で約7割、5歳で約8割と年齢が上がるにつれて割合が急増し、小学生になると9割を超え、小学校高学年から中学生になると本格的にスマートフォンを持ち始め、インターネット利用率はほぼ100%に達します。

さらに、生成AIを使って画像や動画を簡単に作れるようになり、いわゆる「性的ディープフェイク」をこどもたちが軽い気持ちで作成し、友人と共有や、SNSで拡散するなど、こどもたちが被害者にも加害者にもなる事案が増えています。

そこで、イとして、低年齢化しているインターネットやSNSの利用、生成AIがもたらす新たなリスクについて、学校現場での現状と安全教育の実施はどのようにされているか伺いいたします。

最後に、2、交通安全問題、1、普通自転車の安全な通行について伺いいたします。

普通自転車は道路交通法で「軽車両」と位置づけられており、車道通行が原則ですが、これまで歩道を通行する自転車を特に問題視してこなかったと思います。しかし、本年4月から青切符が導入され、通行区分違反として6,000円の反則金が科せられることとなり、とにかく「自転車は車道を通行すること」という認識が深まったと思います。

今回、私が質問事項として取り上げたのは、「普通自転車歩道通行可の歩道」についてです。「普通自転車歩道通行可」の歩道は年齢に関係なく、自転車の歩道通行が認められます。しかしながら、この交通標識が歩道の起点と終点にしかないというところが多く、途中では全く分からない可能性があるという現状です。

ご存じのように、13歳未満のこどもと70歳以上の高齢者はどの歩道でも自転車通行が認められていますが、13歳以上、つまり中学生以上は原則大人同様に車道を通行するというルー

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ルになります。しかし、先ほど申し上げました「普通自転車歩道通行可」の歩道は、自転車の通行が認められています。自転車通学の中学生在が通学路において、どのように通行すべきなのか、歩道を通行していいのかいけないのか、正しい情報を伝える必要があると考えます。もちろん、自転車の交通違反取締りの対象は16歳以上ですので、中学生が違反しても取締りはされませんが、交通ルールとして正しい情報を伝えてあげなければ、判断に迷うことになります。

また、高校生や保育園・幼稚園へ幼児を自転車で送迎する保護者も、「普通自転車歩道通行可」の歩道であるにもかかわらず、車道を走行していて危険だと感じる場面にも遭遇しています。市民に対して市内の「普通自転車歩道通行可」の歩道の情報をわかりやすくお知らせする必要があるのではないのでしょうか。

そこで、アとして、「普通自転車歩道通行可」の歩道の周知と分かりやすい表示についてお伺いいたします。

三郷市内といいましても、地域によって道路事情はかなり異なっており、今回取り上げました「普通自転車歩道通行可」の歩道に関しても状況は様々であろうかと思います。

そこで、イとして、各地域において出前講座による自転車の具体的な安全指導を行うべきと考えますが、現状の取組についてお伺いいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の質問に対する答弁を求めます。

檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

○教育長（檜垣幸久） 西村議員のご質問にお答えいたします。

1、教育問題、1、学校給食を通した食品ロス削減に向き合う学びについての総論についてお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

学校給食の目的は、児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことによります。過去には、食べ残しがある場合には休み時間も返上して食べ切る指導がなされた教室もありました。現在では、家庭科の授業あるいは学校栄養教諭による食育指導において、食に関する正しい知識を身に付けた上で、自身の食生活を振り返り、改善を図る実行力を培うように指導しているところでございます。

食品ロス削減につきましては、食材そのものと食に関わる方々への感謝の気持ちを育むとともに、学んだことを日常生活の中で実行するよう働き掛けているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 1、教育問題、1、学校給食を通した食品ロス削減に向き合う学びについて、順次お答えいたします。

ア、学校給食における食べ残しの現状についてでございますが、残食量につきましては献立や季節などにより差はありますが、令和7年度は小学校で1人1食当たり平均約57グラム、中学校で約81グラムでございました。残食につきましては、学校給食担当者研究協議会において残菜集計表を提示するほか、学校や給食センターでの栄養教諭等による食育指導により、喫食への意識向上に努めております。

次に、イ、栄養指導とSDGsに基づく食品ロス削減の教育についてとウ、児童・生徒自らが考え、食品ロス削減に向き合う学びについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市では、児童・生徒が様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得できるよう、食育を推進しております。また、食品ロスの削減につきましては、栄養教諭が各学校を訪問し、限られた資源を大切に責任ある消費をすること、食材や食に関わる方々への感謝の気持ちを育むことなどを指導しております。加えて、市内各学校では給食委員会が中心となり、手作りポスターによる啓発を行ったりしています。こうした取組を通じて、児童・生徒が豊かな心を育み、健康や環境など様々な視点から考え、食品ロスを削減しようと取り組んでおります。

今後も、児童・生徒が食に関して正しく理解し、望ましい食習慣を身に付けることができるよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

○教育長（檜垣幸久） 続いて2、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための生命（いのち）の安全教育についての総論についてお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

昨今では、交流サイトを通じた未成年に対するわいせつ行為や性的画像の強要、不同意性交など、性犯罪・性暴力の根絶が課題となっております。性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

著しく踏みにじる行為であり、長期にわたって重大な悪影響を及ぼす可能性がございます。
性犯罪・性暴力の根絶のためには、誰もが加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう取り組むことが肝要でございます。そのために、幼児期から段階的に一貫した取組が必要であると認識してございます。

また、SNSや生成AIに関わる性犯罪・性暴力に関しましては、情報モラル教育と関係づけ、自他の生命や人権を尊重できる人に育つよう、「生命（いのち）の安全教育」の推進に一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 2、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための生命（いのち）の安全教育についての詳細についてお答えいたします。

初めに、ア、発達段階に応じた段階的の学びについてでございますが、文部科学省では令和4年度より幼児から高等学校の生徒まで、5つの段階に分けて指導モデルを作成し、全国に配信しております。本市でも、この教育教材を活用し、全ての小・中学校で子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、継続的に指導しております。

次に、イ、低年齢化しているインターネットやSNSの利用、生成AIがもたらす新たなリスクについてでございますが、市内各学校では情報モラル教育や非行防止教室、日常生活指導などを通して、子どもたちが情報リテラシーを身に付け、自他を尊重し、正しい判断、行動ができるよう指導を行っているところです。また、保護者連絡アプリを活用して、警視庁や内閣府、こども家庭庁などが作成した啓発資料を配布するなどしております。

今後も、家庭、地域と連携して、情報リテラシーの育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 2、交通安全問題、1、普通自転車の安全な通行について順次お答えいたします。

初めに、ア、普通自転車歩道通行可の歩道の周知と分かりやすい表示についてでございますが、自転車が通行できる歩道とするか、また標識をどこに設置するかなどの判断は埼玉県警が所管していることから、まずは4月から青切符がスタートしたこととも併い、標識の分

かりやすさなどについて警察と協議し、併せて市民にとってよりよい周知方法について検討して取り組んでまいります。

次に、出前講座による自転車の具体的な安全指導についてでございますが、市では町会、PTA、老人福祉センターや学校などからの要請に基づき、交通安全の出前講座を開催しており、テーマによっては警察と連携して実施しているところでございます。

出前講座は、自転車が安全に通行できるよう、交通ルールやマナーについての啓発に努めるとともに、安全確保のため自転車が歩道を通行してもよいとされている事例なども説明しております。自転車で通行する際においても、歩道は歩行者優先であることや車道側を走行することとされておりますので、今後も正しい交通ルールの理解促進に努め、安全指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員。

○12番（西村寿美枝議員） それぞれにご答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、学校給食を通した食品ロス削減に向き合う学びについてでございますが、教育長から実行力を身に付けるというような、実行力のお話がありました。大変に心強い言葉でございました。こどもたちに、将来にわたって食品を選んでいく実行力を身に付ける教育をお願いいたします。

自分が健康的に生きていくための食品の適量を正しく理解し、食品ロスを生まない食べ方をしていこうとする姿勢を実践的に身に付ける学校給食ということであると思います。いま一度、学校給食から食品ロス削減について児童・生徒自身が考える機会をつくっていただきたいと思います。

先ほど、食品の残菜の小学生が1人平均して57グラム、中学生が81グラムという報告がございましたけれども、こういった残菜量に関してもこどもたちにしっかりとフィードバックをしながら、自分たちでどのように減らしていこうかということを考えさせる教育をぜひよろしくお願いいたします。

ここで1点、再質問させていただきます。

女子中学生から食べる時間が短くて食べ切れないという声も聞いております。給食時間の確保についてはどのように配慮されているのでしょうか。小学校、中学校それぞれについて学校教育部長にお伺いいたします。

続いて、次の生命（いのち）の安全教育についてでございます。

段階的にしっかりと、三郷市においては全ての小・中学校において行っているということで大変に安心いたしました。今後も、しっかりと人権尊重の教育ということで引き続きよろしくをお願いいたします。

そして、文部科学省では専門的な知見を持つ外部講師の活用を推奨しております。産婦人科医や助産師さんなど、外部講師を推奨しておりますが、現場の先生方が「生命（いのち）の安全教育」を行う際に、先生方の個人の年齢であったり、性別であったり、また実生活における経験の違いもございますので、先生方自身が負担に感じる場合もあると思います。そしてまた、日常的に関わり合っている児童・生徒と「生命（いのち）の安全教育」を行う際に戸惑いなどもあるかと思うんです。それで、外部講師を入れるということは、そういった面でも必要かなと考えます。

また、児童・生徒の側にも先生方から話を聞くということに恥ずかしさがあるかもしれませんし、また嫌悪感を感じる生徒もあるかもしれません。しっかり外部講師を入れていくことが重要かなと思いますけれども、どういう外部講師を依頼するかということがまた大変に重要であると考えます。

外部講師に対して、SRHRという言葉をお聞きになったかたもおられると思いますが、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルツ&ライツの頭文字をとった呼称で、日本語で言いますと、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。性と生殖に関する課題を人権問題として捉えて、自分の心と体を理解し、守り、安心して語れる社会の実現を目指すものです。

「生命（いのち）の安全教育」を行うに当たって、依頼する外部講師には、このSRHRについてぜひ理解しておいていただきたいと考えますが、これについて学校教育部長に再質問としてお伺いいたします。

最後に、普通自転車歩道通行可の歩道についてでございますが、交通標識の設置や普通自転車歩道通行可の歩道の指定は警察の管轄であるということは重々承知でございます。しかし、市が管理する市道の歩道が普通自転車歩道通行可であるのか、そうでないのかという情報は道路の管理責任者として市の担当課が把握し、市民へ周知すべきであると考えます。

ここで一つ、先進事例をご紹介します。千葉県浦安市では、公開型GIS、地図情報システムで自転車通行可の歩道が閲覧できるようにしております。これについては警察からの情報提供が必要になりますし、データの互換性の問題で三郷市のGISにそのまま載せられるかどうかなど、難しいハードルがあるとは思いますが、このような情報がGIS

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

で公開できれば、市民や市へ来訪するサイクリストに周知することができますし、学校の先生方もこれに基づいて通学路の安全指導ができると思います。このようなGISを使ったデータの公開について、市民生活部長に再質問させていただきます。

そして、出前講座についてでございますけれども、市のホームページのどこに案内があるのかと探しましたが、市のホームページには出ておりませんで、こちらの「町会・自治会等活動ハンドブック」に出ておりました。こちらは市の「出前講座・講師派遣一覧」というところに交通安全教室として掲げられておりました。警察の出前講座、または埼玉県の県政出前講座についても、こちらにご案内が出ておりました。町会のハンドブックに載っているということは、町会や自治会が対象の出前講座、PTAや老人クラブ、学校などへ出かけているというお話もございましたが、日々限定的な形で出前講座をしておられるのかなと思います。市の全体的に個々でお願いするということではなく、まとまった町会や自治会単位でやられているという出前講座であるということであると思いますが、それぞれの地域の交通状況に沿った内容で行っているのか、それとも一般的な交通ルールについて、どこでも同じ内容で行っているのか、またワークショップ形式のような、ご意見やご質問を受け付けてくれるような内容になっているのか、そして今回取り上げました普通自転車歩道通行可の歩道に関して情報提供をするようなことは可能なのか、こちらも再質問として市民生活部長にお伺いいたします。

最後に、交通死亡事故多発警報というものが昨年、一昨年も埼玉県で発令されました。昨年には交通死亡事故多発非常事態宣言も発令されております。このような状況の中で、市民の生命と安全を守るために、例えばGISでしたら警察から情報提供が必要であるとか、そして市のほうで提供するとすれば、情報政策課が担当であるとか、また市道の管理責任者も道路課であるとか、また交通標識は警察であるとか、様々それぞれの専門分野において縦割り行政というような状態になっているかと思います。こういった縦割りの部分をしっかりと市民の生命と安全を守るという一点において、市民生活部が横の連携をまとめ上げて行っていくということが必要であると思います。こちらは要望いたします。ぜひよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の2問目に対する答弁を求めます。

佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○学校教育部長（佐藤孝祐） 西村議員の再度のご質問にお答えいたします。

初めに、児童・生徒が給食を食べる時間でございますが、準備や片付けの時間を除いて小学校ではどの学年でもおおむね20分から25分、中学校ではおおむね15分から20分となっております。

給食の時間に委員会などの当番活動を行う児童・生徒もありますが、早めに配膳するなどして食べる時間を確保できるよう配慮しております。

次に、「生命（いのち）の安全教育」における外部講師の活用でございますが、具体的には助産師や医師などの専門家を招き、生命（いのち）の誕生や精神の発達、望ましい人間関係の在り方について学ぶ機会を設けている学校がございます。また、人権教育の視点を踏まえた外部講師の活用についてでございますが、「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする性に関する指導は、自分自身を大切にするとともに他者を尊重する態度を育むことを目的としておりますことから、人権尊重の視点を踏まえた指導が重要であると認識しております。そのため、実施の際、学校では事前に学習内容を確認し、実施しているところでございます。

教育委員会といたしましては、外部講師の適切な活用が図られるよう、学校への支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質問にお答えいたします。

2つ質問があったかと思えます。初めに、GISで公開してはどうかというご質問であったかと思えますが、埼玉県警ではGISを活用した事件・事故マップなどを公開しております。しかし、普通自転車歩道通行可の歩道についても同様に、GISとして公開可能かどうか、吉川警察に確認するとともに、市民にとって分かりやすい周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、出前講座についての内容、こちらについては周知についてのご質問だったかと思えますが、こちらホームページなどを活用して広く声がけができるようにしていきたいと考えております。

次に、意見交換ができるような場の取組についての内容であったかと思えますが、まずは意見交換をしながら交通安全を効果的に学べる方法などを考えております。市で実施する一部の交通安全教室においても、主体的な参加を促せるよう工夫しているところでございます。

今後とも、開催にかかる時間や人材育成などの課題もあることから、他自治体における事例などを参考に改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で西村寿美枝議員の質問を終わります。

◇ 柳 瀬 勝 彦 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第5、21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○21番（柳瀬勝彦議員） おはようございます。

議長より発言のお許しを頂きましたので、通告書に基づき、これより順次一般質問を行わせていただきます。今回は、大きく3つのテーマについて質問いたします。

1つは、学校教育問題について、もう一つは危機管理問題について、3つ目は財務問題についてです。どうぞよろしくお願いいたします。

1問目は、学校教育問題の中から性教育の推進について伺います。

令和4年3月10日、文部科学省は学校における性に関する指導及び関連する取組の要求についてを示しております。学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき児童・生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしております。

指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ることなどに配慮すること、④事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童・生徒の状況等に応じ、個別指導する内容を区別しておくなど、計画性を持って実施することが大切であるとしております。また、学校で行われる性教育には命の大切さや自分や相手を守る知識を学べる大切な面がある一方で、現場では様々な課題や問題点も指摘されています。主な論点を整理すると、次のようなものがございます。

1、教える内容や範囲、地域差、学校差が大きい、同じ日本でも学校や教師によって内容にかなり差があります。思春期の体の変化だけを取り扱う学校、妊娠・避妊・性感染症まで詳しく取り扱う学校、多様な性の在り方で触れる学校、一方でどこまで教えるべきかの基

準があいまいなため、保護者や地域との考え方の違いが問題になることがあります。

そこで、三郷市における性教育の推進について、教育長に伺います。

教科書中心の説明だけでは、知識に偏りやすくなります。人間関係、相手への思いやり、SNSトラブル、性的同意、自分を大切に感じる感覚など、実生活で重要な部分が十分に伝わらないことがあります。

アとして、三郷市における性教育の現状について伺います。

①市内小・中学校における性教育の実施状況について伺います。年齢に合った内容かという議論、早い段階から詳しく教え過ぎるべきではないなどという意見もございますが、特に小学生段階ではこどもの発達段階、家庭の教育方針、地域の文化とのバランスが難しく、安心して学べる内容と過度に刺激的な内容の線引きが課題になります。

②学年ごとにどのような内容を指導しているか。

③保健体育だけではなく、道徳や学級活動など横断的な取組は行われているのか伺います。

インターネット時代へ対応不足として、現在の子供たちは学校より先にSNSや動画サイトから情報を得ています。そのため、誤情報や過激な表現、性被害リスク、ネット依存、AIや画像確保によるトラブルなど、新しい問題への教育が追いついていないという指摘があります。

イとして、SNS時代に対応した性教育について伺います。

①SNSを通じた性被害やトラブル防止教育について、現在どのような指導を行っているのか。

②児童・生徒がインターネット上の誤情報に惑わされないための情報リテラシー教育との連携について。

③デートDVや不同意性交、相手を尊重するコミュニケーション教育に関する取組について伺います。

性教育は、教えなさ過ぎても問題、一方的に教え過ぎても問題という非常に難しいテーマです。そのため、こどもの発達段階に応じる、保護者と連携する、科学的根拠を大切にする、命や人権を尊重する、自分と相手を守る視点を持つといったバランスのある教育が求められています。

ウとして、命の教育と心のケアについて伺います。

①命の大切さや自己肯定感を育む教育について、どのような取組を行っているのか。

②性に関する悩みや不安を相談できる体制について。

③スクールカウンセラーや養護教諭との連携状況について伺います。

エとして、今後の方向性について伺います。

①子どもたちを性被害やトラブルから守るため、今後どのように性教育を充実させていくか。市民会議の子育て応援部会では、助産師による家庭で行う性教育について講演を受ける機会がございました。八潮市では、全ての中学校で毎年、助産師による性教育の授業が行われていると伺いました。西村議員と重複してしまうのですが、外部の専門家や助産師等を活用した授業の拡充に対する市の見解について伺います。

保護者との連携不足が問題としてあると思います。学校だけで性教育を進めると、家庭で聞いている内容と違う、保護者が授業内容を知らない、家庭でフォローできないといった問題が起こりやすくなります。そのため、授業内容の事前共有、保護者説明会、家庭で話し合うきっかけづくりなどが重要だと言われています。昨年度、中学校2校で成人教育の講演として家庭で行う性教育についての親の学習講座を担当させていただき、保護者と向き合うことができました。子どもとどんな場面、シチュエーションで性教育をすることができるかという課題に保護者に取り組んでいただきました。とても大切な課題で貴重な時間でした。

家庭で行う性教育への支援について伺います。

ア、保護者との連携についての①家庭と学校が連携した性教育の推進について。

②保護者向けの啓発や情報提供はどのように行っているのか。

③価値観の多様化が進む中、保護者理解を得ながら教育を進める考えについて。

イ、保護者が家庭で年齢に応じた性教育を行えるよう、情報提供や啓発を行う考えがあるのか。

ウ、家庭向けリーフレットや動画配信、保護者講座などを通じて、命の大切さやSNS時代の性トラブル防止について発信する考えがあるのか。

エ、学校だけに負担を集中させるのではなく、家庭・学校・地域が連携して子どもたちを守る取組について。

オ、保護者が安心して相談できる体制づくりについて、教育委員会としてどのように取り組んでいくのか。

以上、5点について学校教育部長に伺います。

2問目として、危機管理問題についてです。

1、クラウド型被災者支援システムについて伺います。

クラウド型被災者支援システムとは、災害時に被災した方々の情報をデジタルで一元管理

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

し、迅速かつ的確な支援につなげる仕組みです。自治体や関係機関がインターネット上のクラウドを活用して情報共有を行います。主なポイントは以下のとおりです。

被災者情報を一元管理で避難状況、家族構成、住宅被害、支援の必要性などをまとめて管理できます。支援の迅速化で、罹災証明の発行、給付金支給、物資配布などをスムーズに行えます。情報共有が容易で、市役所、避難所、福祉部門など関係部署がリアルタイムに情報を共有できます。二重入力や手続の負担を軽減でき、被災者が何度も同じ説明をする必要が減り、職員の事務負担も軽減されます。被災時でも運用しやすいクラウド上で管理するため、市役所が被災しても別の場所からアクセスが可能です。平時から準備が重要な点はシステム導入だけでなく、職員研修や住民データ整理、訓練が成功のかぎとなります。自治体にとっては、被災者支援のスピード化と公平性の向上、市民にとっては必要な支援を早く受けられることが大きなメリットです。三郷市では、防災DX、デジタル化の推進の一環として、令和6年3月、クラウド型被災者支援システムを導入しました。以下の点について伺います。

ア、クラウド型被災者支援システムの概要と導入目的について。

イ、平時において避難行動要支援者名簿など、被災者支援に関する情報を持つ部署と、どのような連携を行っているのか。

ウ、災害発生時には、被災者情報の把握や避難所運営、支援物資管理など、具体的にどのような運営を想定しているのか。

エ、職員に対する操作訓練や実践的な研修はどの程度実施されているのか。

オ、高齢者やデジタル機器に不慣れな方への対応について、どのように考えているのか。

カ、停電や通信障害など、災害時特有の環境下でシステムが利用できなくなるリスクへの備えについて。

キ、現在運用する中で見えてきた課題や改善点について。

ク、今後、地域防災や避難所運営訓練などにどのように活かしていく考えか。

以上、8点について危機管理監に伺います。

2、昨年9月の定例議会でも一般質問させていただきましたが、再度、避難所となる学校のトイレ問題について伺います。

学校トイレ環境の改善と避難所機能の強化について伺います。

長年にわたり、市内小・中学校を利用する児童・生徒、保護者、地域利用団体などから、学校トイレに関する不安の声が上がっています。特に、学校は子どもたちが毎日長時間過ごす生活の場であると同時に、災害時には地域住民の指定避難所となる重要な施設でもありま

す。しかし、現状では和式トイレが多く残っている、修繕後も便器や個室が狭い、流れにくい、臭いなど、衛生面への不安、体育館外のトイレが暗く、防犯面、心理面で不安がある、バリアフリー化が十分でなく、段差が残っている、避難所として考えた場合、個数不足が懸念されるなど、多くの課題が指摘されています。

また、夜間利用の団体や学童関係者、地域利用者からも同様の声があり、こどもたちだけではなく地域防災の観点からも重要な課題であると考えます。

ア、老朽化による「流れにくい」「臭い」「狭い」などの声について、市はどのように把握しているのか。

イ、高齢者、障がい者、小さなこども連れなど、多様な避難者への対応について。

ウ、体育館周辺のトイレの照明、防犯、安全対策について。

エ、学校トイレの段差解消や車椅子対応など、バリアフリー整備の現状について。

オ、今後の改修計画について。

以上、5点について学校教育部長に伺います。

3、財務問題として、市債の償還について伺います。

昨年の12月定例議会において同会派の柴田吾一議員からも指摘させていただいたとおり、本市の財政状況は令和6年度決算における経常収支比率が100.7%と100%を超えており、義務的経費以外に使える財源に余裕がないという状況になっております。また、令和8年度一般会計予算の総額は前年度と比べて7億5,000万円減額と19年ぶりの予算規模縮小となるなど、今後の本市では今まで以上に厳格化や適正化を図った財政運営が求められる状況となっております。

そこで、今回は本市の財政課題のうち市債の償還に焦点を当てて、2項目について伺ってまいります。

まず、ア、令和6年度末における市債残高の償還方式の内訳について伺います。

市債の償還方式は、満期に元金を一括で返済し、それまでは利息のみを返済する満期一括償還方式と元金を分割して利息と合わせて定期的に返済をする定時償還方式に大別されます。そして、定時償還方式については元金と利息の償還の合計が毎回同額となる元利均等償還方式と元金の償還が毎回同額で利子は元金の残額を基に計算されるため、元金と利息の償還額の合計が毎回変動する元金均等償還方式の2つに細分化されます。本市における市債の残高は、直近の令和6年度末においては419億9,531万1,471円となっておりますが、この金額のうちそれぞれの償還方式における返済金額の内訳がどうなっているのかお示してください。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、イの減債基金の運用方針と今後の見通しについてでございます。

地方自治体における減債基金は、それぞれの自治体における地方債の償還財源を確保し、財源の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的として設置される基金のことを指します。平成21年4月に総務省自治財政局が発出し、令和3年3月、一部内容が改正された「地方債の総合的な管理について」という通知の中では、減債基金の取扱いについてアで申し上げた満期一括償還方式を念頭として、その運用や積み立てルールの標準化などについて明記がされています。

そして、本市における減債基金の状況を振り返ると、平成元年12月15日施行の三郷市減債基金条例の下で運用がなされており、近年の年度末基金残高の推移を見てみると、令和元年度以降、順調に増加をしていたものの、令和5年度以降は、その一部を公債費に充当しているため、減少傾向となっており、本年3月定例議会で審議された令和8年度予算の上程説明でも減債基金の一部を公債費に繰り入れるという趣旨の上程説明がなされておりました。

そこで、この公債費に繰り入れるという部分の詳細も含めて、本市における減債基金の運用方針と満期一括償還方式との連動性も含めて、今後の本市における減債基金の積立金額や推移の見通しをお示しください。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時13分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

○教育長（檜垣幸久） 柳瀬議員のご質問にお答えいたします。

1、学校教育問題の1、三郷市における性教育の推進についての総論についてお答えし、詳細につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

性教育に関しましては、体の仕組みなど保健体育や家庭科、理科の学習にとどまらず、道

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

徳での人権教育など日常的に積み上げている多面的な学習と、学級活動における「生命（いのち）の安全教育」、情報モラル教育など特化して取り上げる学習の両方を発達段階に応じて実施していく必要があると認識してございます。

本市における課題の一つは、性教育に関して家庭や地域との連携が十分とは言えないことでございます。性に関する指導は、学校のみならず、家庭や地域と連携して取り組むことが肝要でございます。今後は、学習内容を保護者や地域にも発信し、わずかな変化、小さなＳＯＳも見逃さない環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） １、学校教育問題の１、三郷市における性教育の推進について、
２、家庭で行う性教育への支援について順次お答えいたします。

初めに、１、三郷市における性教育の推進についてのア、性教育の現状についてでございますが、各学校では学習指導要領に基づき、学年ごとに小学校では体の発育・発達、思春期の心身の変化、生命の誕生、自他を大切にすることなどについて、中学校では心身の機能の発達、性感染症の予防、望ましい人間関係などについて計画的に指導を行っております。また、道徳科や学級活動などにおいても生命を尊重する心や自分と相手を大切にすることを育む指導を行っております。

次に、イ、ＳＮＳ時代に対応した性教育についてでございますが、近年はＳＮＳや動画サイトなどを通じ、児童・生徒が様々な情報に触れる機会が増えておりますことから、各学校では非行防止教室や吉川警察署と連携して行う講座などを通じて、インターネット上の情報を適切に判断する力や性に関する情報などを正しく選択し、適切に行動する力の育成に努めております。

さらに、人権教育や「生命（いのち）の安全教育」を通して、相手の気持ちや意思を尊重すること、嫌なことは嫌と言ってよいことなど、発達の段階に応じたコミュニケーションの在り方を指導しております。

次に、ウ、命の教育と心のケアについてでございますが、各学校では「生命（いのち）の安全教育」の教材などを活用し、命の大切さや自他を尊重する心、自己肯定感の育成に取り組んでおります。

また、担任、養護教諭、スクールカウンセラーが相談体制を構築するとともに、児童相談

所などと連携し、組織的に対応をしております。

次に、エ、今後の方向性についてでございますが、家庭や関係機関と連携しながら、発達の段階に応じた指導を計画的に行うことが重要であると考えております。助産師の行う「いのちの授業」など、外部講師から専門的な知見や経験に基づく具体的な話を聞くことは、これまでの取組においても児童・生徒が命の大切さへの理解を深める上で効果的であると認識しております。今後も、外部講師を活用した実践を推進してまいります。

次に、2、家庭で行う性教育への支援についてのア、保護者との連携、イ、保護者への情報提供や啓発、ウ、命の大切さや性トラブル防止、エ、家庭・学校・地域の連携及びオ、相談できる体制づくりについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

性に関する指導については、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、自分や相手を大切にする態度を育むほか、相談体制の整備も含め、性被害やトラブルから守ることにつなげていくことが重要であると認識しております。

現在、保護者向けの情報提供につきましては、各学校において必要に応じて個別に対応しているところでございますが、啓発や情報提供の在り方につきましては更に充実を図る必要があるものと認識しております。今後は、PTAが主催する家庭教育学級や学校医及び保護者が参加する学校保健委員会などの機会を活用し、「生命（いのち）の安全教育」に関する教材を共有するなど、家庭において親子で話し合うきっかけとなるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 2、危機管理問題、1、クラウド型被災者支援システムについて順次お答えいたします。

初めに、ア、クラウド型被災者支援システムの概要と導入目的について、イ、平時において避難行動要支援者名簿など、被災者支援に関する情報を持つ部署と、どのような連携を行っているのか、ウ、災害発生時には、被災者情報の把握や避難所運営、支援物資管理など、具体的にどのような運用を想定しているかにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

令和6年度に導入したクラウド型被災者支援システムは、住民基本台帳情報をベースとした被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して自宅や遠隔地から罹

災証明書等の申請、全国のコンビニ等での受領が可能となっており、被災者へ迅速かつ的確な支援を実施する有効な手段の一つとして導入したシステムでございます。

平時の運用として、クラウド型被災者支援システムで避難行動要支援者名簿の管理は現在行っておりません。現在、避難行動要支援者名簿等の管理、運用を行っております福祉部局のシステムとの連携や今後クラウド型被災者支援システムで一元管理できるかなど、効率的、効果的な運用について関連部署と協議してまいります。

なお、災害時の運用といたしましては、現在、被災者台帳の作成と罹災証明書の発行機能を活用することを想定してございます。

次に、エ、職員に対する操作訓練や実践的な研修はどの程度実施されているのか、オ、高齢者やデジタル機器に不慣れな方への対応について、どのように考えているのか、カ、停電や通信障害など、災害時特有の環境下でシステムが利用できなくなるリスクへの備えについて、キ、現在運用する中で見えてきた課題や改善点について、ク、今後、地域防災や避難所運営訓練などにどのように活かしていく考えかにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

災害時にクラウド型被災者支援システムを最大限に活用するためには、平時から職員の操作訓練が必要であると考えております。本システムは、現在訓練機能を備えていないため、実際にシステムに入力する訓練の実施が困難なため、システムを使っただけの訓練が課題となっております。現在の対応といたしましては、災害時に職員が円滑に操作できるように操作マニュアルを作成し、担当する職員に周知しているところでございます。

また、停電が発生した場合の対応につきましては、本庁舎にある非常用発電設備で一定時間は対応可能であると考えております。長時間に及ぶ停電や通信障害の場合には、障害が復旧するまでの間、罹災証明書の申請や発行が滞ることが想定されますが、罹災証明書の発行につきましては被害調査に基づくものでございますので、一定程度の時間を要するものと考えております。

また、デジタル機器の取扱いに不慣れな方への対応といたしまして、罹災証明書の申請、発行は窓口での対面で対応することを想定してございます。今後も引き続き、クラウド型被災者支援システムを利用している他自治体の先進事例について情報収集を図り、災害時だけでなく平時における有効な活用方法を含め、システム機能を最大限に活用した被災者支援体制の強化について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 2、危機管理問題の2、避難所となる学校のトイレ問題について順次お答えいたします。

ア、老朽化による様々な声について、市はどのように把握しているのかにつきましては、施設管理者である各校長からの報告のほか、学校開放利用者の要望や関係課からの情報を基に、随時現地確認や対応策の検討をしております。学校施設のトイレについては、設備の経年劣化や利用頻度、地盤沈下の影響もあり、構造的にも排水詰まりやにおいが発生しやすい現状と認識しているところでございます。

次に、イ、多様な避難者への対応についてでございますが、校舎の新築や増築の際には、来校されるこども連れのかたが利用できるよう多機能トイレのベビーチェアやオストメイト対応備品の整備に努めているところでございます。既存の校舎につきましては、スペースの制約などもございますが、工事や修繕の機会を捉えて避難所開設時に利用できる多機能トイレの新設やトイレの洋式化を段階的に行っているところでございます。

次に、ウ、体育館周辺トイレの照明、防犯、安全対策についてでございますが、夜間利用の多い学校開放利用者の要望や冬場の遅い時間帯に行われる部活動の防犯対策として、照明などの工夫が必要と認識しております。現在実施しております学校の照明LED化により、体育館周辺トイレを含めた改善がされるものと考えており、明るく安全な環境整備に努めております。

次に、エ、バリアフリー整備の現状についてでございますが、トイレのバリアフリー対応につきましては、令和7年度末で小学校16校、中学校6校に車椅子対応の多機能トイレが整備済みとなってございます。また、段差解消につきましても、多機能トイレへのアプローチがスムーズにできるよう、昇降口や玄関部分のスロープを整備し、建物内外の段差解消に努めております。

最後に、オ、今後の改修計画についてでございますが、学校施設の改修は学校教育施設個別計画に基づき実施しております。令和7年度からは校舎の外壁や屋上部分など、施設の劣化を防止し、校舎の安全管理や維持管理上重要な外部工事を重点的に実施しております。今後の避難所となる学校のトイレの在り方につきましては、関係部署と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 3、財務問題の1、市債の償還について順次お答えいたします。

初めに、ア、令和6年度末における市債残高の償還方法の内訳についてでございますが、令和6年度末時点の市債残高は419億9,531万1,471円であり、3種類の償還方法ごとの内訳といたしましては、元利均等償還方式が36億1,235万2,766円で、全体の8.6%、元金均等償還方式が383億8,295万8,705円で、全体の91.4%、満期一括償還方式はゼロ円でございます。

次に、イ、減債基金の運用方針と今後の積立金額や推移の見通しについてでございますが、減債基金は市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたって市財政が健全な運営を行えるよう設置しているものであり、計画的な運用が求められている基金でございます。本市におきましては、満期一括償還方式による借入れはございませんが、将来的な市債の償還額の増加が見込まれていたことから、これに備えるため以前より基金に積み立てを行ってきたところでございます。

また、ここ数年は普通交付税の追加交付の際に臨時財政対策債の償還費用に充てるための基金の積み立てに要する経費の財源として、臨時財政対策債償還基金費の交付を受けていることから、追加交付があった際には基金への積み立てを行っております。

減債基金の活用にあたりましては、令和5年度以降、市債の償還額が増加傾向となっていくことから、公債費負担の平準化を図るため、基金から繰り入れを行い、償還費用の一部に充てているところでございます。

今後の見通しといたしましては、市債の償還額の増加がもう数年続くと見込んでおりますことから、引き続き基金を計画的に活用し、財政の健全運営の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員。

○21番（柳瀬勝彦議員） ご担当いただいた皆様、丁寧なご答弁ありがとうございました。

幾つか再質問と要望をさせていただきます。

まず、学校教育問題について再質問です。

こどもの性被害の状況、児童買春事案等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが3年連続で増加し、令和7年は、過去10年で最多の2,654件、SNSに起因する事犯の被害児童数が高水準で推移していることに加え、小学生の被害児童数は過去10年で最多となっております。児童の画像を生成AI等により性的に加工し、悪用し、そういった事案については取扱い事案数が年間110件以上把握されており、潜在的な事案も含めて今後も注視すべ

き状況でございます。性加害者の99%は男性、被害者の96%が女性というこの現状を踏まえ、相手との関係の中で自己決定権、同意、責任感を育てることがとても必要と考えられます。クラスで一緒に性教育は必要なものもございますが、男子生徒には紳士になる授業として、誰かを好きになる気持ちはとてもすてき、でも自分の相手も大切にすることが一番大事であることを理解させること、女子生徒には無理に合わせる必要はない、先ほどの答弁にもありました「嫌なことは嫌と言っていい」、相手もそれを尊重しなければいけないということを伝える必要性を感じております。男女別々に、しっかりと性教育をすることについて再度、学校教育部長に伺います。

クラウド型被災者支援システムについて。

先日、内閣府のかたや一般社団法人社会課題解決支援協会の方々など、いろいろな方々と被災時における避難所の課題について意見交換をし、勉強をさせていただきました。一般社団法人社会課題解決支援協会が掲げる災害関連死ゼロを目指すという考え方は、単に命を救うだけでなく、災害後の生活や健康を守ることを重視している点が大きな特徴です。災害関連死とは地震や豪雨などで直接亡くなるのではなく、避難生活のストレスや体調悪化、持病の悪化、孤立などによって亡くなるケースを指します。特に、高齢者や障がいのあるかた、持病があるかたに大きな影響がございます。

災害時は、命が助かったで終わりではございません。避難生活の中で体調を崩し、命を落とす災害関連死を防ぐことも重要です。避難所環境の改善や支援が必要なかたへの見守り体制を強化することで、災害関連死ゼロを目指す取組が全国で進められています。ぜひ、このような取組の先進事例も取り入れて、検討していただきたいと思います。こちらは要望にとどめます。

避難所となる学校トイレ問題については、学校トイレは単なる設備ではなく、こどもたちの安心・安全、健康を支える重要な生活環境です。また、災害時には市民の命を守る避難所機能として極めて重要な役割を担います。今後は単なる老朽化対応だけではなく、バリアフリー、防災、防犯、衛生面を含めた、総合的な学校トイレの環境整備を学校予算だけではなく、避難所予算も使い進めるよう要望をいたします。

3、市債の償還について再質問をさせていただきます。

まず、ア、令和6年度末における市債残高の償還方法の内訳については、元利均等償還方式が約36億円で全体の8.6%、元金均等償還方式が約384億円で全体の91%、満期一括償還方式はゼロ円で全体のゼロ%ということでした。満期一括償還方式については、イの

項目で触れますので、ここでは元利均等償還方式と元金均等償還方式の割合について、元利均等償還方式と元金均等償還方式の特徴をもとに再質問をさせていただきます。

元利均等償還方式は毎回の償還額が一定となり、負担が平準化できるというメリットがありますが、元金の償還ペースが少し遅いため、利子償還額の総額が大きくなる一方で、元金均等償還方式は元金の償還ペースが早いため、利子償還額の総額が小さくなるメリットがございますが、償還初期の負担額が大きくなるという特徴がそれぞれございます。

1 問目でも申し上げたように、今後の本市では今まで以上に明確化や適正化を図った財政運営が求められる状況の中、利子償還額の総額が小さくなる元金均等償還方式での償還となっている市債の割合が91.4%と非常に多い状態であることは、将来負担を鑑みて非常に良い選択をしていただいていると強く感じております。

その上で、再度伺います。元金均等償還方式が9割を超えている状況の中で、残りの1割弱の市債において元利均等償還方式を選択した理由について、そして今後の財政運営の中ではより一層元金均等償還方式の割合を増やしていくことが必要なのではないかと考えますが、このことに対する展望の2点をお伺いいたします。

次に、イ、減債基金の運用方針と今後の見通しについてです。

こちらについては、本市において従前から将来的な市債償還額の増加に加えて、計画的に積み立ててきたことや臨時財政対策債償還基金費との兼ね合いなどについてご説明いただきました。そして、アのご答弁で触れさせていただいた満期一括償還方式となっている市債がゼロという点ですが、1 問目でも申し上げたとおり減債基金は満期一括償還方式を念頭とした制度と私は認識しております。そのため、この点について総務省に問い合わせたところ、基本的に満期一括償還方式での償還となる地方債がある場合に、そのための積み立てをどのように行うかをルールとして定めている。ただし、定時償還のみとなっている場合は、その運用について自治体の裁量に委ねていると回答がありました。そのため、本市においては裁量に委ねているという点にそってある程度流動性を持ちながら今後も減債基金を計画的に運用していくことになっていくことが必要となっています。

その上で1点、懸念しているのはご答弁で仰せられた市債の償還額の増加がもう数年続くと見込んでいる状況の中で、1 問目で申し上げたとおり令和5年度末以降、減債基金の残高が減少してきている点です。ご答弁では、引き続き計画的に基金を活用し、財政の健全運営の確保に努めていくということでしたが、もう少し具体的にもう数年償還額が増加していくというのはどれくらいの期間と金額を想定しているのか、そしてそのためにどれくらいの金

額を減債基金へ積み立て、適宜償還費用へ充当していく見通しであるのかお伺いをいたします。

最後に、毎度言っていることですが、障がいのあるなしにかかわらず、年齢・性別・国籍を超えて、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指しております。今回の一般質問の趣旨について、各課の皆様にご理解を賜り、今後の政策に生かしていただければ幸いです。

以上で2問目の質問と要望を終わります。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 柳瀬議員の再度のご質問にお答えいたします。

性教育を男女別に行うことについてでございますが、各学校において学習内容や児童・生徒の実態に応じ、男女一緒に指導、男女別の指導、個別指導や個別の相談などを適切に組み合わせることが重要と考えております。引き続き、安心して学べる性に関する指導が行われるよう、支援してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 再度のご質問にお答えいたします。

初めに、ア、令和6年度末における市債残高の償還方法の内訳について、2点あったかと思えます。

1点目の元利均等償還方式を採用した理由と2点目の元金均等償還方式の割合を増やしていくことの展望につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

市債の借入に当たりましては、将来の財政負担を考慮し、利子償還額の総額を低く抑えられる元金均等償還方式での借入を基本としております。元利均等償還方式に係る市債残高につきましては、財政融資資金等の公的資金の借入に係るものであり、当時は償還方法の選択ができず、元利均等償還方式のみでございました。

なお、平成27年度から財政融資資金等についても元金均等償還方式との選択制が導入されたため、それ以降の借入については全て元金均等償還方式で行っております。

続きまして、イ、減債基金の運用方針と今後の見通しについて、こちらも2点あったかと思えます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

1点目の償還額の増加について、期間、金額の想定でございますが、市債の今後の償還額はあくまで現時点での借入れ条件を基にした推計となりますが、ピークは令和11年度で57億円程度となるものと見込んでおります。

2点目の減債基金への積み立て、償還費用への充当の見通しでございますが、今後の基金への積み立てにつきましては決算剰余金が生じた際には、その時点での社会情勢や財政調整基金の残高等も踏まえ、検討していくとともに、普通交付税の臨時財政対策債償還基金費の追加交付があった際には、適宜積み立てを行い、増加する償還額の負担の平準化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で柳瀬勝彦議員の質問を終わります。

◇ 竹 内 嘉 洋 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第6、6番、竹内嘉洋議員。

〔6番 竹内嘉洋議員 登壇〕

○6番（竹内嘉洋議員） それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

今回の質問は、部活動の地域移行についてお伺いいたします。

この取組は、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、令和5年度から3年間をかけて公立中学校の休日の運動部の部活動を優先して段階的に地域移行しようとするものです。令和6年度においては、47都道府県の525市区町村で地域移行に向けた実証事業が実施され、それぞれの地域の特性に合わせた多様な地域クラブ活動モデルが創出されていると聞き及んでいます。

本市においても、令和5年度の陸上競技に始まり、卓球、サッカーと段階的に取組が開始されていると認識しています。現在は、令和13年度の休日の部活動完全展開に向けた期間であり、様々な成果や課題の検証期間中かと思います。本市での部活動の地域展開を進めていくためには、本市の教育のトップである教育長の強い意思と強い信念が必要不可欠だと考えます。

そこで、アとして、地域展開を進めるにあたり、本市が目指す方向性について、教育長の思いをお伺いいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

先ほども述べましたが、本市においても段階的に実施されているとのことですが、イとして、本市の地域クラブ活動の進捗状況について伺います。

これまで、学校の教員が中心となり、部活動の運営や指導を担ってこられた活動が段階を経て地域へと移行されていくことは、学校と地域のつながりが強固になると同時に、教員の働き方改革の一端を担うものと考えています。

そこで、ウとして、部活動から地域クラブの展開により、どのような良さが生まれるのか伺います。

最後になりますが、学校から地域へと部活動の主軸が移っていく中で、受益者負担による生徒の負担増加に対する支援の有無、市内公共施設が今現在予約が難しい現状であると聞き及んでいます。そのような中で、活動場所の確保に対する支援の有無、指導者の人員確保に対する支援の有無を踏まえ、エとして、国が示す令和13年度までの改革実行期間を踏まえ、本市はどのような考えのもと、どのようなスケジュールで進めていくのかをお伺いいたします。

以上、4点を教育長、学校教育部長にお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（武居弘治議員） 竹内嘉洋議員の質問に対する答弁を求めます。

檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

○教育長（檜垣幸久） 竹内議員のご質問にお答えいたします。

1、教育問題、1、部活動の地域移行についてのア、部活動の地域展開を進めるにあたり、本市が目指す方向性について教育長の思いはについてお答えし、他については担当部長をして答弁いたさせます。

部活動の地域展開は、単に部活動の運営主体を学校から地域へ移すということだけではなく、こどもたちの活動機会をどのように守り、育てていくのかという今後の教育の在り方に関わる重要な取組であると認識しております。

これまで、部活動は教員の指導の下、生徒が仲間とともに目標に向かって努力し、達成感や責任感、協働性などを育む教育的意義の大きな活動として、本市のこどもたちの成長を支えてまいりました。

一方で、教職員の働き方改革をはじめ、少子化や活動ニーズの多様化、学校規模による部活動数の格差などにより、部活動の見直しが求められております。従来の「学校単位、教員中心」の体制では、将来にわたり生徒のニーズに応え続けていくことが難しくなってお

ります。

このような状況を踏まえ、国においては学校内で運営されてきた活動を広く地域に開く、部活動の地域展開を推進しているところでございます。本市においても、学校と地域が協働し、子どもたちが多様な活動を継続して親しむことができる地域クラブ活動を推進していくことが必要であると考えております。

子どもたちが地域に支えられ、その経験を通して三郷への郷土愛を育み、将来、三郷を支える人材へと成長していく好循環を生み出す取組を目指していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 1、教育問題、1、部活動の地域移行についてのイ、本市の地域クラブ活動の進捗状況についてでございますが、令和3年度から検討を開始し、令和6年度には地域クラブ活動推進協議会を立上げ、現在は卓球、陸上競技、剣道及びサッカーをモデル事業として実施しております。

次に、ウ、部活動から地域クラブへの展開により、どんな良さが生まれるのかについてでございますが、まず教職員にとりましては勤務時間外の在校時間が大幅に削減され、資料作りにより注力することができます。また、生徒にとりましては学校の枠を超えて活動の選択が広がるとともに、専門性を有する指導者から指導を受けることによる学びの充実が期待されます。また、学校規模や部員数に左右されることなく、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境づくりにもつながります。

最後に、エ、国の示す改革実行期間を踏まえた本市の考え方と進め方についてでございますが、地域クラブ活動は地域全体で子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を展開できる場として位置づけるものと考えております。今後は、令和8年度中に基本方針を策定し、令和7年度に実施したアンケート結果をもとに、スポーツ・文化芸術活動の関係団体の協力を得ながら、活動種目の拡大や指導者の確保に努めてまいります。その上で、国が示す令和13年度までに休日における学校部活動を地域クラブ活動へと全面展開してまいります。

なお、地域展開を進めるに当たり、活動場所や指導者の確保、受益者負担の在り方なども課題でございます。今後も、学校や関係団体、保護者、関係部局と連携しながら、生徒にとって望ましい活動環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○議長（武居弘治議員） 竹内嘉洋議員の2問目の質問を残して暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時58分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

竹内嘉洋議員。

○6番（竹内嘉洋議員） それぞれにご答弁いただき、ありがとうございました。

教育長も、この地域クラブ活動の地域展開が今後の教育の在り方に関わる重要な取組とご認識されているとのことで、力強いご答弁ありがとうございました。

12月の定例会でも、抜粋にはなりますが、教育とは人づくりであると、そのためには義務教育の段階から社会力を育成していくことが必要、社会力は多種多様な人とのつながりを持つことで強化される。学校・地域・関係機関との連携と分担を支援していくことが大切な役割というご答弁をいただきました。ぜひ、この地域クラブと地域展開に関しましても、教育長の強いリーダーシップを基に進めていただければと思います。

そして、今後の展開ですが、推進協議会の立ち上がり、本格的に運用されていくことと思います。財源確保のために企業協賛を募り、活動の資金にしている地域クラブも現在存在していると聞き及んでおります。ぜひ、行政・学校・地域・保護者が協力して、生徒が置き去りにならない地域展開の充実を図っていただくことを要望させていただいて、再質問はなしで質問を終わらせていただきます。

○議長（武居弘治議員） 以上で竹内嘉洋議員の質問を終わります。

◇ 日 高 千 穂 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第7、3番、日高千穂議員。

〔3番 日高千穂議員 登壇〕

○3番（日高千穂議員） 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い順次一般質問を行います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

去る2026年3月16日、沖縄県辺野古沖で発生した修学旅行生ボート転覆事故、そしてその衝撃も冷めやらぬ5月6日、福島県磐越自動車道で発生した部活動遠征中のマイクロバス衝突事故、未来ある尊い命が海で、そして陸で相次いで失われたのは、記憶に新しいところでございます。未来ある尊い命が失われたことに対し、深い悲しみを禁じ得ません。亡くなられた生徒のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

私たちは、学校だから大丈夫、先生がいるから安心、どこかでそう信じ、大切なこどもたちを送り出しています。しかし、その「当たり前」が、もし突然失われてしまったら、朝行ってきますと家を出た我が子が二度と帰ってこない、そんな現実を誰が想像できたでしょうか。磐越道の事故では、乗車していた生徒が荒い運転に身の危険を感じ、保護者へ「死ぬかもしれない」というメッセージを送信していました。こどもたちがこれほどの恐怖を感じながら、なぜそのバスは走り続けなければならなかったのか、そこにあったのは大人の慣れであり、安全よりも予算を優先した慢心ではなかったのでしょうか。

現在、日本中の多くの保護者がこれらの事故をきっかけに、胸に不安を抱えていらっしやいます。辺野古と磐越道、二つの事故が突き付けたのは、単なる不運ではございません。安全管理が適切なのか、保護者への説明は十分なのか、教育活動に政治的な偏りはないのか、こどもたちは安心して学べる環境にあるのかという公教育の根幹に関わる重い問いでございます。その問いに対し、本市は胸を張って「大丈夫です」と答えられる体制でなければなりません。こどもたちが安心して学び、保護者が安心して送り出す、先生方が安心して教育活動に取り組める環境を整えること、それこそが教育行政の責任であり、私たち議会の責任でもあります。

私は本日、この問題を政治的対立として扱うつもりはございません。問われているのは思想ではなく、こどもたちの命と安全と中立性でございます。そして、保護者が安心して学校へ我が子を送り出せる社会でございます。実際に、尊い命が失われたという現実を前に今、私たち地方議会には今回の事故を他人ごととせず、こどもたちは本当に守られているのかを感情論ではなく、事実に基づき冷静に確認し、必要な改善を求めていく責任があると考えます。その立場から、本日は学校教育の安全確保と政治的中立性の徹底について質問いたします。

辺野古沖抗議船転覆事故における文部科学省の調査報告では、学校側の安全管理は著しく不適切と断じられ、更に教育内容についても教育基本法第14条第2項が禁じる特定の政治的

立場に偏った教育であったと認定されました。また、磐越道の事故では本来認められていない白バス同様の不透明な運行形態が凄惨な結果を招きました。市民の負託を受けた議員として、子どもたちが教育の名の下に危険にさらされ、特定の思想誘導の道具とされることは断じて容認できるものではございません。

文部科学省が今回の事故を受け、全国教育委員会等に対し、「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」の通知の発出をいたしました。事故を起こした学校では、気象確認の欠如や出航判断の丸投げなど、安全管理の崩壊が指摘されております。保護者が知りたいのは、事故は起きませんという保証ではありません。そのような保証は誰にもできません。保護者が求めているのは、安心・安全はもちろん、危険を予測し、危険を回避する、万が一に備える体制が整っているか、その説明でございます。

そこで、質問アとして、本市小・中学校における校外学習や平和学習の実施状況をお伺いしたいと思います。また、教育委員会としてその実施内容をどの程度把握しているのかも伺いいたします。

次に、教育の政治的中立性についてお伺いいたします。

教育基本法第14条では、学校における特定の政党の支持や反対のための政治教育を禁じております。当然ながら、子どもたちには多様な意見や価値観を学ぶ機会が必要です。

一方で、特定の政治的立場への誘導や一方的な価値観の押しつけがあってはならないことも、また重要でございます。しかし、辺野古の事例では安全管理体制に加え、教育活動の在り方や多面的な視点の確保についても様々な課題が指摘されております。

そこで、質問イとして、平和教育の政治的中立性をどのように担保しているのか、本市の調査・点検状況をお伺いしたいと思います。

さらに、質問ウとして、外部講師等による授業内容確認はどう行われているのか、質問エとして、複数の意見を多面的・多角的に提示し、生徒が公正に判断できる環境をどのように保障しているのかをお伺いしたいと思います。

次に、外部団体の関与についてお伺いいたします。

磐越道の事故現場では、運転手の名字と「手当」と書かれたポケットマネーによる現金封筒が見つかりました。このような不透明な関係性が安全への意識を曇らせたのではないのでしょうか。全国では、NPO、市民団体、平和団体、活動家団体、ボランティアガイドなどが学校教育へ関与するケースもございます。もちろん、外部人材の活用そのものを否定するものではございません。しかしながら、学校教育という公教育の場である以上、教育目的との

整合性、中立性、安全性、信頼性の確認は不可欠であり、保護者が安心して子どもを送り出せるよう、教育内容の透明性が求められます。

そこで、以下質問いたします。

質問オとして、外部団体を活用する際、その選定基準とそれら団体が政治的主張への誘導を行わないためのチェック体制はどうなっているのか、特定の政治的主張に偏らないための配慮はあるのかお伺いいたします。

質問カとして、外部団体任せにせず、学校が主体となって安全を確保する体制が構築されているのかお伺いいたします。

最後に、質問キとして、訪問先や外部講師、安全対策について保護者に対し具体的にどのような事前説明が行われているのかお伺いしたいと思います。

私は、子どもたちから学ぶ機会を奪いたいのではございません。平和について学ぶことも、歴史について考えることも、命の尊さに触れることも、教育にとって極めて大切でございます。しかし、同時にその学びは安全であること、そして保護者が安心できること、この土台の上に成り立たなければならないと考えます。学校は、子どもたちにとって安心できる場所でなければなりません。保護者にとって、信頼して送り出せる場所ではなければなりません。さらに、学校教育が特定の考え方へ誘導することなく、子どもたち自身が考える力を育む場であることでなければなりません。そして、行政にはその信頼に応える責任がございます。三郷の子どもたちは安全に、そして公正な視点を持って学べる環境にあると確信をさせていただきたく質問をさせていただきます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 日高千穂議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 日高議員のご質問にお答えいたします。

1、教育問題の1、学校教育の安全確保と政治的中立性の徹底について順次お答えいたします。

初めに、ア、校外学習や平和学習の実施状況についてとその把握でございますが、本市では林間学校、修学旅行、社会科見学、職業体験などの校外活動を学習指導要領に基づき、各学校の教育目標や児童・生徒の実態に応じて実施しております。平和学習におきましても、社会科、総合的な学習の時間などに関連づけながら、校長の責任の下、計画的に実施してお

ります。

なお、教育委員会といたしましては、各学校から提出される教育課程、年間指導計画、校外学習実施願などを通して、目標や内容、移動方法、実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行っております。

次に、イ、平和教育の政治的中立性の調査点検についてでございますが、学習指導要領にのっとり様々な指導や情報を活用しながら、児童・生徒が多面的、多角的に捉え、自らの考えを形成できるよう指導しており、特定の政治的立場や考え方に偏ることのないよう配慮しております。また、日常的には管理職は教室訪問を行い、指導内容の把握に努めているほか、市教育委員会といたしましては校外学習実施願により調査点検を行っております。

加えて、市教育委員会や東部教育事務所による訪問指導などを行っております。

次に、ウ、外部講師等による授業内容の確認についてでございますが、教育活動の充実を図るため、外部講師などを活用する場合には事前に学習の狙いや内容について十分な打ち合わせを行うなど、学校が責任を持って進めております。

次に、エ、複数の意見を多面的、多角的に提示し、生徒が公正に判断できる環境の保障についてでございますが、平和学習に限らず、教育活動におきましては特定の見解や価値観のみを一方的に示すことのないよう、多様な立場や意見に触れる機会を設けております。校外学習における事前学習では、自らが課題を立てて調べ学習を行うとともに、他者と協働しながら学びを深め、学習後には得られた情報を比較検討しながら、自らの考えを整理できるよう指導しております。

次に、オ、外部団体を活用する際の選定基準についてでございますが、校外学習や出前授業などの教育活動の際、各学校において外部団体と綿密な打ち合わせを行い、教育目的との整合性や活動実績、安全性、学習効果などを総合的に勘案し、校長が責任を持って適切に選定しております。

次に、カ、学校が主体となって安全を確保する体制の構築についてでございますが、事前の現地調査に基づき、活動内容に応じた安全対策の検討、引率体制の整備などを行い、安全確保に努めております。

最後に、キ、保護者への事前説明についてでございますが、通知や説明会を通して保護者へ校外学習の目的や行程、活動内容などを周知し、理解を得ながら実施しております。今後も、学校が主体となった教育活動の下、安全管理の徹底を図るとともに、学習指導要領に基づき、児童・生徒が多面的、多角的な視点から学ぶことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日高千穂議員。

○3番（日高千穂議員） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

本市の学校教育や校外学習は、私が思っていた以上に様々な細かな配慮がなされていて、大変安心いたしました。安心・安全を徹底して、保護者への説明責任も果たし、政治的な中立性も担保されていることが確認でき、本市の公教育に対する信頼を確信させていただきました。

辺野古の事故も磐越道の事故も、単なる一過性のニュースとして終わらせてはいけないと思っております。ご遺族は、娘の死を無駄にしないでほしいと切実な思いを訴えていらっしゃると思います。この言葉の重みを決して忘れてはならないと思っております。そして、磐越道の事故で命を落とした17歳の少年の届かなかった「ただいま」という声も、私たちは決して忘れてはいけないと思います。

朝、笑顔で送り出した我が子が夕方には元気に帰ってくる、それは奇跡ではありません。本来、社会が守らなければならない最も基本的な約束でございます。尊い命の犠牲の上に私たちは何を学び、何を変え、どう未来へつなげるのかについて正面から向き合い、こどもたちを守る仕組みを見直すことが今を生きる私たち大人に課せられた使命ではないでしょうか。こどもたちは、自らの力で安全な教育環境を選ぶことはできません。だからこそ、大人には守る責任がございます。教育にどのような理念を掲げようとも、どのような学びを語ろうとも、命を失ってしまえば、この先の教育は存在しません。こどもの命にやり直しはありません。教育に失敗はあっても、命に失敗は許されません。だからこそ、安全より優先される教育はなく、命より優先される理念也没有ありません。

二度と「行ってきます」が最後の言葉にならないように、二度と「ただいま」が届かなくなる悲しみを生まないように、亡くなられたこどもたちの命に恥じることのない教育行政を、そして三郷市の全てのこどもたちが同じ悲しみを繰り返すことのないよう、安全に学び、自由に考え、希望を持って未来へ歩んでいけるよう強く願い、要望し、私の質問を終わります。再質問はございません。

○議長（武居弘治議員） 以上で日高千穂議員の質問を終わります。

◇ 深 川 智 加 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第8、9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1、化学物質過敏症問題、1、香害問題について。

近年、柔軟剤や洗剤などの強い香りで体調不良になる「香害」香りの害について苦しむ人が増えています。公共交通機関の利用が困難となり、職場や学校にたどり着けないなど、ひきこもりにつながりかねない状況も生まれています。香害は影響が大きいと、化学物質過敏症やシックハウス症候群などの病気になる可能性もあり、重大です。

とりわけ、影響の大きいのがマイクロカプセル香料です。花粉ほどの微細なプラスチック製カプセルに香料成分が入っており、マイクロカプセル香料入りの製品で洗った衣類からは、香料などの化学物質が長期間にわたり周囲に漂い、香りを移すのが特徴です。学校現場では、持ち回りで洗う学校の給食着などに積み重なった香りで、こどもが体調不良を起こす問題が全国的に広がっています。学術機関が実施している全国調査では、小・中学生の1割が香りで体調不良を経験していることが昨年6月に発表した中間報告で分かりました。解毒機能や神経系が発達途上にあるこどもは、同じ濃度の香料であっても大人より影響を受けやすい傾向にあります。

一方、におい刺激に対する不快感をうまく大人に伝えられないこどもも多く、周囲が気づきにくいという問題があります。香りを楽しむ文化そのものを否定するものではありませんが、香料は化学物質であり、身体の動きをかく乱する可能性を持つという理解が重要です。香害は香りの使い方に少し注意をするだけで、多くの人の体調不良を防ぐことができる予防可能な健康リスクの一つです。香害で苦しんでいる人を今すぐ守るには、香りの自粛啓発運動です。そこで、ア、市としての認識はどのようなか。イ、啓発の強化を求めますが、市民生活部長と学校教育部長に考えをお聞きます。

次に、2、教育問題、1、学校給食費の無償化について。

4月から国の制度として公立小学校の給食費が無償化になり、保護者から歓迎の声が寄せられています。一方で、私立や国立などは対象外です。また、アレルギーや不登校など様々な理由で給食を食べられない児童への取扱いが設置者に委ねられています。加えて、中学校給食費の無償化は先送りされてしまいましたが、一日も早い無償化の実現を求める声広がっています。義務教育では、学校給食は全て国の負担で無償化されるべきではありますが、

国による必要な財源が確保されるまでの施策として、三郷市でも独自施策を行うべきだと考えます。そこで、アとして、私立小学校などに就学する児童への対応を、併せて私立小学校に通う児童数もお答えください。

イとして、三郷市立小学校に在籍し、学校給食の提供を受けていない児童への対応を、ウとして、中学校の無償化の早期実現を求めますが、考えをお答えください。

次に、3、補聴器助成について、1、加齢性難聴者への支援を。

加齢性難聴は、コミュニケーションの低下だけでなく、認知症、鬱病、社会的孤立といった様々な身体的、社会的な問題につながるものが指摘されております。難聴は早期対応が大切であり、耳鼻科を受診すること、そして必要であれば補聴器の使用が進められています。

そこで、認知症予防に役立てようと補聴器の購入に助成金が出る自治体が広がっています。全日本年金者組合の独自調査によれば、2026年5月1日現在で補聴器助成実施自治体数は600を突破し、2022年の調査から約6倍となります。三郷市でも年をとっても安心して暮らしていけるよう、他自治体に後れをとることのないよう足を踏み出すべきではないでしょうか。また、耳の聞こえの問題に対する早期の対応が、安全で質の高い生活を実現するために重要です。

そこで、アとイとして、補聴器購入費助成制度や聴力検査の実施を求めますが、考えをお答えください。

最後に、4、災害問題、1、携帯トイレについて。

災害時に給水・排水設備が復旧していなくても、仮設トイレなどが到着していなくても、すぐに使えるのが携帯トイレです。政府は、トイレの自助として最低3日分の備えを推奨していますが、避難所などに必要な数の仮設トイレが配置されるまで、1週間以上かかる場合もあることから、できれば1週間分の備蓄をしておくべきだと言われています。また、備蓄期間中の凝固剤やビニール袋の劣化が進むことから、定期的な交換を検討することが必要です。

さらに、使用済み携帯トイレの回収や処理がきちんとされなければ、街中の衛生環境が悪化し、健康状態に大きく影響すると日本トイレ研究所の加藤篤さんが警鐘を鳴らしています。これまでの大きな災害では、水洗トイレが使えなくなることで多くの人が体調を崩し、関連死につながることもありました。

そこで、アとして、市の備蓄状況と管理について、イとして周知・啓発はどのようなか、ウとして使用後の処分について、エとして収集運搬について考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 深川議員の質問にお答えいたします。

1、化学物質過敏症問題、1、香害問題について、ア、市としての認識はどのようなか、イ、啓発の強化をの市民生活部担当分につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

いわゆる香害につきましては、柔軟剤や化粧品などに含まれる合成香料や化学物質が原因で、頭痛やめまい、吐き気などの体調不良を起こすかたがいるということは認識しております。背景には、柔軟剤や化粧品などの香り付き製品に含まれている化学物質に一定量以上触れることで発症する化学物質過敏症があるとされておりますが、原因が解明されておられません。

また、国の規制がないことから、まずは周りのかたへの配慮として、柔軟剤や化粧品などの香りで困っているかたがいるということを広く知っていただくことは重要だと考えております。

市民のかたからは、これまでに消費生活センターに香り付き製品によって体調が悪くなる場合の相談先を教えてほしいという問い合わせが入っており、相談内容については国の関係機関と情報を共有しているところでございます。

市といたしましては、消費者庁をはじめとした国の関係機関や県が作成した啓発ポスターを活用し、市民のかたへの啓発を努めるとともに、新しい課題であることから、国・県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 1、化学物質過敏症問題の1、香害問題についてのうち、学校教育部担当分につきましてはア、市としての認識はどのようなか、イ、啓発の強化をにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

柔軟剤や合成洗剤、除菌・消臭剤などに含まれる香り、消臭成分にはいやしやリラックスの効果がある一方で、香りの感じ方には個人差があり、不快感を覚えたり、頭痛や吐き気と

いった身体症状を引き起こしたりすることは認識しております。

なお、市内には化学物質過敏症や香害を訴えている事案はございません。

香りによる体調不良は、誰にでも発症する可能性もあることから、引き続き国や県が作成した啓発ポスターの掲示などにより周知、啓発をまいります。

続きまして、2、教育問題の1、学校給食無償化について順次お答えいたします。

初めに、ア、私立小学校などに就学する児童への対応でございますが、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化の趣旨につきましては、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施されているものと認識しております。

本事業は、公立小学校の学校給食に係る食材費を支援するもので、私立の小学校に就学する児童は対象外となっております。令和8年5月現在、市内在住で私立の小学校に通学する児童は106人でございますが、私立学校はそれぞれの設置者が経営を行っており、学校給食の有無を含む提供体制が異なっております。こうした実態も踏まえ、私立の小学校に通学する児童への支援は現在のところ考えておりませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、イ、三郷市立小学校に在籍し、学校給食の提供を受けていない児童への対応でございますが、本市では児童が喫食した給食に係る食材費の支援に充てるという考えの下、給食費負担軽減交付金を活用しております。アレルギーや不登校などで学校給食の提供を受けていない児童への給付は現在のところ考えておりませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。

最後に、ウ、中学校の無償化の早期実現をでございますが、学校給食の無償化につきましては国が中心となって一律に対応すべき施策と認識しておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 3、補聴器助成についての1、加齢性難聴者への支援をについて順次お答えいたします。

初めに、ア、補聴器購入費助成制度をでございますが、加齢に伴う難聴は高齢者の社会参加やコミュニケーションに影響を及ぼすことから、国において認知症を進める危険因子の一つであると示されており、介護予防・認知症予防の観点からも対策が必要であると認識して

おります。

本市におきましては、これまで認知症予防のためのコグニサイズを加えた運動教室や通いの場などを通じた介護予防事業を実施し、高齢者の健康づくりや認知症予防に取り組んでまいりました。

また、加齢性難聴は本人が気づかないうちに進行するケースが多く、聞こえの低下があっても受診や相談につながりにくい傾向があることから、ホームページなどによる普及啓発や聞こえに関する講座を開催するなど、難聴者の早期発見・早期介入に関する取組に努めてきたところでございます。

しかしながら、補聴器購入費の助成につきましては、加齢に伴う身体機能の低下が聴力のみならず、視力や運動機能など多岐にわたることに加え、居住している地域にかかわらず、必要な支援が受けられることが望ましいと考えております。

このため、引き続き国に対し補聴器購入費の助成制度の創設を要望するとともに、現在国で進められております難聴高齢者の早期発見・早期介入に向けた調査研究やモデル事業などの動向を注視しながら、必要な情報収集に努めてまいります。

次に、イ、聴力検査の実施をでございますが、聴力検査につきましては本市では実施医療機関の確保や検査環境の整備、検査精度などに課題があるため、実施していない状況でございます。

なお、加齢性難聴者への支援といたしましては、ヒアリングフレイルに気づくためのチェック項目を記載したリーフレットを作成し、健康診査会場や地域での健康教育の場、通いの場におきまして活用し、難聴の早期発見、ヒアリングフレイルの予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 4、災害問題、1、携帯トイレについて順次お答えいたします。

初めに、ア、市の備蓄状況と管理についてでございますが、携帯トイレにつきましては各避難所に分散して備蓄しており、令和7年度末時点での総数は10万5,600個でございます。使用期限を超過したものは定期的に入替えを行い、必要な備蓄数の充足を図っているところでございます。

次に、イ、周知啓発はどのようなかでございますが、大規模災害時には上下水道などのイン

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

フラが停止し、自宅のトイレが使用できなくなることが想定されますことから、各家庭における自助の取組の一つとして、携帯トイレの備蓄は重要であると考えております。

このため、本市では市のホームページやハザードマップ、各自主防災会訓練等におきまして、また防災マニュアルブック（トイレ編）により各家庭に対し最低3日分、できるだけ1週間分の携帯トイレの備蓄を推奨しております。

また、地域の自主防災訓練等におきましても、災害時におけるトイレの重要性について周知、啓発を行っているところでございます。

次に、ウ、使用後の処分についてでございますが、使用後の携帯トイレにつきましては燃えるゴミとして焼却処分いたします。災害発生によりごみの収集が停止した場合には、使用後の携帯トイレを入れたゴミ袋の口をしっかりと結び、ベランダなどで一時保管していただくことになります。ごみ収集が再開いたしましたら、し尿ごみとして分かるようにゴミ袋に表示をし、集積所に出すといった処分方法を周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 4、災害問題、1、携帯トイレについて、エ、収集・運搬についてお答えいたします。

携帯トイレを破棄する方法は、可燃ごみとして処理することとなりますが、災害時におきましては携帯トイレを含め、災害に伴うごみが大量に発生することが想定されます。災害時の収集・運搬に当たりましては、市内清掃業者で構成する三郷環境整備組合と災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書を締結し、協力体制を整えているところでございます。

このほか、大量の廃棄物が発生した場合に限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において事業者の再委託が定められており、迅速に処理できるような法的措置が講じられております。

また、東埼玉資源環境組合、いわゆるリユースにおきましても事業継続計画を定めるなど、非常時の受入れ体制を講じているところでございます。

今後も、三郷環境整備組合、東埼玉資源環境組合と連携し、携帯トイレをはじめ、災害時の廃棄物収集運搬に備えてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、香害問題について再質問を行います。

市民生活部長からホームページへのポスターの掲示についてお話がありました。これについて大事なことだと思いますけれども、気にしないと見てもらえないものです。例えば、草加市では香りのエチケットに関するポスターを作成し、ホームページで公開し、草加市内の公共施設で掲示するなど、香害の啓発、対策に積極的に取り組んでいます。国とメーカーは、適正な使用量と周囲への配慮を消費者に呼び掛けていますが、それでは香害は減りません。適量は香害を生まない量ではないからです。

ですから、公共の場では香料の強い製品などの使用を控えてくれと、そうした強いメッセージが必要だと私は思います。香害は周りのかたに理解されることが一番のかぎです。本市でも、独自のポスターを作成し、市内公共施設で掲示するなど、香害啓発対策に積極的に取り組むよう求めますが、市民生活部長に考えを伺います。

香害は、集中力の低下など学習に影響を及ぼす懸念も指摘されており、心配です。学校現場でのポスター掲示にとどまらず、学校だよりでの自粛啓発を行うなど、積極的な啓発、相談体制や実態把握の強化を要望します。

ところで、福井テレビの報道によれば、社会問題となっている香害への配慮から、福井市では給食着の共有を廃止する動きが広がっています。福井市は2024年7月、学校ごとの判断で個人エプロンの使用を認めると各学校に通知を出しました。本市でも、こどもが安心して学校生活を過ごせるよう、香害で悩んでいるこどもの不安を軽減していただきたいと考えます。

そこで、本市も学校ごとの判断で個人のエプロンの使用を認めることについて、本市の考えを学校教育部長にお聞きします。

学校給食の無償化についてです。

本市では、国の臨時交付金を活用し、中学校給食の食材価格の高騰分への支援事業にとどまっていますが、松伏町ではこの交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた子育て世代に対する支援として、令和8年度の保護者負担となっている中学校給食費の第1期から第4期の学校給食費の無償化に加え、均衡を図るため、食物アレルギー等々の理由により学校給食の全部または一部を食べることのできない児童・生徒の保護者に助成金を交付するとしています。また、甲府市などでは私立を含む全小・中学校給食の無償化を実現するとともに、アレ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

アレルギーや不登校等のやむを得ない事情により学校給食を食べることができない場合に給食費無償化相当額の給付金を支給するとしています。

中学生になると、クラブ活動や高校進学に向けた学習塾代など教育費が増えます。成長期にある中学生は小学生に比べ、1日の消費エネルギーも高くなることから、給食費も小学生より高額になっています。物価高騰で苦しむ子育て世代の切実な願いである給食費の無償化を、中学校でも一日も早く実現するよう要望するとともに、私立小学校などに就学する児童や不登校やアレルギー等の理由により学校給食を食べられない場合も、学校給食の無償化を受ける保護者との公平を図るための給付金の支給を行うよう強く要望します。これは要望です。

加齢性難聴者への支援についてであります。

相変わらず、「国の動向を注視する」という答弁であったかと思います。県内外では、既に補聴器購入費の助成制度を導入している自治体が複数あり、近隣では草加市や越谷市で導入されています。これらの自治体は、国の制度がなくても独自に実施しています。本市は講座の実施だけで、難聴の早期発見・早期介入が十分に図れるとお考えでしょうか。講座はあくまでも啓発であり、経済的理由で補聴器を購入できない高齢者への支援にはつながりません。高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるように、健康で自立した生活を本市は目標に掲げています。認知症の最大の危険因子である加齢性難聴の早期発見と補聴器購入費用助成制度の実施に足を踏み出すべきではないでしょうか。聴力低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくいなど、生活に支障が出ている高齢者が補聴器を利用することで生活の質の向上や社会参加の機会が増え、住み慣れた地域で健やかにいきいきと自分らしく暮らせるよう、加齢性難聴者への補聴器購入費用助成制度の導入を本市でも早期に行うよう強く求めます。この点について市の認識を再度伺います。

また、聴力検査についてですが、加齢性難聴は早期に発見し、早期に対応する必要がありますが、まずはご本人が難聴に気づいているかが重要となります。全日本年金者組合三郷支部が2023年12月から2024年1月に行った聞こえのアンケート結果によりますと、聴力検査を受けているかの問いに対しては、毎年受けていると回答したかたはわずか21%でした。一方、市の健康診査項目に聴力検査を加えてほしいかに対しては、86%のかたが聴力検査を望んでいます。こうした中、港区医師会によると自覚がないものの、聴力に異常のある人が3割程度いることが分かっていると、港区では令和6年度から60、65、70、75歳の住民に対して聴力検査を開始しています。聴力検査を受診して、ご自身が聞こえの状態を知るために聴力

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

検査の受診券を発行する取組を行っているようです。

また、足立区では区民を対象にした聞こえの相談を予約制で実施し、言語聴覚士による相談を行い、聴力検査や補聴器体験などを行っているようです。さらに、出張聞こえの相談では、防音室はありませんが、言語聴覚士が相談に乗り聴力測定を含め支援を行っているそうです。

本市では、高齢者の聴力検査を市として実施するには、医療機関との連携が不可欠だと思いますが、医療機関においては防音室があるところとないところがあるので、聴力検査については特定健診等と合わせての実施だけではなく、聴力検査の受診券の配付など、地域の医療機関の状況などを踏まえて住民が検査を受診しやすい方法を検討すべきではないでしょうか。聞こえの衰えについて早期発見するために、ぜひ三郷市でも聴力検査を行っていただきたいと思います。この点についても再度お聞きします。

最後に、携帯トイレについてであります。

携帯トイレの市の備蓄状況と管理や周知啓発について伺いました。災害時に有効な携帯トイレがいざという時に袋が破けて使えないなどということがあってはならないので、引き続き管理の徹底や備蓄の充実をお願いします。また、家庭などでの携帯トイレの備えの周知啓発については、呼び掛けだけにとどまらずに積極的な支援をぜひお願いしたいと思います。

私は、経済的格差によって災害への備えに格差があってはならないと考えます。そこで、三郷市自主防災組織補助メニューに携帯トイレが入っているのは存じておりますが、いつ起きるか分からない災害に備えて確実に全世帯に行き渡るよう、ぜひ港区などのように携帯トイレを全世帯に配布すべきではないでしょうか。あるいは杉並区のように3,000円相当の防災・防犯用品のいずれか一つを無料でお届けするカタログ冊子を全世帯に配布するなど、携帯トイレを普及させるために災害時の備えを積極的に支援するよう最後に求めますが、この点について危機管理監に伺います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の2問目に対する答弁を残して暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時13分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

深川智加議員の2問目に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質問にお答えいたします。

香害問題の啓発についての質問だったかと思いますが、1問目でもお答えいたしましたとおり、まずは国・県が作成したポスターを活用し、個人の趣味趣向に関わることから注意を払いながら先進自治体の事例を参考に市民のかたへの啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 深川議員の再度のご質問にお答えいたします。

初めに、給食エプロンを個人で用意することについてでございますが、現在は市から支給した給食エプロンを供用しております。個人で用意することにつきましては、調査研究をしております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 再度のご質問にお答えいたします。

2点ご質問を頂いたかと思えます。

まず、1点目の補聴器購入費助成制度の創設について、改めて市の考えをでございますが、1問目でもお答えいたしましたとおり、国に助成制度の創設を要望するとともに、難聴高齢者の早期発見・早期介入に向けた調査研究やモデル事業などの動向を注視しながら、必要な情報収集に努めてまいります。

続きまして、2点目、聴力検査を市独自で実施することについての考えでございますが、このご質問につきましても1問目の答弁の繰り返しとなりますが、健康診査会場、地域での健康教育の場、通いの場においてリーフレットを活用し、難聴の早期発見、ヒアリングフレイルの予防に取り組むとともに、難聴の疑いに気づいた場合には、まずは耳鼻科を受診していただくよう促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 再度のご質問にお答えいたします。

備蓄に対する市民への補助についての考えはということだったかと思いますが、携帯トイレをはじめ、災害に対します日頃からの備えにつきましては公助だけでは困難なものでございまして、日頃からの各家庭での自助の取組が重要であると考えてございます。現在、各家庭に対し最低3日分、できれば1週間分の備蓄を推奨しております。今後も、引き続き地域の自主防災訓練等において災害時における備えの重要性について周知啓発を行い、自助による各家庭での備えが進むよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質問を終わります。

◇ 宇 治 由 紀 子 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第9、18番、宇治由紀子議員。

〔18番 宇治由紀子議員 登壇〕

○18番（宇治由紀子議員） それでは、通告に従いまして、大きく2つの件について質問いたします。

まず初めに、1、近年の環境問題について伺います。

1－1、データセンターについて。

ア、現在、日本の各地並びに周辺地域におきましても、データセンターの設置が話題となっており、様々な問題が議論されております。市民のかたからも、三郷市はどうかと聞かれることが増えてきました。三郷市では、当該施設は現状ないと認識しておりますが、計画はありますでしょうか。

それから、イ、三郷市には大型の物流倉庫がたくさんあります。例えば、現在は工場や物流倉庫として稼働しているところが、将来的に用途をデータセンターに変更されるということとは可能でしょうか。その際、市に申請はなされるのか、市としての対応はどのようになりますか、まちづくり推進部長に伺います。

次に、1－2、ヤード問題について。

ア、現在、周辺地域でスクラップヤードのトラブルが急増しています。三郷市で市民からの問い合わせや相談はございますか。

イ、本年4月10日に政府は廃棄物処理法の改正案を閣議決定しました。これまで法規制の対象外だった金属やプラスチックなどの廃材を保管あるいは再生するためのスクラップヤード事業に許可制が導入され、全国一律で都道府県知事等の許可を必要とする事業になるという新しいルールと認識しております。何とか改善の兆しがこれで見えてきたのだろうかと期待をするところですが、これら国や県の動向とともに、本市の現在の対策について市民生活部長に伺います。

1－3、新たな宗教施設建設と埋葬問題について。

外国人移住者の方々の増加とともに、日本全国、また埼玉県内や隣接する地域においても新たな宗教施設の建設や土葬を可能とする墓地等について地域住民との摩擦や問題が生じてきております。まずは、この新たな宗教施設の建設に関するルールについて、まちづくり推進部長に伺います。

また、埋葬についての三郷市の現状とルールについて、市民生活部長に伺います。

1－4、水や土地の汚染について。

近年、PFAS（ピーファス）と称される有機フッ素化合物の汚染が話題となっており、市民のかたからもやはり不安の声が寄せられています。水道水については、しっかりと検査がなされて、安全とのご回答をいただいておりますけれども、水道水のみならず、川や土壌の汚染も気になるところです。市内の川や土壌において、三郷市独自の調査と現状について市民生活部長に伺います。

1－5、植栽の病虫害対策について。

気候変動の影響により、植栽の病虫害の被害に変化が生じてきていると言われており、環境省や農林水産省なども地方自治体に対して注意喚起がなされている現状と認識します。農業の方々は、様々な対策にご苦労されていることと思いますけれども、一般の街の中の街路樹や公園などの植栽においても同様の課題が生じてきております。

私が居住するさつき平地域でも、桜の木が外来のカミキリムシの被害に遭っておりまして、現状は薬やネットで対応しておりますが、思い切った伐採の検討も必要ではないかと思う次第です。市内の現状と市の認識、対応について市民生活部長に伺います。

次に、2番目の健康問題について、いきいき健康部長に伺います。

2－1、健康診査の案内について。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

本件は、地域住民のかたからご指摘がございました。もうすぐ76歳となられるかたからでしたが、ご指摘の内容は、これまで毎年、健診の案内が送られてきて健診を受けていたけれども、75歳を過ぎたら送付がなく、受けそこなってしまった。市に問い合わせたところ、75歳以上には案内がされず、申込み制となっていると言われて驚いた。県のほうに問い合わせをしたら、ほかの市では75歳以上にも案内がされていて、案内をしていないのは三郷市だけだと言われた。このようにご相談のかたはおっしゃられておりました。これはちょっと事実かどうかは別なんですけれども、どうなっているのかというご意見でした。

そこで、私もいろいろ調べてみましたけれども、改めてここで確認をさせていただきます。

アとして、40歳から74歳までの健康診査の案内について、これは国民健康保険の加入者に対して、三郷市から毎年案内が出されていると認識します。この対象者数と費用、受診率についてお示ください。

イ、75歳からの後期高齢者健康診査の案内について、現状どのような案内になっているのか、その対象者数、費用、受診率等についてお示ください。

それから、ウ、40歳から74歳までの案内に関しては、未受診のかたへははがきによる再度のご案内が複数回なされていると思いますが、このリマインドの回数と受診率並びに結果として健康度はアップしているのか、お伺いします。

エ、そもそも健康診査を毎年受けることが健康を増進するというエビデンスはあるのでしょうか。

以上、ご回答をお願いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 宇治議員ご質問の1、環境問題の1、データセンターについてにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、本市におけるデータセンターの計画の有無についてでございますが、新たにデータセンターを建築しようとする場合、都市計画法の手続のため、本市の窓口において相談等がなされるものと考えておりますが、現時点におきまして新たなデータセンターの建築に関する計画の存在は把握をしておりません。

次に、イ、現在は工場や物流倉庫として稼働しているところが、用途をデータセンターに

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

変更することは可能か。その際に、市に申請はなされるのか、市としての対応はどのようなのかでございますが、既存の工場や倉庫などの建築物をデータセンターへと用途変更することにつきましては、都市計画法に基づく用途地域などの立地基準をはじめとする各種法令への適合を要件に原則可能でございます。

現在、建築基準法におけるデータセンターの建物用途の区分につきましては、国から明確な判断基準が示されていないため、各自治体の建築行政において異なる判断がなされております。このような背景から、既存建築物の建物用途の変更に際し、必要となる手続きにつきましても一律とはならず、手続きが不要となるケースがございます。計画段階における既存建築物のデータセンターへの用途変更につきましては、市の窓口における立地基準の確認や手続きの必要性などに関する事業者からの相談を通じ把握することとなりますが、相談がなされない場合など、手続き上、市が事前に建物用途の変更計画を察知することができないケースも想定されてまいります。

ご質問の趣旨は、生活環境に影響を及ぼす可能性のあるデータセンターが突然現れることを危惧されたものかと存じます。担当部といたしましては、関係部署や関係機関とも連携の下、建築用途の変更計画に係る情報の収集や共有に努め、事業者には近隣住民などを対象に必要な配慮を促してまいります。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 1、環境問題、2、ヤード問題について、ア、現在周辺地域でスクラップヤードのトラブルが急増しているが、三郷市で市民からの問い合わせや相談はあるかと、イ、市及び国・県の対策の現状については関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、県の対策といたしましては、令和7年1月に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例を施行し、スクラップヤード設置に係る許可制度が開始されております。併せて、国におきましても議員ご指摘の改正案が閣議決定され、全国一律に規制が進んでいるところでございます。市内におけるスクラップヤードについての問い合わせや相談は、主に金属の積み上げなどの作業をする際に生じる騒音・振動に関するもので、三郷市公害防止条例に基づいて是正勧告を行うなど、騒音・振動などの公害を防止するための対策を講じているところでございます。

本市といたしましては、国での法制化が進む中、今後の動向を注視しつつ、県と連携し、

対策を強めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 1、環境問題の3、新たな宗教施設建設と埋葬問題についてのうち、まちづくり推進部担当分につきましてお答えいたします。

建築物の建設や用途変更につきましては、宗教施設などの特定の用途に限らず、建築基準法や都市計画法をはじめとする関係法令及び本市の条例等に基づく手続を経て進められてまいります。

宗教施設の具体的な立地基準でございますが、市街化区域内では建築基準法に基づく手続におきまして、地区計画や建築協定などによる建設が制限されている区域を除き、立地をすることが可能でございます。

一方、市街化調整区域におきましては、新たな建築物の建設は原則として認められませんが、既存建築物の用途変更など一定の要件を満たす場合には立地が可能となる場合がございます。

今後、具体的な計画について事前相談がなされた際は、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 順次お答えいたします。

1、環境問題、3、新たな宗教施設建設と埋葬問題についてのうち、市民生活部担当分についてお答えいたします。

現在、本市ではここ数年、土葬についての相談や問い合わせなどはきておりません。「三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例」において、例えば宗教法人として5年以上市内で活動を行っているなど、墓地を設置することができる経営者の基準を定めております。また、設置場所につきましても、学校からの距離などを勘案することを条件として定めているところでございます。許可申請を行う際には、事前に相談をしていただき、各許可基準に基づいて確認し、許可の可否を決めていることとしております。

土葬につきましては、公衆衛生上、十分な注意を要することから、慎重な対応が必要だと

考えております。

次に、4、水や土地の汚染についてでございますが、本市では大場川、第二大場川、下第二大場川における5か所の地点から河川水を採水し、生活環境の保全に関する環境基準を満たしているかを定期的に調査しているところでございます。

なお、埼玉県では水質汚濁防止法、土壤汚染対策法に基づく調査として、人の健康の保護に関する環境基準に基づいて実施しております。また、本市の土壤に係る調査は、毎年市内の北部・中央部・南部の3か所の公園におきまして、ダイオキシン類の測定を実施しております。

なお、水質・土壤の測定結果につきましては、環境基準を満たしているところでございます。

議員ご質問のPFASと称される有機フッ素化合物につきましては、調査項目には含まれておりません。河川の水質調査項目として取り扱うか否かにつきましては、近隣市の動向を注視してまいります。

次に、5、植栽の病虫害対策についてでございますが、本市では主に特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリに対する注意喚起や啓発、駆除などの対策を行っているところでございます。現状といたしましては、令和7年度は桜の木の被害報告が12件、被害本数が43本でございました。病虫害が私有地で発生した場合につきましては、土地の所有者のかたに薬剤注入などの対応をお願いしているところでございますが、公共施設などの植栽で発生した病虫害被害につきましては、発生場所の施設管理者と連携し、薬剤注入など駆除対応に努めているところでございます。

今後も、被害が想定されることから、周知や対策の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 2、健康問題の1、健康診査の案内について順次お答えいたします。

初めに、ア、40歳から74歳までの健康診査の案内の対象者数と費用、受診率についてでございますが、特定健康診査の対象者は40歳から74歳までの三郷市国民健康保険の加入者を対象としており、令和7年度は1万6,996人に受診券を同封した健診の案内を郵送しております。費用につきましては、案内の作成料と郵送料を合わせて約360万円でございます。令和

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

7年度の受診率は、確定が11月頃であるため、令和8年5月時点の速報値となりますが、38.8%でございます。

次に、イ、75歳からの後期高齢者健康診査の案内についてでございますが、75歳以上のかたは医療機関で継続的に健康管理を受けているかたが一定数いることや、対象者約2万2,500人への送付等に掛るコストなど、様々な課題があることから、現在は広報紙及び健康のしおりとともに各世帯へ配布の郵送料無料の健診申込みはがきや電話、電子申請にてお申し込みをいただいた後、受診券を含めた案内文を送付しております。費用は郵送料含め約50万円でございます。受診率は直近の令和7年度では19.5%でございます。

次に、ウ、案内のリマインドにより受診率並びに健康度はアップしているのかでございますが、令和7年度受診の申し込みをされていないかたに対しては、国民健康保険制度における「保険者努力支援交付金」により、かかった費用の全額において国から補助を受け、受診勧奨はがきを3回、延べ約4万5,000通郵送いたしました。

特定健康診査の受診率は、令和4年度31.4%、令和5年度37.2%、令和6年度38.8%と年々上昇しており、受診勧奨による効果が影響しているものと考えております。

また、この受診率の向上により、より多くのかたが生活習慣の改善へのきっかけや、疾病の早期発見、重症化の予防につながっているものと認識しております。

次に、エ、そもそも健康診査を毎年受けることが健康を増進するというエビデンスはあるのかでございますが、健康診査は自覚症状の少ない生活習慣病を早期に発見し、早期の治療や生活習慣の改善につなげる重要な機会であるとともに、健診結果を通じて自らの健康状態を把握することは、健康意識の向上や行動変容のきっかけになることが期待されております。

国の特定健診等事業効果に係る調査研究によると、健康診査を受診し、保健指導を受けることが体重・腹囲・血圧・脂質などの数値の改善につながることを示されており、健康診査の受診が生活習慣病の発症及び重症化の予防につながり、健康増進に寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員。

○18番（宇治由紀子議員） それぞれに大変ご丁寧な分かりやすいご回答をいただきまして、ありがとうございました。

まず初めにデータセンターについてなんですけれども、現状計画はないということで、ただしいろいろなルールできちんと市は都市計画とか、しっかり対応はされているんだけど

も、変更もあり得ると、それを全て把握できるかどうかというのは、現状のルールの中で分らないということだったと思います。

それで、データセンターというのは昨今のデジタル社会において、これは必要な施設であると認識します。一方で、様々な環境課題とか、周辺住民への影響の課題も存在していると認識します。未来を考えると、だんだん大規模なものは設置が難しくなる、でも都市部にそういった設備が欲しいということで、これは勝手な想像ですけども、だんだん小規模のデータセンター、小規模な施設が街中に複数設置されていくようなことも、今後のことを考えるとあり得るのではないかと想像します。

そうした時に、問題はデータセンターが今のルールでは単なる事務所や倉庫、通信機器室のような扱いとなっていて、工場のような規制やルールに当てはまらないというところなんです。なので、倉庫かなとか事務所かなと思っていたら、割に小さいデータセンターだったみたいなことが今後起こり得る、ないとは限らないと思います。

現状としては、東京都の江東区とか昭島市、こういった都市部でも、それからほかのいくつかの自治体でも独自のルールを定めたり、検討中であるということですので、まずはこのデータセンターの設置に関しましては市に対してしっかりと詳細の届出をすると、それから隣接する住民に説明を行うというようなことを義務づける、やっぱり今の時代に合わせた条例が必要なのではないか、条例の整備が必要ではないかと思う次第でございます。

また、以前、通信機器基地局の設置、これもアンテナの設置ですけども、これも同様に住民のトラブル防止のため、事前説明のルールをつくるべきと、そういった自治体が出てきているということで、市民生活部のほうに要望しておりましたけれども、同一の問題だと考えます。デジタル社会に対応した設備がだんだんと街中に必要になってきているということで、これはやっぱりちゃんと住民説明をして進めるというような、それがどういうものかというものをきちんと把握できるような制度化が必要だと思いますので、既に条例化している自治体がございますので、難しいことではないと思いますので、ぜひそれを市では検討をしていただきたい。

本件は、このルールづくりとともに、その前提としての考え方が私はすごく重要だと思います。我々市民は、このデジタル社会と今後どう向き合っていくのか、どこまで必要な便利さを求めるのか、そういった検討や熟考も重要ではないかと認識します。

またちょっと見づらくて恐縮ですけども、この内閣府のホームページから、スペースの関係で切り貼りはしておりますけれども、今、国の内閣府が「ムーンショット計画」という

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ものを進めておりまして、ちゃんと内閣府のホームページで公開されています。時間が限られますので、簡単に一部を説明しますと、この「ムーンショット計画」の「ムーンショット目標」というのが10個ありまして、ここをクリックすると詳しく説明されているんですけども、中には本当にいいなと思えるものももちろんございます。

ただ、やっぱりすごくきれいなラッピングに包まれた中をしっかりとよくよく奥のほうを見ていきますと、1番なんか物すごくて、ムーンショット目標の1、これは2050年までに、つまりあと20年とちょっとですけれども、「人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会の実現」とあります。もうちょっとびっくりな目標なんですけれども、それで全体の開発についての総体的な説明は、「ムーンショット型研究開発制度は、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する国の大型研究プログラム」なんです。

それで、世の中にはいろいろな考え方があると思いますが、私はこれを見て本当に常軌を逸しているんじゃないかと感じましたし、同様にこんな未来は望んでいないとおっしゃるかたが周りにもたくさんいることも確認をしております。

簡単に言いますと、頭とか体とかどこかにマイクロチップを埋め込んで、常に電波とつながっているデジタル社会の中で、お金ですね、これは全部デジタル口座にこれからなっていきますから、今国も準備をしっかりとやっていますので、そこに全部経済も管理されて、それから健康も遺伝子を全部検査して、マイナンバーの保険証も進められていますので、そこで全部デジタルで遺伝子も解析されて、あなたはここの遺伝子がよろしくないから、こういう治療を受けなさいとか、この注射を受けてくださいとか、受けてませんねとか、そういったものも全部政府に管理されるような社会になっていくわけです。食べ物も、この中に書いてありますけれども、自然の恵みではなく、工場で作られた、それこそ一時話題になりましたコオロギのパウダーとかですね、そういったものを食べるとか、あるいは上司がロボットだったりすることも当然出てくるでしょうし、そういった社会に向けて日本国民はとても従順なので、先日、コロナの時は世界初の遺伝子生物製剤を何回も政府のお勧めどおりに、政府が「さあ」と言うのと受けてくれるような、政府に非常に協力的な国民性なので、これは実験に最適であると。ですから、これは世界経済フォーラムというワールドエコノミーフォーラムに集まっているすごいグローバル資本がこういうのやりましようと言うと、はい日本でやりましようというようなことになっている。それでかつての総理大臣も、「日本を魅力的な治験国家にする」と宣言されておりましたので、本当に三郷市民がこういうムーンショット

目標のような世の中を求めているのかというのを、もしかしたらアンケート調査をしたほうがいいかもしれないし、そういったことも踏まえながら、今後の三郷市のまちづくりについて、市の政策についてしっかりと考えていかなければいけない時代になったのかなと、今回の質問を自分でも勉強したり、調べているうちに、何となく感じていたんですけれども、改めてすごくファクトとして見えてまいりました。

それはちょっと大きな、今は全体的なお話しましたがけれども、通信基地局の件は市民生活部さんに既に要望しておりますので、データセンターについても、まずは住民説明会を義務づけるということだけでも早急にお願いしたいと思います。この点、改めてまちづくり推進部長に再度ご見解を伺います。

続いて、ヤード問題ですけれども、埼玉県も令和7年からルールを決めているので、基本そこに沿って進められていると思います。三郷市でも幾つか騒音とか相談がある中で、市政のほうでは一生懸命対応してくださっているのかなと思います。ただ、もうこのヤード問題、本当に今すごく増えていて、周りのお友達の議員さんたちがすごくいろいろ報告してくださるんですけれども、とある市ではヤードの近くの川から基準を超える鉛やヒ素などの有害物質が検出されたと、これは報道されていまして、あと火災の発生などもニュースになっています。

埼玉県のある地域では、ちょっと名前を控えますけれども、エアコンの室外機や水道メーター、マンホールや電線などの窃盗が増えて困っていると、これ皆さん耳にしたことがあると思うんですけれども、それがこのヤードがあるということにつながっているような、つまり犯罪の温床になるようなところも出てきております。

しかしながら、私有地に自分がリサイクルして使うものを一時保管していることが、別に何が悪いのかということにもなってしまうと、なかなか行政が入っていけないような難しい現場での声も聞かれます。そういった状況から、やはり自治体独自のルールを設定しているところも増えてきていて、関東の周辺地域では積極的な取組が見られています。これは簡単にネットでも確認できると思います。

ただ、どこかがハードルを高くしたり、厳しくすると、そこから市を超えたお隣のところにみんな移動してくるみたいなことがあるそうです。ワーストが増えたと思ったら、お隣が壁を高くしてたみたいなのところですね、そういったこともあるし、それから国は法律を作ってくれたけれども、それがいつ施行になるのか、ちょっと把握できていない。また、本市においては近隣の越谷市やさいたま市が取組をされているので、後手後手にならないように早

急な対策を検討していただきたいと思います。

それから、高い塀の中で、幾らルールがあっても、ルール無視というのが結構ありまして、高い塀の中が分からないということなので、現場で市が介入できないというような、ルールがあっても何にもできないということになってしまうこともあるようなので、しっかり調査ができる権限とか、ヤードに対しての厳しい罰則とかを決めていただいて、三郷市はもううるさいし厳しいからやめておこうというふうに思ってもらえるように、市民の安心・安全を第一にしっかりと先手の対策をお願いしたいと思っております。いろいろルールとか場所とか、そういったもので市の担当部署が変わってくることもあると思いますけれども、ぜひ連携して横断的に取り組んでいただきたいと思いますので、そこを含めて市民生活部長に再度見解をお願いいたします。

それから、3番目の宗教施設と埋葬についてなんですが、これ非常にナーバスな問題でもあるのですが、墓地の設置についてはいろいろルールを踏んで、ちょっとなかなかすごく厳しい部分があるので、そう簡単には墓地ってできないということなんですけれども、ただ法人格でしっかり地域で何年、5年でしたか活動をすれば、墓地を設置するということも可能になってくるということで、今、三郷市の状況もすごく変化してきていますので、いろいろな可能性を考えた上で対応を考えていくべきではないかなと。

それで、埋葬法については特に規定がない、つまり墓地の距離とか、学校からの距離とか、何とかな距離とか、そういった細かいところで何となく厳しい制限はされているんだけど、厳格な定めに関してないということですね、国も同じだと思います。だから、そういうルールがないところで今現在、対立や争いが起きてしまっている、現実ですね。

ただ、これちゃんと調べると、自治体できちんともう土葬はできないというふうに規制されているところがたくさんありまして、東京の23区はほとんど規制されているそうです。つまり、自治体条例で、独自の条例で焼骨のみとする、焼骨以外の埋葬は認めないと、しっかりと決められているので、隣接する葛飾区とか足立区とかは、細かい条例などは全部把握していませんけれども、基本焼骨のみという形で決められていて、その隣接する埼玉県のほうがちょっとゆるゆるな感じのようでした。

なので、やっぱりこれ早急にきちんと定めるべき、別に差別とか排他的とか、排除するとか、そういうことではなくて、日本はもともとは土葬してました。けれども、感染症のまん延で公衆衛生の観点から、焼骨、火葬にしましょうということで、みんながいろんな思いがあったところを、みんなが歴史の中で公衆衛生で火葬にしてきたので、それは砂漠とこう

いう湿地、湿気があるところとは違うでしょうし、また日本は稲作でお水を使っていますし、地下水も使っています。そういう環境の中で、これをしっかりやっ払いこうということですので、これは日本の気候や風土、歴史の公衆衛生上の問題で、感情の問題ではないということで、ここをしっかりと明確なルールにさせていただきたいということで、これを改めて市民生活部長にお伺いいたします。

宗教施設のほうは、建物として建築基準法や都市計画法、そういったところをちゃんとクリアしていけば、別に全然建てていただいて問題はなく、実際私の家のすぐそばにもキリスト教の教会が建っていますけれども、全然地域において何の問題もございません。普通に共存しております。

しかしながら、昨今、何かいろいろ事情が違ってきていて、いろんなトラブルが起きると。たまたま週刊誌にも、大きく写真入りで埼玉県内の事例が紹介されたり、ネットニュースなどにも出てきていると思います。その地域のかたに、実際どういうふうなことなんですかとお話を伺うと、ルール無視で建てられていて届出もないと、違法なことを何とも思っていないとか、最初は誰が責任者か分からなかったとか、言葉が通じなくて話にならないとか、いろいろ現場の声があります。また、その周辺で治安の悪化なども起きているということで、やっぱりこれは今までなかったけれども、深刻な、今後起き得る問題だと思います。そういったルール無視の案件もあるという認識の上で、ヤードの問題と同じように市がしっかりと毅然と市民を守っていくという体制づくりが必要ではないかと考えます。

ですので、まずはデータセンターと同様に宗教施設に対しても住民への事前説明がきちんとされて、住民が不安に思わないように説明がなされるというようなルールづくりがまず必要ではないかと思いますので、この点、まちづくり推進部長に再度ご見解を伺わせてください。

それから、4の汚染については、市独自で川で5か所、土地で3か所ですかね、調査をさせていただいているということなんですけれども、今皆さんが心配に思っているPFASが加わっていないということなので、時代とともにいろんな問題が出てくると思うんですけれども、今後そういったことも、PFASを加えていただくようなことも検討していただければなど、これは要望といたします。

また、5番の外来種の問題です。これは街路と、それから公園と河川敷などで、恐らく担当部署が異なると思いますので、市として横断的に、柔軟に連携して体制を整えていただきたいと。さつき平のうちのそばのところも、4、5本ネットをかぶせている状態で、今回質

問するに当たって、どんな感じかなと思って見に行ったら、大人のカミキリムシなどもおりました。なので、これはやっぱり大変だと思った次第です。また、個人宅の植栽、団地の組合、町会が管理するエリアにも桜はたくさんあると思います。伐採には費用がかかりますので、それで伐採をちゅうちょしていると、またどんどん拡散してしまうかもしれない。こういったところへの補助金等の支援も今後状況を見ながら検討をしていただければと、これについても要望とさせていただきます。

最後に、健康問題のところなんですけれども、健診の問題です。

本当に詳しいデータをお示しいただいて、ありがとうございました。2万5,000人にご案内すると、費用もかかるのであろうということも分かるのですが、やっぱり74歳まで毎年毎年、リマインドも含めて物すごく丁寧にご案内しているんだけど、保険の制度が変わったというのは、私たちでさえ余り自覚がなくて、人生は同じように続いていきますから、そこからぱったりなくなるというのは。皆さんかかりつけ医のかたがいらっしゃるとは思うんですけれども、でもかかっていない、病院なんか行っていないよというふうに元気が自慢、病気がないことを自慢しているご高齢のかたもいらっしゃいます。それはすばらしいんですけれども、ある時ちょっと具合が悪い時に、そういったかたって、この程度は病院に行っていないものかとか、分からないみたいなこともおっしゃられるので、5年に1回くらい、毎年ではなくても、健康診査受けてますかというようなご案内をしていくことは重要ではないかなと。アクセスを続けていく、市もちゃんとそういったサポートをしているということを見せる上でも、三郷ならではの三郷スタイルのような形で、そういった案内の仕方というのを、いきいき健康部にはご検討をいただきたいなと思います。ただ健診は本当に健康に寄与しているのかといいますと、これちゃんと調べると、コクラン共同計画というヘルスケアへの介入の有効性に関するすばらしい国際プロジェクトがありまして、2019年に大規模なメタ分析、この結果で定期健診を受けている人と受けていない人で死亡率や特定の病気に関して差はないという結果が発表されています。日本独自では、メタボ健診で多少のウエストの値とか、ちょっと改善は見られるんだけど、その後の病気の発症や医療費削減には効果は確認できなかったという結果があります。でも、それは医療を否定するわけでもないし、健診を否定するわけでもありません。それは適切に受けたり、適切にやればよいことだと思います。

ただ、もう一つ実際の例として、コロナ元年、2020年はみんなが怖がって病院に行かなかったんですね、検査も受けない、手術もなくす。そうしたらみんな死亡率が上がっちゃって大変だよと言っていたのに、実はその年だけ死亡率が減りました。これはいつもワクチンの

時にお見せしている日本全国の死亡率のデータで、何年というのが分かりづらいと思いますけれども、ちょっとずつ高齢化で少しずつ死亡率が上がっていつているのが、実は2020年はこの死亡率が唯一減った年です。みんなが病院に行かないと死なないというような、非常にびっくりなデータが出たんですね。

でも、これだけではなくて、北海道の夕張市が20年前、経済破綻となったときに市内に一つしかない病院が閉鎖となって、大変だ夕張市民は寿命が縮んでしまうというふうに問題になったんですけれども、実は夕張市民の高齢者元気になっちゃって、病院をなくすと、ちょっと語弊がありますけれども、つまり病院に頼らない、自分の健康は自分でよくしていくんだというような気持ちがすごく大事だということが、ここで証明されたということがあります。

あと、それからマンモグラフィのようなオーバー検診がかえって病気を増やすのではないかという指摘もされています。それから、予防ではなくて、お薬にいつてしまうというような、いろんな問題があります。これからとても財政がきついところで、どこまでリマインドが必要なのか、さっき、総額360万円ですけれども、お金をかけてしっかりと効果も検証しながら、適切なご案内がよろしいのではないかなと思います。そのあたりの見解を、いきいき健康部長に再度伺いまして、2問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員の2問目に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 宇治議員の再度のご質問にお答えいたします。

2点のご質問をいただきました。1点目、データセンター建設に伴う住民説明会の義務づけについてというご質問でございました。一定規模の新築や増築等に限られてはまいりますが、市の条例では計画の内容を示す標識を敷地内に設置することが定められており、また県の要綱では近隣に対し説明を行うよう定められていることもございますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、まずは現在の枠組みの中で事業者に対し、事前の説明等を促してまいりたいと考えております。

2点目、宗教施設の建設に対応するための市の体制づくりや住民説明に関するルールづくりということでございました。地域社会におきまして、多様な文化的背景を有するかたが安心して共生していくために、まずは相互理解などのコミュニケーションが重要であろうと思っております。こちら繰り返しになりますが、現在の枠組みの中で事業者に対し事前の

説明を促すなど、対応してまいりたいと思います。

データセンターにつきましても共通する部分がございますが、他の自治体におきまして周辺の住民への説明を目的としたルールがあることの情報を把握しております。関係部署、関係機関との連携に努めるとともに、他自治体の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質問にお答えいたします。

ヤード問題と埋葬問題についてのご質問であったかと思います。

初めに、ヤード問題につきましては市内におけるスクラップヤードの設置に対する市独自の規制の制定につきましては、1問目でもお答えしたとおり国での法制化が進んでいる中で、国・県の動向を注視し、周辺自治体の情報を収集した上で、関係各課と連携を図りながら調査研究してまいります。

次に、埋葬問題につきましては、墓地の設置に関しましては「三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例」の中で、周辺住民へ説明する機会を設け、十分な理解を得られるよう努めることを定めております。また、市の独自のルールづくりにつきましては、他市町村の条例などを基に調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 再度の質問にお答えいたします。

75歳以上の健診案内も含め、適切なリマインドでの案内をというご質問だったかと思えます。

まず、75歳以上のかたに対する健診の案内につきましては、様々な課題があることから、現時点では75歳を迎えるかたには事前に健診の申し込みが必要である旨の注意喚起を差し上げた上で、個別通知は行っておりません。議員から5年ごとの案内はいかがかというようなご提案もございました。頂戴した意見を参考に、今後も効率的で効果的な案内について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で宇治由紀子議員の質問を終わります。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時09分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年6月三郷市議会定例会第11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

また、新たに陳情1件を受理してございます。こちらも皆様のお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 鳴 海 和 美 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第10、19番、鳴海和美議員。

〔19番 鳴海和美議員 登壇〕

○19番（鳴海和美議員） おはようございます。それでは、通告に従い、順次一般質問を行

います。

初めに、1、福祉問題、1、高次脳機能障害者支援法について伺います。

本年4月1日に高次脳機能障害者支援法が施行されました。この法律では、高次脳機能障害がいを病気や事故による脳の損傷が原因で起こる記憶・注意・遂行機能・社会的行動などの障がいと定義をしています。

この障がいの特徴は、外見からは分かりにくい「見えない障がい」であるという点です。そのためご本人が困り事を抱えていても、周囲の理解が進まず、適切な支援につながらないという課題が長年ありました。

これまで「制度の谷間」と言われがちだったこの障がいに対し、1998年に国会質問で取り上げたことで、支援の必要性が課題として提起され、2006年に普及事業として支援が始まりました。しかしながら、地域格差が長年の課題でした。

このたびの高次脳機能障害者支援法の施行は、長きにわたり支援を求めてきた当事者、家族の皆様には悲願であり、国が明確な支援の枠組みを作ったことは大きな一歩です。

その大きな枠組みとしては、高次脳機能障害者支援センターの設置、相談体制、専門医療の研究、教育、就労等への支援など様々ありますが、今回は、地方自治体として求められることについて質問をいたします。

高次脳機能障害者支援法の第10条第2項には、支援の状況及び支援に関して講じた施策の実施の状況を随時公表するよう努めなければならないとあります。高次脳機能障害者支援法は3年後に見直しを行い、PDCAサイクルにより、支援が体系的かつ実効的に行われているかを検証していきます。

三郷市は、高次脳機能障がい者への支援に積極的に取り組んできた先進地であります。全国に先駆けて公表にいち早く取り組み、全国の自治体をリードすべきと思いますが、アとして、公表について伺います。

次に、この障がいは、目に見えにくい障がいです。そして、名称を知らない、理解をしていないというかたもまだまだいるという現状もあります。

参考に、東松山市で行ったアンケート結果では、「知っている」が20.2%に対し、「名前は聞いたことがある」が34.1%、「知らない」が39.5%でした。三郷市も同じような状況ではないでしょうか。

同法の第26条には、「国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」とあり、同じく法の目的に

は、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指すとあります。

同法には、就労や社会参加への支援が盛り込まれており、その根底には社会において、理解し支え合う心のバリアフリーが最も大切な課題かと思います。

そこで、イとして、三郷市の啓発への取組について伺います。

最後に、ウとして、子どもへの支援について伺います。

後天性脳損傷による高次脳機能障がいの子どもは全国で約5万人から8万人いるのではと推定されていますが、正確な実態は明らかではないそうです。

専門医は、こどもの場合、発達障がいと高次脳機能障がいを区別するのは難しく、幼少期ほど難しい。特に、学習障がいは生まれつきの障がいで、6歳以降に分かることが多い。しかし、病気や受傷が6歳前であると、生まれつきなのか後天的なのかを区別することが難しく、医師が診断しにくいと指摘しています。

原因は、頭部外傷、脳炎、溺れるなどの低酸素脳症など、そして脳梗塞や脳出血などの脳血管障がいと考えられます。その結果、記憶力が低下し、勉強についていけない、コミュニケーションが難しいなど、多くの困難が生じる可能性があります。

さらに、発達障がいと症状が似ているため、高次脳機能障がいと診断されていないこどもも多いのが現状だそうです。

こどもの場合、医療とともに、学校での適切な支援が必要となりますが、まずは、高次脳機能障がいとの診断を受けることが第一歩となります。そのためには、保護者など身近な方が気づくことが必要です。

そこで、東京都、埼玉県などでは、「もしかしたらお子さんは高次脳機能障害かもしれません」とのリーフレットを作成しています。こどもの様子をチェックリストで簡易的にはかれるようになっています。

県内では、伊奈町や入間市などでは、市のホームページに高次脳機能障がいのページを作成し、その中でこどもの高次脳機能障がいについての案内として、このリーフレットを紹介しています。三郷市としても、ホームページに専用のページを作り、このリーフレットを案内すべきかと思いますが、見解を伺います。

また、今回、特別支援学校に通う高次脳機能障がい児のお話を聞きました。障がいの影響で、排尿・排便をコントロールできず、またその意思を告げられないため、おむつを使用して学校に行っているそうです。

さて、三郷市の日常生活用具給付事業では、おむつの給付については身体的な障がいに限

られ、この児童には給付されないそうです。先進地である滋賀県豊郷町では、給付要綱に「外傷性高次脳機能障害により失禁があると医師意見書により認められる者」と明記されています。

障がいのあるかたが自分の力で社会生活を行っていく。そのために学校に通うことは大事な日常生活であり、挑戦です。安心して過ごせるためにおむつは必需品であります。その日常生活を支援するために、豊郷町と同様に、日常生活用具給付事業の給付項目に付け加えるべきと考えますが、市の見解を伺います。ホームページでのリーフレット紹介についてとあわせてお答えください。

次に、2、高齢者問題、1、地域包括ケアシステムについて伺います。

地域包括ケアシステムとは、各地域が様々な支援を一体的に提供できる仕組みです。介護が必要となった高齢者も、今まで暮らしてきた地域で最後まで自分らしく生活が続けられるように、医療や介護、予防、住まい、生活支援の各サービスを包括的に提供することを目標にしています。

団塊の世代が75歳になる2025年を目途に、全国での構築が進められてきました。在宅医療や訪問介護、地域密着型サービスなどが連携し、地域全体で高齢者を支える仕組みが整備されている点が特徴です。

そこで、初めに、アとして、2025年度にシステムの構築を目指し全国で取組んできたが、三郷市の成果と現状、課題について伺います。

地域包括ケアシステムは互助、すなわち、地域の支え合いがシステムのネットワークの一部となり、システムを完成させるのに欠かせない要因です。公的支援については、一定の枠組みがあり、それに従って進みますが、地域の支え合いについては、自治体や地域の持つ地域力が問われ、地域特性が現れる施策であります。例としては、老人クラブやNPO、自治会、ボランティアなどが挙げられています。

三郷市地域福祉計画では、地域を支える団体として、32のNPOが紹介されています。このうち6団体が高齢者に対する支援を行っているようです。

また、地域の皆様には、自発的な支え合いや地区サロンなど取り組んでいただいております。このような団体の活動について、市として掌握はなされているか。連携を取るような会議体があるのか。さらに、今後の存続に対し育てていく、または支援をしていくなど、市としてどのように取り組んでいるかなど、イとして、「地域で支えあうまちづくり」について、今後の継続への取組について伺います。

最後に、ウ、2040年問題へ向けて地域包括ケアシステムの「深化」が求められているが、2040年問題への課題認識について伺います。

2040年問題とは、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークに達することで直面する社会課題の総称で、例えば、人材獲得競争のさらなる激化や、介護分野の深刻な人材不足、インフラの老朽化などがあります。

国家規模の対策が必要ですが、最も大きな高齢化という課題の中で、地域包括ケアシステムの深化、さらなる強化が必要とされています。三郷市としてどのような課題認識をされているかお答えください。

以上で1問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 鳴海議員のご質問にお答えいたします。

1、福祉問題、1、高次脳機能障害者支援法についての初めにア、「支援の状況及び支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表する」との努力義務があるが、「公表」について市の取組はでございますが、今年4月1日に施行されました高次脳機能障害者支援法に基づく支援の状況などの公表につきましては、国からの通知がございまして、この内容を踏まえて、翌年の5月末日までに年度ごとに実施した「啓発活動の内容や地域での生活支援状況」などについて公表する予定でございます。

次に、イ、「国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする」とあるが、三郷市の啓発への取組はでございますが、市では、現在、「三郷市障がい福祉ガイドブック」において、高次脳機能障がいに関する相談先の周知を行うとともに、高次脳機能障がい者を支援する市内NPO法人や、県が作成したリーフレットを相談窓口や公共施設に配架するなどして、周知・啓発の取組を行っております。

また、昨年12月に、同NPO法人がケアマネージャーなどの支援者向けに、高次脳機能障がい者が利用できる福祉・介護などのサービスについて取りまとめ、また「子どもの高次脳機能障害チェックリスト」を掲載したガイドブックを作成した際には、この冊子の編集に協力し、高次脳機能障がいのあるかたが適切な支援につながるよう取り組んでまいりました。

このほか、市のホームページには、「障がい者への理解と支援のための接遇マニュアル」

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

を掲載し、障がい者への理解の促進を図っているところでございます。

引き続き、高次脳機能障がい者に対する支援の充実が図られるよう啓発活動に取り組んでまいります。

最後に、ウ、子どもへの支援についてでございますが、大人に比べ、議員ご指摘のように、こどもの高次脳機能障がいにつきましては把握することが難しいため、支援が行き届きにくいという課題があると認識しております。

この課題を解消するため、先ほど申し上げましたNPO法人が作成したガイドブックを、市内の病院や障がい者相談支援センターに配布するなど、支援者向けの周知を始めたところでございます。

今後は市のホームページを活用した周知についても検討してまいります。

なお、こどもへのおむつの給付でございますが、現在、市では、給付の対象者を脊髄損傷等による排便・排尿障がいや脳性麻痺等による排便・排尿の意思表示が困難な障がい児としており、高次脳機能障がいのこどもについては、給付の対象外としているところでございます。

今後、高次脳機能障がいにより排せつ行為に課題があるこどもへの支援について、まずは実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 2、高齢者問題の1、地域包括ケアシステムについて、順次お答えいたします。

ア、2025年度にシステムの構築を目指し全国で取組んできたが、三郷市の成果と現状、課題についてと、イ、「地域で支えあうまちづくり」について今後の継続への取組については関連がございますので、一括してお答えいたします。

令和8年4月1日現在における本市の75歳以上の後期高齢者人口は、2万3,311人と、1年前と比較して745人増加しております。

今後も介護が必要とされる高齢者の急速な増加が予想される本市では、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「みんなでささえあい ともにいきいきとくらせるまち」を基本理念と定め、地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組んでいるところでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

これまでの取組の成果でございますが、基本目標とした健康で自立した生活の推進につきましては、高齢者の健康寿命の延伸と疾病の重症化防止を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、認知症の早期発見・早期対応や、フレイル予防を目的とした教室の開催、通いの場の充実を図ることによる閉じこもり防止など、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進してまいりました。

また、2つ目の基本目標である「地域で支え合える体制の構築」につきましては、高齢化の進展に伴い、認知症や在宅生活、介護、高齢者を取り巻く家族の問題を含めた複合的な相談がますます増加していることから、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化や、地域ケア会議の実施による地域での顔の見える支援体制づくりを行ってまいりました。

また、医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、在宅医療・介護連携推進事業を通じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所などと多職種連携を深め、早期からの支援に努めてきたところでございます。

このような状況から、地域包括ケアシステムの基盤整備が着実に進展できているものと考えております。

しかし、その一方で、単身高齢者や認知症高齢者のニーズは多様化し、介護需要の増加や介護人材の不足、さらには地域活動の担い手不足など、地域包括ケアシステムを取り巻く課題は複雑化しております。

こうした課題に対応するため、三郷市地域福祉計画に掲載されている自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、医療・福祉・介護関係者など多様な主体は、貴重な地域資源であることから、生活支援コーディネーターを中心として、ネットワークづくりを推進し、相互の連携を促進する体制づくりに努めているところでございます。

現在、北部地域では2か所のネットワーク会議が開催され、連携した活動により、地域課題の共有や支え合いの仕組みづくりが進められております。

今後は、このような取組を南部地域に広げながら、市全体で地域の支え合い体制の充実を図るとともに、担い手の発掘・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ウ、2040年問題への課題認識についてでございますが、2040年は団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口の増加と現役世代の減少が見込まれ、医療・介護の需要のさらなる増大と社会保障費の増加、介護人材を含めた労働力不足への対応が喫緊の課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化を図るために、介護予防や健康づくりをさらに推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、支援が必要なかたに適切な支援を提供することで、持続可能な社会保障制度の維持につなげてまいりたいと考えております。

また、介護人材不足に対しましては、人材の確保と定着に向けた支援や、ＩＣＴなどの活用による業務改善を、そして、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターにつきましては、業務の効率化や負担軽減を図りながら、必要な人員を受託法人と連携して確保し、さらなる機能強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員。

○１９番（鳴海和美議員） それぞれ丁寧なご答弁、大変にありがとうございました。それでは２問目をさせていただきます。

初めに、１、福祉問題の１、高次脳機能障害者支援法についてのアの「公表」についてでございますが、国からの通知に従って、来年５月には公表に向けてやっていく予定でございますという前向きなご答弁をいただきました。ぜひ、公表によって、全国の具体的な取組が、また進捗状況が分かってくるかと思います。進めていただきたいと思います。

次に、イの三郷市の啓発への取組についてでございますが、ガイドブックでの相談先の周知や、また三郷市のＮＰＯ法人と連携して、福祉サービスの取りまとめやこどものチェックリスト、そういったものの編集に市も協力していただいたというご説明がございました。

また、市のホームページで障がい者に対する理解促進もやっていただいているということでもございましたので、引き続き、さらに分かりやすいご案内をしながら、理解を深め合い、共生できる社会を目指し、心のバリアフリー、それを目指して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ウの子どもへの支援についてでございますが、非常に把握が難しいというご答弁でございましたが、その中で、ＮＰＯの作られたガイドブックを病院とか支援センターにお配りいただいて周知に努めていただいているというご説明がありました。また、ホームページでも、さらなる周知、ご検討をいただくというお話がございましたので、ぜひまた引き続きよろしくお願いいたします。

おむつの件については、実態をまず把握してということでもございましたので、しっかりどのようなかたが、どのようなお困り事があるか、現場の状況をしっかり聞いていただいて、

どのような支援ができるか進めていただきたいと思います。

日本高次脳機能障害友の会の理事長であり、理学療法士として、長年当事者支援に携わってきた片岡保憲さんのインタビュー記事というのをちょっと紹介させていただきたいと思います。

「最後にひとつ私の本音をお話ししたいと思います。当事者への支援では、排せつや歯磨き、入浴などの生活面の支援に目が行きがちです。もちろんそれは生命を維持し、健康を取り戻すために大切なことです。しかし、人が生きていくためには、生きがいがないと味気ないものとなってしまいます。旅行に行きたい、おいしいものを食べたい、好きなことを楽しみたい、そうした思いこそが人生の豊かさです。高次脳機能障がいのあるかたが、自分らしい生きがいを見つけられる社会になることを願っています。そして、その人生に寄り添う支援が広がっていくことを心から望んでいます。」このようにおっしゃってありました。

多くのかたにこの障がいを知っていただき、そして寄り添っていただき、支え合いの輪が広がることを望んでいきたいと思います。

その上で、今回、こどものおむつ給付の件を取り上げさせていただきましたが、日常生活の必需品であるおむつへの支援は、その児童が安心して学校に行ける、友人と社会生活をすることができる、毎日が未来への一步一步だと思います。これは、その未来に向けた心に寄り添う支援の一つだと思います。ぜひ前向きに進めていただきたく要望させていただきます。

また、教育委員会へも支援の通達がなされているかと思います。学校生活、こどもが一番長くいる場所でもあります。今回、答弁指定しておりませんので要望ですが、しっかり福祉部門とこの学校も連携を取りながら、この高次脳機能障がい者・児童の発見に努めていただきながら、またこれから様々な国から通達があるかと思いますが、その際には、教員の研修などもしっかりとやっていきながら、こどもの支援をより一層深めていっていただきたく要望とさせていただきます。

次に、2の高齢者問題、地域包括ケアシステムについてでございますが、非常に丁寧な答弁いただきました。

アの2025年度にシステムの構築を目指し全国で取り組んできたが、三郷市の成果と現状について、そして、イの「地域で支えあうまちづくり」について今後の継続への取組について、私も一括して2問目とさせていただきます。

様々な成果があったということで、例えば、健康寿命の延伸ですとか、また地域で支え合うまちづくりとか、様々な取組をご紹介いただきました。また、その上で様々な課題として、ニ

ーズの多様化や人材不足、また地域の支え合いがなかなか難しい。そういったこともご答弁にございました。

その中で、地域支援のコーディネーターを中心に、ネットワークをしっかりと進めていただいているということでしたので、これがすごく大事な事かなと思いますので、さらに進めていただければと思います。

ご紹介で北部のほうで2か所、ネットワークの会議をやっていたらというご答弁だったかと思いますが、これを市の全域に、南部とかそういったところにも広げ、人材の発掘や育成にも取り組んでいただけるというご答弁がございましたので、しっかりとやっていただければと思います。

いずれにせよ、様々な計画の中で、地域力の育成ということをしっかり明確に文字化されて取り組んでいただいております。昨日も、町会が人材不足でといった一般質問を同僚議員がされていましたが、地域力がなかなか低下しているというか、またコミュニティが希薄になっている、そういった時代の中で人材を育成していく、地域力を育てていく、非常に大変なことかと思いますが、このことに取り組んでいかなければ、地域の支え合いはやっていけないかと思いますが、まずは今ボランティアをやっているかとか、地区サロンですとか、そういった地域で一生懸命根を張って頑張っているか、また、これからやろうとしているか、そういったかたちを支え、育て、また様々な支援をしながら進めていただければと思います。これはいきいき健康部だけではできないことかと思いますが、本当に全庁一体となって進めていただきたいと思います。

ウの2040年問題へ向けて地域包括ケアシステムの「深化」が求められているが、2040年問題への課題認識についてでございますが、先ほどのア、イの質問の延長にこれがあるわけですが、この中で、地域包括ケアシステムについては、介護予防とか健康寿命延伸とか、介護人口を増やさない、介護される側をなるべく増やさないというその部分にしっかりと力を入れていくというご答弁でございました。非常に大切なことだと思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

また、介護のICT活用、この件も本当に現場のお話を聞きますと、やはり事務的作業が物すごい大変で人手が足りないとか聞いております。このICTの活用もしっかり市も支援をしながら、各事業者さんが進められるようにやっていければと思っております。

また、地域包括支援センターも、非常に役割がどんどん増えていって大変なことになってきているかな、ますますやっていただきたいことがたくさんあるという中で、人員の確保と

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

かいうお話も出ました。ぜひ地域包括支援センターも強化しながら、地域の支え、担い手として、また地域のネットワークの中心として育てていきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

この2025年を経て、次の2040年に向けてあと14年ということで、本当に今、真ただ中でございますが、私たちはさらに総力戦で挑まなければならない課題が山積みであるかと思えます。公助、共助とともに、互助、自助の力を強めるために、全ての部署が連携し、地域包括ケアシステムの深化、さらなる強化に取り組んでいくことを要望とし、2問目を終わりとさせていただきます。質問はありません。

○議長（武居弘治議員） 以上で鳴海和美議員の質問を終わります。

◇ 桑 原 洋 昭 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第11、13番、桑原洋昭議員。

〔13番 桑原洋昭議員 登壇〕

○13番（桑原洋昭議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

1、障がい者問題、1、本市における視覚障がい者への支援について伺います。

本年3月、定例議会一般質問におきまして、障がい者支援問題として、視覚障がい者向け防災ハザードマップアプリ「ユニボイスブラインド」について、導入に向けての提案をさせていただきました。

その後、埼玉県において、音声コードを活用したユニボイスブラインドが導入され、5月1日より、県内全市町村にて利用できるようになりました。

災害への備えにおいては、必要な情報を確実に取得できる環境づくりが重要であります。しかし、視覚障がい者の方々が抱える課題は、災害時だけに限ったものではありません。日常生活の中で、公共施設を利用する際にも、初めて訪れる施設では「目的地までたどり着くことが難しい」「窓口やトイレ、エレベータの場所が分かりづらい」「人的支援がなければ移動に不安を感じる」といった声が寄せられております。

先日、市内在住の全盲のかたから、直接お話を伺う機会がありました。その中で、「慣れない施設ではどこに何があるのか分からないことが一番不安であるし、まず行こうとも思わ

ない」とのお声がありました。

移動が難しいということは、単に施設を利用しづらいというだけではありません。行政手続や相談、文化活動、地域活動への参加機会にも影響を及ぼすものであり、社会参加の観点からも重要な課題であると考えます。

本市においては、本庁舎や福祉会館では、点字ブロックやエレベータの点字表示、音声案内などが整備されております。また、案内窓口における職員の皆様の丁寧な対応など、人的支援も行われております。

こうした取組は大変重要であります。今後、高齢化の進展に伴い、加齢による見えづらさを抱えるかたの増加も見込まれる中、誰もが安心して利用できる環境整備をさらに進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、アとして、視覚障がい者が公共施設を安全かつ円滑に利用するための移動支援に対する本市の現状について伺います。

次に、視覚障がい者向け歩行支援アプリ「ナビレンス」について伺います。

近年は、デジタル技術の進展により、従来の設備整備や人的支援に加え、新たな移動支援の手法が生まれております。その一つが今回提案する「ナビレンス」であります。

「ナビレンス」は、2019年にスペインの企業と大学が共同開発した視覚障がい者向け音声案内アプリです。ユニボイスブラインドは災害に特化したアプリであるのに対し、こちらは視覚障がい者の日常の歩行支援をお手伝いするアプリです。

専用のカラフルな二次元コードをスマートフォンで読み取ることで、目的地までの方向や距離、周辺情報などを音声と振動で案内します。こちらが「ナビレンス」の二次元コードです。こちらで一番大きいサイズのものになります。ほかにこのように様々なサイズを、用途や場所に合わせて選ぶことができます。このコードの総数は大小1,372種類あります。

また、このように非常に小さなサイズもありますが、こちらは日常生活の中で使うものや場所にコードがつけられるように、1枚1枚張りつけたりしてデザインできるようにされています。使いたいコードを読み込み、そのテキストフィールドに加えたい情報を書き込みます。同じ手順でいつでもテキストの編集や削除ができます。

このコードは、最大約16メートル先から読み取ることができ、また約160度の広い範囲を認識することができます。

また、QRコードのようにピン트를合わせる必要がなく、利用者が歩行中でも読み取ることができるなど、視覚障がい者の利用を前提とした設計がなされております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

現在では、開発元であるスペインをはじめ、世界10か国以上で鉄道駅や公共施設に導入されております。

日本においても、昨年開催された大阪関西万博で、会場内の移動支援ツールとして活用されたほか、神戸市では、全国の自治体に先駆けて導入され、駅や公共施設などで施設案内や安全対策に活用されております。

先日、実際に都内で導入されている施設へ見学をさせていただいたところ、このコードが貼ってあった場所は、主に入り口とお手洗い前、エレベータ前にございました。こちらの施設では、利用状況やニーズに応じて、今後、さらに設置箇所を増やしていきたいとのことでした。

また、このアプリの取得は無料で、既存施設への後づけも可能なことから、比較的低コストで導入でき、施設改修を伴わない新たな支援策としても期待されております。

さらに、私はこの「ナビレンス」の可能性は移動支援だけにとどまらないと考えております。例えば、施設案内はもちろんのこと、展示物の解説や観光案内などにも活用することができ、視覚障がい者の方々が自ら情報を取得し、主体的に行動するための支援につながります。

また、「ナビレンス」が身近な公共施設に設置されることで、視覚障がい者だけでなく、高齢者や外国人のかたなど、多様な方々への配慮が見える化することにもつながります。それは共生社会の実現に向けた意識啓発の一步にもなるのではないのでしょうか。

そこで、イとして、視覚障がい者向けアプリ「ナビレンス」の公共施設における活用について伺います。

続きまして、2、危機管理問題の1、防災リーダーの育成について伺います。

近年、全国各地で地震や豪雨災害が頻発しており、地域防災力の強化がこれまで以上に重要となっています。本年も各地で線状降水帯による豪雨被害や地震が発生しており、いっ、どこで大規模災害が発生してもおかしくない状況にあります。

特に、首都圏においては、首都直下型地震の発生が懸念されており、本市においても決して他人事ではありません。

令和6年の元日に発生した能登半島地震では、道路の寸断や通信障害、断水などが長期間にわたり発生し、被災自治体の行政機関にも大きな影響が生じました。

そのような中、地域住民同士による安否確認や避難支援、物資の分配など、地域の助け合いが、被害の軽減や生活再建に大きな役割を果たしたことが報告されております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、災害発生直後は、行政や消防、自治体などによる支援が被災地の隅々まで行き届くまでに、一定の時間を要することも想定されます。そのため、自らの命を守る自助、地域で助け合う共助の力を高めていくことが極めて重要であります。

さらに、近年は自治体加入率の低下や地域コミュニティの希薄化なども課題となっております。平時から顔の見える関係づくりを進めることは、災害時の迅速な避難行動や要配慮者支援にもつながるものであり、地域防災力向上に欠かせない要素であります。そのためには、防災知識や技能を持つ人材を継続的に育成するとともに、その担い手の裾野を広げていくことが必要と考えます。

そのような中、本年2月には、青少年育成事業として「ミッションクリア！未来を守る防災リーダー育成チャレンジ」が開催されました。シェイクアウト訓練や応急手当、AED体験、避難所設営体験などを通じて、こどもたちが実践的に防災を学ぶ機会が提供されました。

私は、このような体験型の学習は防災知識を身につけるだけでなく、こどもたちが災害を自分事として考えるきっかけとなり、学んだ内容を家庭へ持ち帰ることで、家族の防災意識向上にもつながるものと評価しております。

そこで、アとして、地域防災の担い手育成、及び家庭内防災意識向上に向けた本市の現状と課題、取組について伺います。

次に、本年秋頃の開館に向け、「みんなの防災プラザみさと」の整備が現在進められております。

この施設は、平時には地域交流や防災学習の場として、災害時には、南部地域の避難場所や防災拠点としての機能を備えた施設であります。まさに、防災を知識として学ぶだけでなく、実際に体験をすることで、災害時の適切な行動につなげていくための重要な施設となります。

そこで、イとして、「みんなの防災プラザみさと」に整備される防災体験学習展示施設の内容と期待される効果について伺います。

防災教育は一度学んで終わりではなく、その学びを継続し、家庭や地域へ広げていくことが重要であると考えます。そのためには、防災を学んだ成果が見える形にし、市民が防災への関心を持ち続けられる仕組みづくりも必要ではないでしょうか。

そこで提案したいのが、市民参加型の「防災リーダー証」の発行であります。

これは資格を付与するものではなく、防災体験学習を修了したかたの学びが見える化し、防災意識の向上や継続的な学習を促す認定証として活用するものであります。

例えば、「みんなの防災プラザみさと」で実施される体験学習を、一定程度修了したかたへ交付することで、防災を学ぶ意識の向上や家庭で防災について話し合うきっかけづくりにもつながるものと考えます。

また、こどもから高齢者まで幅広い世代が防災に関心を持ち、地域活動へ参加する契機となることも期待できます。

さらに、防災を学んだ市民が地域で知識や経験を共有することで、防災に関心を持つ市民の裾野を広げ、将来的な地域防災の担い手育成にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、ウとして、防災体験学習を通じた市民参加型の「防災リーダー証」発行の導入について、本市の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 桑原議員のご質問にお答えいたします。

1、障がい者問題、1、本市における視覚障がい者への支援についての、初めにア、視覚障がい者が公共施設を安全かつ円滑に利用するための移動支援に対する本市の現状についてでございますが、議員からご紹介がありましたとおり、市役所本庁舎及び健康福祉会館では、入り口周辺の通路などから庁舎内の案内所まで点字ブロックを設置するとともに、エレベータには階数ボタンの点字表記や音声案内を行っているところでございます。このほか、一部の文化施設やスポーツ施設にも点字ブロック等が設置されております。

また、職員が配置されている市庁舎や文化施設などでは、視覚障がい者が来館したときには、状況に応じて職員による声かけなどの移動支援を行っております。

なお、身体障害者手帳を有している視覚障がい者は、障害福祉サービスとして、外出の際にヘルパーが同行する同行援護等を利用することが可能となっております。

次に、イ、視覚障がい者向けアプリ「ナビレンス」の公共施設における活用についてでございますが、視覚障がい者向け移動支援アプリ「ナビレンス」は、国の評価では課題はあるものの、完全無料で公開しているなど、高い評価を受けていることは承知しております。

しかしながら、視覚障がい者向け支援ツールは、このほかにも様々な研究開発が行われていると認識しているところでございまして、今後、公共施設における視覚障がい者向けアプリの活用につきまして、先進的な取組を研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 2、危機管理問題、1、防災リーダー育成についてにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、地域防災の担い手育成、及び家庭内防災意識向上に向けた本市の状況と課題、取組についてでございますが、災害対策として、自分自身や家族で備える自助や、地域で助け合う共助の備えが、災害時に被害を最小限にとどめる減災につながるものと考えております。

本市では、三郷市自主防災組織連絡協議会と共催し、各自主防災会の防災リーダーの養成や、災害時に必要な知識の習得を目的とした自主防災訓練指導者養成講座を積極的に推進しております。

この指導者養成講座は、講座を修了した防災リーダーが講座の指導者となり、次のリーダーを育成するもので、この指導者育成システムが評価され、内閣総理大臣表彰を受けた取組でございます。現在まで805名が講座を修了しており、各自主防災会でご活躍いただいております。

修了者が増える反面、本市におきましても、自主防災会会員の高齢化や自主防災訓練指導者養成講座の受講者に若年層や女性が少ないことにより、地域防災の担い手不足が課題となっております。

こうした課題を改善するため、女性や子育て世帯を対象とした防災マニュアルブックを作成し、配布、防災への関心を持っていただくよう市民啓発を行っております。

また、PTA、小学校向けに防災講話や防災訓練を実施するなど、幅広い世代に防災意識の啓発を推進する事業を行っております。

本年度からは、自主防災訓練指導養成講座の受講対象者を高校生以上から中学生以上へ引き下げ、地域防災の担い手として期待される中学生にも防災リーダーとして活躍いただくような取組を行ってまいります。

次に、イ、「みんなの防災プラザみさと」に整備される防災体験学習展示コーナーの内容と期待される効果について、ウ、防災体験学習を通じた市民参加型の「防災リーダー証」発行の導入について、これに関しましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

防災体験学習施設の主な内容ですが、防災VR体験ルームは、壁三面と床に様々な災害発

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

生の場面を投影し、災害の恐ろしさをリアルな映像と音響で体感できる施設で、地震や台風での身を守る行動などが学べます。

減災学習ルームは、家の間取りを再現した空間で、音や映像で災害を再現し、家具の配置や家の中での行動で被害を軽減できることが学べます。

コミュニケーションテーブルは、同時に8人までが操作できるテーブルスクリーンに地図や映像を投影し、防災クイズや図上訓練などが体験できます。

そのほか初期消火体験や煙避難体験、防災展示コーナーなどを備えた施設となります。

防災体験学習施設を多くの市民のかたに体験していただくことで、自助、共助の取組に対する認識を深めていただき、減災につなげていきたいと考えております。

また、市民参加型の「防災リーダー証」発行の導入についてでございますが、先ほど申し上げました、本市では防災リーダーの養成を自主防災訓練指導者養成講座により引き続き取り組んでいきたいと考えております。

「みんなの防災プラザみさと」の防災体験学習施設につきましては、より多くのかたに利用していただき、施設の目的でございます、広く市民の防災意識の向上を図るための工夫は必要であると考えておりますので、防災体験学習での理解度を評価する仕組みなども検討してまいりたいと思います。

また、こどもを対象としたイベントに修了証を発行するなど、体験学習に付加価値をつけるような取組についても検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時13分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原洋昭議員。

○13番（桑原洋昭議員） それぞれ丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、何点か要望と再質問をさせていただきます。

まず、障がい者問題についてですが、アの本市公共施設や一部の文化施設にも整備されて

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

いるということで、点字ブロックであったり、エレベータの各階点字ボタンであったり、また音声案内であったり、ほかにもフロアマネージャー、人的支援ですね、視覚障がい者の方々が安心して公共施設を利用できるように、様々な工夫や配慮がなされていることを改めて確認いたしました。

また、障がいのあるかたが地域で安心して暮らし続けられるように、日頃からご尽力いただいている関係職員の皆さんにも心より敬意を表したいと思います。

また、今回、「ナビレンス」について提案するに当たり、市内在住の全盲のかたから伺った言葉が、私にとっても印象に残っています。それは、「ナビレンスがあれば、外出の際にあれもできるんじゃないかとか、また、これもやってみたら面白いんじゃないかとか、できることを話しているうちにどんどん楽しくなってきました」とおっしゃっておられました。

私は、この言葉を聞いて、視覚障がい者のかたにとって本当に大切なのは、単に移動の不安を解消することだけではなく、自ら行ってみよう、また参加してみようと思える心の環境を整えることこそが、社会参加の促進であったり、生活の質の向上につながるのではないかと感じました。

「ナビレンス」は移動支援だけでなく、施設案内や展示物の開設や地域情報の発信などにも活用できる技術、可能性があります。例えば、本庁舎北側入り口付近には、季節により展示されているお花があったりとか、また、健康に関する展示コーナーなど、また、南側入り口付近に展示されている本市の特産品や伝統文化、また、地域の工業技術などについても音声で情報を取得できるようになれば、視覚障がい者のかたが本市の魅力に触れる機会の拡大につながるものと考えます。

また、こうした取組は障がいのあるかたへの配慮が見える化するとともに、市民の障がい理解や共生社会への意識醸成にもつながるものと期待しております。

そこで伺います。

本市は、障がい者計画策定時のアンケート結果をどのように分析・評価しておられるのか。また、評価の低かった外出環境の向上に向け、今後、どのような取組を進めていくお考えなのかお聞かせください。

続いて、危機管理問題についてですが、ご答弁では自主防災組織の活動が活発に行われていると。また、内閣からも評価、表彰されているということを伺いました。また一方で、女性であったり、また青年世代の担い手不足が課題であるとのことでした。

その中で、年齢制限を下げて、中学生にもリーダーの担い手として携わっていただくとい

うことでありました。大人だけではなく、未来を担うこどもたちに対してもリーダー証を渡していくことを検討されるということで、すごく前向きな答弁として受け止めました。学んだことを、ぜひこの形としてこれからの未来を担う世代に残していただければと思います。

また、先ほどの答弁により、「みんなの防災プラザみさと」が防災を体験しながら学ぶ施設として整備されて、市民の防災意識向上や地域防災力の強化につなげる大変意義のある施設であることは理解できました。

また、ご説明いただいた設備の中で、特に防災VR体験ルーム、こちらはゴーグルを使わない臨場感あふれる最新のテクノロジーを生かした設備ということで、映像を見て、また触って、災害の恐ろしさを実際に没入体験できることで、よりリアルに学習できる、本当に貴重な体験になると実感いたしました。

私、この施設が本市の防災教育における各自の防災意識向上における大きな一歩になると高く評価しております。しかしながら、防災は施設を整備することが目的ではなく、本当に重要なのは、そこで学んだことを一人ひとりの行動につなげて、その学びが家庭、地域へと広がっていくことではないでしょうか。

例えば、こどもたちが「みんなの防災プラザみさと」で学んだ内容をそのまま家庭に持ち帰り、家具は固定されているかなとか、避難場所はどこだろう、また非常用持ち出し袋は準備してあるのかなと、そんな会話が家族の中で生まれる。私はそのような小さな家族間の対話の積み重ねこそが、いざというときに命を守る備えにつながるものと考えております。

本市ホームページには、我が家の防災マニュアルブックをはじめ、子育て世代向け、また女性向け、シニア世代向け、こども向けなど、それぞれの世代に応じた防災情報は掲載されております。

家具転倒防止対策や備蓄品のチェックリスト、災害用伝言ダイヤル171の利用方法、ハザードマップや避難場所など、命を守るための大切な情報が分かりやすく整理されております。であるからこそ、「みんなの防災プラザみさと」での体験学習を、こうした情報を結びつける工夫が重要ではないでしょうか。

今回提案する防災リーダー証には、例えばQRコードを掲載して、防災マニュアルブックやハザードマップ、避難場所の情報へいつでもアクセスできることで学びを見える化し、継続的な備えにつなげることができるものと考えます。

学んだことを振り返り、そして家族と話し合う、地域で共有する、そうした積み重ねが、防災に関心を持つ市民の裾野を広げていき、将来の地域防災の担い手育成にもつながるもの

と確信しております。

災害はいつ起こるか分からないものであります。だからこそ、平時から1人でも多くの市民が防災を自分事として考え、行動につなげていくことが重要であります。

ぜひ「みんなの防災プラザみさと」が防災を学ぶ施設にとどまらず、市民の行動変容を生み出し、家庭や地域へ防災意識を広げていく拠点となるよう、学びの見える化についても、今後の事業展開の中でご検討いただくことを要望いたします。

以上で2回目質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の2問目に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 桑原議員の再度のご質問にお答えいたします。

三郷市障がい者計画の中の評価・分析を踏まえまして、身体障がい者の外出環境に対する取組をどのように考えているのかというような点であったかと思えます。

令和6年度から8年度を目標年次といたします三郷市障がい者計画におきまして、それぞれ課題を抽出し、その課題に対する取組について目標を掲げまして、庁内の各部署と連携して、各種施策に取り組んでいるところでございます。

身体障がい者の外出環境に対する取組といたしましては、道路、歩道の段差解消や、点字シートの敷設などに取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、関係部署などと連携し、障がい者の外出環境の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で桑原洋昭議員の質問を終わります。

◇ 鈴木優作議員

○議長（武居弘治議員） 通告第12、2番、鈴木優作議員。

〔2番 鈴木優作議員 登壇〕

○2番（鈴木優作議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

本年の3月定例会では、A Iの活用を見据えた法的整理と推進体制、L I N E公式アカウントの将来の展望、自主防災組織の担い手の確保について伺いました。行き着く先は一つ、まちの担い手をどう確保し、どう社会を支えていくのか。本日はその問題意識の下、広報、市政へのA I活用、子育て支援の3点をお伺いいたします。

今、生成A Iの進化は、数週間の単位で私たちの想像を超えてきております。

つい先日、6月9日にも米国アンソロピック社が最新のA I「クロード・フェイブル5」を発表いたしました。私自身、日々の議員活動でA Iを活用してまいりましたが、いわばガラケーがスマートフォンへと変わるほどの新しいA I時代の幕開けを感じる体験をいたしました。

一つ、その能力を示す例として申し上げますと、昨日の一般質問で、G I S、つまり地理情報システムを活用した安全情報の可視化をめぐるやり取りがございました。それを伺いながら、私はふと思いました。本市が公開する都市計画、通学区域、公園などの地理情報システムの情報に、国の統計、ハザードマップ、県警察のオープンデータなどを重ね合わせれば、例えば、この地域は子育て世帯が増えているのに公園が足りていない、この通学路では事故が起きやすい、そうした地域ごとの三郷市の今が地図上に一目で浮かび上がる仕組みをつくれるのではないかと。

その晩、設計の考え方とデータの組合せを、私からA Iに指示をいたしますと、A Iは私の次の指示を待たずに、自らが自らに次の指示を出し、設計し、作り、点検し、改善する。約1時間にわたる自律的運用の結果、従来では数か月を要する開発プロセスが、短時間で具体的な成果として実現しました。

A Iは何を問い、どう評価するのかというのは人の仕事ではございます。生成A Iは確かな基礎を持つ人の力を何倍にも広げているものでございます。

一方で、自治体は、少子高齢化と業務量の増大という厳しい現実の中にございます。市民サービスを伸ばし続けるために、A Iをこれまでの土台へどう組み込むのか、この視点から伺ってまいります。

まず、第1点目です。

本市は、市民への情報発信を着実にアップデートしてこられました。3月の答弁で約4,500人と伺ったL I N E公式アカウントの登録者数は、本日までに6,500人を超えたと、私自身確認してまいりました。地道なご努力の實りに深く敬意を示します。

この4月には、メール配信をL I N Eへ集約する「断つ勇氣」も発揮されました。その上

で、一歩先の活用をお伺いいたします。

そもそもソーシャルメディアは、人と人とが言葉を交わす媒体であり、LINE公式アカウントもその一つでございます。広報が本来目指すものは、市民との公共的な信頼関係を築くこと、その土台は、一方通行の配信ではなく、双方向のやり取りにこそございます。

この視点から三郷市ソーシャルメディア運用方針を拝見しますと、コメントなどへの返信は原則として行わないとの一文がございます。手作業の時代には理にかなった方針ではございました。しかし、コミュニケーションのないアカウントは、市民の関心や反応が低下し、幾ら投稿を重ねても届かなくなるといったリスクがございます。もちろん、全ての人が応答する負担や誤りによる炎上リスクは十分に熟知しております。

その上で申し上げます。

最近の報道でも大きく話題となりましたとおり、2025年の本国の出生数はおよそ67万人。私自身1992年生まれではありますが、私の同世代は120万人でございます。実に2倍近い開きがございます。しかも、出生数は国の推計を上回る速さで減り続けており、本市がまちづくりの前提とする人口の見通しよりも、人口減少は速く進むと見ておくべきでございます。だからこそ、今、AIの活用を含めたSNSの運用の在り方を伺うものでございます。

本市には誇るべき好事例がございます。それは三郷市観光協会の情報発信です。この発信について、「まるで専門家のかたが運用しているようだ」という声を、私の元にはかなり多く寄せられております。市民との双方向のやり取りが心を込めて重ねられているからでございます、この応答こそ、本市への愛着を育む最も費用対効果の高い広報戦略でございます。

もっともその運用は我々議員にも、民間の事業者にも、容易ではない課題であります。だからこそAIが力を発揮いたします。いきなり公開のコメント欄から始める必要はございません。LINE公式アカウントには市民と1対1で言葉を交わせるトーク画面が既に備わっています。まずは、ここから基本的なご質問にはAIが応対し、丁寧な対応を要するご相談だけが職員におつなぎされる。職員の皆様は負担から解放され、本当に対応に要する声に深く向き合える。市民にも職員にも優しい変化でございます。

それでは、通告に従って順にお伺いいたします。

まず、通告のア、ソーシャルメディア運用方針の解釈とLINE公式アカウント等における対話型AIを活用した問い合わせの対応のあり方について、企画政策部長にお伺いいたします。

広報の本来の意義から、コメントなどへの返信は原則行わないという方針の解釈をどうお

考えか。対話型ＡＩによる問い合わせ対応をいかに前向きに描けるのか伺います。

次に、イ、対話型ＡＩの活用に向けた責任の枠組みの整理について、企画政策部長にお伺いいたします。

３月には個人情報の入力直ちに法令に抵触するものではないとのご見解をいただきました。この土台の上で、ＡＩが市民に応答する際の責任の所在をどのように描いているのかお伺いいたします。

続いて、通告のウ、「いかに安全に実現するか」を起点としたクラウドＡＩの活用の評価のあり方について、企画政策部長にお伺いいたします。

クラウド型ＡＩとは、チャットボットなどを支える外部のクラウド上で動く生成ＡＩでございます。その連携に当たっても、安全性の確保を大前提に使えるか否かではなく、いかに安全に実現するかを起点とした評価の構えを整えるお考えはないか、お伺いいたします。

そして、通告のエ、情報発信のデジタル化における広報誌の配布の見直しと自治会の負担の軽減について、企画政策部長にお伺いいたします。

デジタル化が根づいた先には、自治会の皆様に頼る広報紙の配布を切り替えていく道も開けます。担い手不足に悩む自治会の負担軽減に直結するもの、デジタル化を地域を支える施策として育てるお考えがあるかお伺いいたします。

次に、第２点目、行政の意思決定へのＡＩ活用について、プロポーザル方式における業者選定など、優劣を競う判定を題材に伺います。仮に、こうした判定にＡＩを活用するとすれば、判断の過程が見えにくくなるのではないかと、そういった不安を抱くかたもいらっしゃるかもしれません。しかし、私はここにこそ市民に開かれた行政を実現する好機があると捉えております。

まず、本市のプロポーザルにおける選定は、今日も適正に、公正に行われるものと私は受け止めております。その上で、過程が市民に見えにくい構造そのものが理解を妨げる場合がございます。だからこそ、もう一步開かれた選定への進化に向けてお伺いいたします。

それでは、通告のア、プロポーザル方式の選考結果における説明責任の確保とさらなる充実について、総務部長にお伺いいたします。

プロポーザルの選考は、評価基準と配点に従い点数化する、言わばアルゴリズムによる判定でございます。しかし、人の手のみで動く、市民からは過程が見えにくく、漠然とした疑念が生まれ得る課題があります。公正な選定のために重ねてこられた工夫をまずはお聞かせいただき、その上で、さらに高める余地について見解を伺います。

次に、通告のイ、A I 活用における人による実質的な関与の確保について、企画政策部長にお伺いいたします。

仮に、将来、A I を判定に用いることがあるとすれば、最終的に人が責任を持って判断する、この担保があつて市民の信頼が守られます。例えば、A I がA社は80点、B社は90点と示しても、スコアに引きずられず、政策目的に立ち戻って人が最終判断を下す。そうした考え方を本市としてあらかじめ整えておく考えはないか、お伺いいたします。

ここまで申し上げてきた省力化が目指すものは、突き詰めれば、人の時間でございます。その時間は、仕事と家庭の間で1日を駆ける、全ての働く世代の支えとなります。

少子高齢化が進む中で、医療や介護から子育て、教育、防災まで、ありとあらゆる世代の暮らしの安心を、この先も揺るがせにしないこと、それは市政の何よりの責務でございます。その安心を支え続けてくれるのは、現場に立ち、働き、地域を担う現役世代にほかなりません。支える側が細くなれば、支えられる側の安心も細くなってまいります。支え手が安心して支え続けられる環境を整えること、それは特定の世代のためのものではなく、全世代の安心を守り抜く社会全体の土台づくりでございます。

そして、その現役世代には深い葛藤がございます。社会に貢献し続けたい、その思いの一方で、子育ての両立に悩み抱えるかたも少なくないのではないのでしょうか。

そこで、3点目として、子育てをしながらの社会参画と、その両立支援についてお伺いいたします。

近年、他市の市長が産休に入られることが社会で大きな話題となりました。その賛否を申し上げるつもりはございませんが、子育て世代の当事者として、このニュースを見つめる中で、この社会が構造的に子育てをしながらの社会参画を難しくしているのではないかと感じております。

例えば、今、この質問のさなかに私の元へ保育園から連絡が入ったとします。議員とは代理を立てることのできない職責でございますから、公務が最優先、その覚悟に揺るぎはございません。それでも、胸の内には我が子を案じる思いが確かに残ります。この葛藤は私一人のものではございません。社会全体で働き手が限られる中で、行政の現場を、地域の活動を担っておられる全ての子育ての当事者のものでございます。

こどもの急な発熱、急なお迎え、不意の出来事があっても、社会全体で支え合える仕組みがあれば、誰しものが安心して参画し続けられます。その構造を築くことが、今求められています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

この壁は議員に限らず、三郷市自治基本条例には「参加と協働」の理念が掲げられておりますが、各種委員会に加わるなど、市政に協働する入り口に立つことさえ、子育て中の市民には容易ではありません。共働き、ひとり親、介護と子育てを同時に担うご家庭にとって、市政への参画は現実には大きな壁となります。

さて、先ほど保育園からの連絡という板挟みは、議員のみならず、市役所で働く職員の皆様にとっても日々の現実でございます。公務を優先する覚悟のある人材が、行政の現場で活躍し続けることを諦めずに済むよう、この見えない壁を取っ払っていく必要がございます。

それでは、通告に従って伺います。

まず、通告のア、市役所が率先して取り組む職員の子育てと仕事の両立支援について、総務部長にお伺いいたします。

市役所は、本市でも有数の規模の職場でございます。その市役所が職員の子育てをしながら活躍し続けられる職場であることは、厳しさが増す人材獲得競争の中で選ばれ続けるためにも、そして、働く世代に選ばれるまちとなるためにも欠かせない土台でございます。

この春に改定された特定事業主行動計画も含め、これまでの取組と、さらに前へ進めるお考えをお伺いいたします。

次に、通告イ、両立を支えるために本市が重点を置くべき課題に対する認識について、総務部長並びにこども未来部長にお伺いいたします。

保育・一時預かり環境、職場の理解、地域の支え合い、デジタルの活用など、様々な要素が絡み合う中で、本市はどのような課題を重点と捉え、どのように取組を進めていくお考えか、全体観に立った認識をお伺いいたします。

そして、通告のウ、子育て世代が意思決定や市政等に参画し続けられる環境づくりについて、こども未来部長にお伺いいたします。

各種委員会をはじめとする意思決定の場において、子育て中の市民の皆様が安心して加わり続けられる仕組みを整えることは、市内の子育て環境の質を高め、まちの未来を育てる礎でございます。市民の声が生きるまちづくりに向けた本市のこれまでの取組と、今後の方向性についてお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 鈴木優作議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 鈴木優作議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、広報の1、ソーシャルメディア運用方針の見直しと対話型A Iの活用についてのア、「返信は原則行わない」とする運用方針の解釈についてでございますが、本市では、平成23年以降、X、フェイスブック等の運用を順次開始しており、三郷市ソーシャルメディア運用方針を基に情報発信を行っております。

ソーシャルメディアによる情報発信には、双方向サービスの利便性がありますが、個別の投稿に対して、迅速かつ適切な対応をすることが困難であることから、これまで返信は原則行わないこととしてきたところでございます。

このような運用をする中、現在、改訂作業を行っている三郷シティープロモーション方針の検討会議の中でも、委員である市民の皆様から、対話や関係づくりを重視した見直しについてのご意見もいただいておりますので、今後は望ましいリアクションの在り方について研究してまいります。

次に、ア、LINE公式アカウント等における対話型A Iを活用した問い合わせ対応のあり方、イ、活用に向けた責任の枠組みの整理、ウ、「いかに安全に実現するか」を起点としたクラウドA I活用の評価のあり方については関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

LINE公式アカウントを活用した問合せ対応につきましては、24時間いつでも問合せができることから、市民サービスの向上につながるものと認識しておりますが、寄せられる件数や時間外の対応など、手作業での返信を行うことは困難であることから、A Iなどの活用が必要になるものと考えております。

一方で、クラウドA Iに関する国のガイドラインには、「事実と異なることをもっともらしく回答する」などのリスクも示されていることから、行政サービスとして実装するには、情報の正確性の担保や、情報を提供する側と利用者側の責任の所在の整理、こちらなど解決すべき課題もございます。

対話型A I導入に向けては、既に導入している自治体における導入前の準備、検証方法、A P I連携等の安全性の確保、またコストなどについて情報収集を行い、そのメリットを生かせるよう研究を進めてまいります。

最後に、エ、情報発信のデジタル化による広報誌配布の見直しと自治会の負担軽減についてお答えいたします。

「広報みさと」は、古くから町会等の皆様のご協力により配布を行っておりますが、近年

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

のデジタル機器等の普及や紙資源、印刷費の削減などを考慮し、スマートフォンなどでのデジタル閲覧を推奨しているところであり、既に4月の町会長等連絡会議におきましても、各町会等のデジタル閲覧に関する意向や、広報紙配布の状況などについてアンケート調査の依頼を行ったところでございます。

今後は、このアンケート調査結果を踏まえ、モデル町会を選定したデジタル閲覧への試行に係る調整を進めるとともに、市民の皆様の間に情報格差が生じないよう配慮し、紙媒体、デジタルでの閲覧が選択できる環境づくりを進めてまいります。

○議長（武居弘治議員） 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 2、市政へのA I活用、1、行政意思決定へのA I活用の透明性確保と市民に開かれた選定についてのア、プロポーザル方式の選考結果における説明責任の確保と更なる充実についてお答えいたします。

市では、業務委託契約において、価格だけではなく、事業者の提案内容や専門性を総合的に評価して契約の相手方を選定する必要がある場合には、価格競争による入札ではなく、プロポーザル方式により受注業者を選考しております。

公正に受注業者を選考するための市の取組といたしましては、指名型プロポーザル方式の場合には、三郷市建設工事請負等業者選定委員会による審議を経て、提案事業者を複数社選定することとしております。

公募型プロポーザル方式の場合には、発注担当課において作成した評価基準などを定めた実施要領を、公募する段階で市のホームページに公表するなどの取組を行っているところでございます。

いずれの方式におきましても、必ず複数の職員を選考委員とすることで公正性を担保し、また、選考後には、それぞれの提案事業者の評価点や順位を公表し、透明性の確保にも努めているところでございます。

今後、これらの取組をさらに高めていくことについての見解でございますが、競争入札はもちろんのこと、プロポーザル方式により受注業者を選考した場合においても、市が行う契約につきましても、公正性や透明性の確保が求められることから、受注業者の選考結果や、契約締結に係る情報の公開について、引き続き適切に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 2、市政へのA I活用の1、行政意思決定のA I活用の透明性確保と市民に開かれた選定についてのイ、A I活用における人による実質的な関与の確保についてでございますが、官民間問わず、A Iの活用により事務効率が大幅に向上している事例が数多くあり、本市においても令和5年度に策定した三郷市D Xビジョンに基づき、A Iを活用しているところでございます。

一方、行政の業務には、個々の事案に応じた柔軟な対応や、長年の経験に基づく高度な判断が必要とされる場面が多くございます。A Iは極めて有効な支援ツールでございますが、判断の全てを委ねるのではなく、最終的な判断や責任については行政、すなわち人が担うべきと考えております。

今後、A Iの活用を検討する際には、国が策定しております「A I事業者ガイドライン」や、A Iが判断する過程の重要な部分に必ず人間が関与し、安全性を担保するヒューマン・イン・ザ・ループという考え方、さらには先進自治体の活用事例等も参考にしながら、A I活用を拡大し、業務効率化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 3、子育て支援、1、子育てと公務・市政等の両立を支える環境整備についてのア、市役所が率先して取り組む職員の子育てと仕事の両立支援について、イ、両立を支えるために本市が重点を置くべき課題に対する認識については関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市では、本年3月に、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正等に基づき、特定事業主行動計画を改訂いたしました。

この計画では、職員が仕事と子育てや介護の両立や、個性・能力を十分に発揮できること、そして女性の職業生活における活躍を計画的かつ着実に推進するための具体的な取組内容を示しております。

取組の一環として、男性職員の育児参加の推進に関して、制度の改正や運用方法の改善を進めており、計画の改訂前の令和4年度から、男性職員から配偶者の妊娠または出産の申出があった場合は、所属長による育児休業等取得の意向確認を行っております。

男性職員も育児休業等を取得しやすい環境づくりに取り組んできた結果、国の目標値であ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

る男性職員の育児休業取得率85%に対し、本市では令和6年度87.5%、令和7年度96.3%と、それぞれ上回っております。

改訂後の計画におきましては、育児休業の取得率について、国の目標値よりも高い数値目標を設定するとともに、配偶者の出産のため、入退院に付き添う場合等に、2日以内で取得できる出産補助特別休暇や、配偶者の産前6週から出産の日以降1年の間に、小学校就学前の子を養育する場合に、5日以内で取得できる特別休暇の取得率についても数値目標を設定し、さらなる職員の仕事と育児の両立支援の推進に取り組んでいるところでございます。

また、新たな育児の支援制度として、令和7年度には、育児のために始業・終業時刻をずらすことで、1日の通常勤務時間である7時間45分を確保することのできる早出遅出制度を導入したところでございます。

一方で、子育て支援制度の利用により、休業や休暇を取得する職員が不在となる場合に、業務に支障を来すことのないような業務体制の維持や、頻繁に改正される子育て支援制度への対応が遅れることで、対象となる職員に不利益とならないよう、迅速な制度改正と周知について課題と認識しております。

これらの課題に対しましては、育児休業を取得する職員が取得前に休業中の業務遂行計画を作成し、十分な業務の引継ぎを行うとともに、必要に応じて、取得期間における代替職員の確保により対応をしているところでございます。

制度改正等が行われた場合は、職員への育児両立支援制度等に関する情報提供、意向確認等を条例で義務化するなどの対応を行っているところでございます。

引き続き、職員の性別を問わず、また、仕事と育児や介護などの両立支援を推進し、全ての職員が持てる力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 田口洋一こども未来部長。

〔田口洋一こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（田口洋一） 3、子育て支援の1、子育てと公務・市政等の両立を支える環境整備についてのイ、両立を支えるために本市が重点を置くべき課題に対する認識について、順次お答えいたします。

現在、本市におきましては、子育て世代の転入や共働き家庭、ひとり親家庭の増加により、保育等に係る需要は拡大しているものと考えております。

このような中で、課題といたしまして、多様化するニーズに対応する子育てサービスの充

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

実と分かりやすい情報発信、家庭、地域、行政などが連携してこどもたちを心豊かに育む環境づくり、家庭環境や個人特性等が多様化する中で、保育施設等の職員不足や各施設における提供体制の確保、預かり時間や柔軟な施設運営へのニーズ対応などが課題であると認識しております。

これら課題解決に向けまして、子育て家庭への支援制度の充実、地域における子育て支援、安心してこどもを預けられる環境整備などが必要と考えておりますことから、令和8年度から開始されました三郷市総合計画後期基本計画に位置づけたところでございますので、これらの取組につきまして、引き続き推進してまいりたいと存じます。

次に、ウ、子育て世代が市政等に参画し続けられる環境づくりについてでございますが、子育て世代の意見を市政に反映させることは重要だと認識しており、本市のこども・子育て支援に関する施策などに対する諮問答申機関である三郷市子ども・子育て会議や児童館の年間事業計画などの調査審議機関である三郷市立児童館運営協議会につきましては、こどもの保護者を委員として組織し、子育て世代の市政への参加機会の創出を図るとともに、直接ご意見をいただいているところでございます。

これら機関の会議開催に際しましては、委員各位自身のこどもの面倒を見る人がいないといった理由で会議への出席を断念することがないよう、保育士の資格を持つ職員が、会議へ出席する委員のお子さんを別室で預かる体制を確保し、安心して会議に出席できる環境づくりに努めているところでございます。

今後につきましても、子育て世代が安心して市政等へ参加できる環境づくりや子育て支援のさらなる充実に引き続き努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 鈴木優作議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時58分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木優作議員。

○2番（鈴木優作議員） まずは、それぞれのご答弁をいただきありがとうございました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

今回、1つの再質問と各種要望を順に申し上げます。

まず、対話型AIを活用したLINE公式アカウントの運用についてです。

東京都港区では、本年6月1日から、公式LINEに生成AIのチャットボット機能を加え、開庁時間にかかわらず、知りたい情報を気軽に確認できる運用を始めております。また、県内をはじめ、近隣の自治体でも同様に運用を始める動きが相次いでいると伺っております。こうした先行事例を参考にご検討いただきますことを要望いたします。

続いて、広報誌配布のデジタル化についてでございます。

各ご家庭に広報紙が届いておりますのは、町会・自治会の皆様が1軒1軒配ってくださっているおかげでございます。その事実は余り知られておりません。配布のデジタル化は、その負担の軽減に直に結びついてまいります。

ご答弁では、既にアンケート調査の依頼を済ませ、モデル町会での試行へと調整を進める旨のご答弁をいただきました。これは大きな前進であると受け止めております。

その上で、企画政策部長に再質問でございます。

仮に、この広報紙の配布をデジタル軸へと切り替えた場合、本市としてどの程度のコストメリットが見込まれるのか。印刷費・用紙代・配送経費、試算を概算でもお示しいただきたいと存じます。

続きまして、市民に開かれた選定についてでございます。

総務部長のご答弁で、実施要領の公募時の公表、選考後の評価点と順位の公表など、本市の選定が既に開かれた運営であることを確認いたしました。引き続き、この透明性のある運用に努めていただきますよう要望いたします。

また、企画政策部長のご答弁で、ヒューマン・イン・ザ・ループ、人が判断の輪の中に入り続けるという考え方を明言いただいたこと、大変心強い限りでございます。この、人とAIの役割の分担は、業者選定に限らず、これからの人事や組織の在り方にも生きてまいります。ぜひご検討いただきますよう要望いたします。

最後に、子育て世代の社会参画と両立支援につきまして、所感と要望を申し上げます。

男性職員の育児休暇取得率、令和7年96.3%、国の目標値の85%を大きく上回る数字には、私は三郷市という行政の組織の強さを感じました。

一方で、現場には部下が育児休暇を取って仕事が回るのかなどという内心の心配もあって当然でございます。制度があるからという形だけにしないために、冒頭から申し上げてまいりましたAIによる省人化が、この両立支援を内側から支えてまいります。本市の働き方改

革を深く評価しております。

また、こども未来部長のご答弁では、三郷市子ども・子育て会議の場で、保育士資格を持つ職員が、委員のお子さんを別室で預かる体制を確保しておられるとお伺いいたしました。市政への参加と子育てとの両立を現場の運用で支えるすばらしい取組でございます。

さらに、総務部長が課題として示された休業時の業務体制の維持と制度改正への迅速な対応と周知、まさにその課題にこそデジタル化、D Xがさらにその先の道筋を開きます。

実際、市役所内の執務スペースは既に手狭、そして人口減少の中で、専門職の採用も難しくなる。この場所と人の壁を同時に越える道筋がD Xでございます。

これは一つの試算でございますが、本定例会で1期目の議員は、1年間の議会を一巡いたしました。この1年間で、議員一人ひとりに配られたこういった議案書などに関しては、実際にページ数をカウントすると2,660ページ、この24議席分で年間6万4,000ページほどありました。これは積み上げれば6.4メートル、建物の2階分を超えます。

さらに、およそ1,000人の職員の皆様が、平均して1日に5枚の紙を使うと仮定いたしましても、年間100万枚を超え、積み上げれば100メートル。議会で配られる用紙の15倍ほど使っている試算でございます。

デジタル化が進み、各部局の書類のキャビネットが1台、また1台と減っていけば、その分だけ市民サービスのための余白が確実に生まれてまいります。議会でも配付資料が1会派1部ずつになるなど、ペーパーレス化は進み始めております。この歩みが一つ一つ進むたびに、市役所のどこかに、市民や行政の皆様の新たな取組のための空間が生まれている、そう思うと、私は嬉しくなるのでございます。

そこで要望でございます。

このお子さんを別室で預かる温かい体制を、こども未来部の所管する会議にとどまらず、全庁のあらゆる委員会や審議会でも広げていただきたいものでございます。もとより、こどもを預かることは重い責任を伴い、今すぐにとは申しません。管理部局のお力を集結した総論的なご検討を要望いたします。

私自身、この一般質問はまちの未来を広げる機会としていきたいと考えております。本日、前向きな視点に立ってご答弁をいただけたこと自体が大きな一歩であると受け止めております。

本日の3つのテーマは全ての一本線でつながっております。そして、A Iは一つの道具に過ぎません。使いこなすのは人でございます。確かな基礎力を持つ職員の皆様こそが、本市

の最大の財産でございます。

次なる世代に働きやすい社会を残すこと、それが現役世代に課せられた責任でございます。このまちの未来を決めるのはA I ではありません。この議場にいる私たち一人ひとりの決断でございます。私もともに汗を流してまいります、創政M I S A T Oとしても、本市の取組を力強く後押ししてまいります。

結びに、先ほど再質問をしました広報のデジタル化によるコストの算出、これから答弁いただくその数字に、本市のD Xが持つ可能性の大きさが表れてまいります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 鈴木優作議員の2問目に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 再度のご質問にお答えいたします。

広報紙の配布をデジタルに切り替えた場合、どの程度のコスト削減が見込まれるかでございますが、令和7年度の実績でお答えいたしますと、印刷製本費が約1,600万円。広報紙を各町会等に配布する費用約250万円、合計約1,850万円でございます。

「広報みさと」をはじめ、市政情報の発信につきましては、今後、紙媒体からデジタル媒体に移行していくと思います。

今後のデジタル閲覧推進につきましては、デジタルデバイドの対応を含めた情報発信の在り方、方法を研究してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で鈴木優作議員の質問を終わります。

◇ 紺 野 伊 久 子 議 員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第13、11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） それでは、通告に従って、3点について順次質問いたします。

1、生活保護について、1、本人や家族への就労支援や援助はどのように行われているのか。職員体制など具体的なケースや実態は。

長引く不況や物価高騰が続いています。そのような中、事故や病気、離婚や失業など、様々な理由で生活が困窮し、生活保護を利用するかたが増え続けています。

データみさとを見ると、三郷市でも令和6年度は2万4,398世帯のかたが生活保護を利用されています。生活扶助費や住宅扶助費、医療費扶助など、今の制度の中では生活に見合った保護費が足りず、やりくりにも苦勞されていることと思われます。就労して、現金収入があれば助かりますが、高齢や病気やけがなどで就労に近づけないかたなど心配なかたが多くいらっしゃると思います。

生活保護のかたへの就労支援の相談や助言は、ハローワークと連携して生活保護受給者等就労自立促進事業や被保護者就労支援事業などがありますが、三郷市の場合は、就労可能かもしれないかたに、担当のケースワーカーと一緒に就労支援員のかたが訪問し、聞き取りを行い、就労への理解を働きかけているそうです。しかし、なかなか就職まで結びつくケースも難しいということだそうです。

特に、ひきこもりや精神疾患を抱えているかたなど、社会参加が難しく、日常生活の自立や社会生活の自立がまず求められ、長い時間を要して取り組む必要があると思います。そのため、ケースワーカーの専門性や就労支援員のかたの専門性が求められ、他の機関の連携、資格取得などができる生活困窮者就労準備支援事業などが、ほかの法令とも一緒に活用が求められると思います。その方向に厚生労働省も動いているようです。

また、1人のケースワーカーの担当する被保護者の人数を減らし、就労支援者をもっと増やしてこの問題に取り組む必要があると思います。2013年に生活保護法が改定され、就労の指導の変化や、プライバシーと人権を侵害するような、保護利用者の家計や生活全体を福祉事務所が管理するような法改正が行われました。その際、7つの附帯決議が行われ、その中に次のような文言が入っています。

「生活保護の受給者に対し、就労による自立を促す際には、十分な相談と聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資するという二つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付が行われるよう制度設計を行うこと」と、就労に関する附帯決議が以上、明記されていました。

聞くとところによると、家族や本人が望まない施設入所を提案されたことを誤解されたり、就労支援を成功させることを急ぐあまりに就労を強要することがないよう、余裕を持って丁寧に関わっていただくことが大事かと思われます。

また、スキルを磨くための研修や事例検討、交流なども行い、職員同士励まし合って進めていただきたいと思います。

三郷市における就労支援の実態を、対象の人数や年度ごとの就労に結びついた件数、困難な実態なども教えていただきたいと思います。また、職員の研修はどのように行われているかお聞きしたいと思います。

2、ふれあい館の利用について、1、ふれあい館が地域のお年寄りが気軽に立ち寄れ、交流する場にするための環境整備について。

地域の保育所跡地を利用して、高州地区にはふれあいの郷下新田、戸ヶ崎地区には戸ヶ崎ふれあいひろばがあります。地域のサロンや認知症予防や健康に関するプログラムなど、町会や地域の皆様がレクリエーションなどで集会所を利用されています。年々高齢者も増え、物価高騰で年金だけでは生活も苦しく、なかなか外に出ることも少なくなったという声を聞いています。

また、東町では児童公園がなくなり、児童公園でやっていたグラウンドゴルフの場所がなく、江戸川の河川敷や県営みさと公園まで行って広場で行っているため、車や自転車に乗れないご老人は諦めているそうです。

夏は特に猛暑になり、外に出歩くのもままなりません、ずっと自宅でクーラーに浸かるわけにもいかず、近くに行かれる公的施設があると助かります。

ふれあいの郷下新田ができたときのいきさつを地域のかたに伺いました。保育所跡地なので、庭もちろん開放して、地域の避難防災施設の役割も考慮して2階建ての建物にしてほしい。そして、地域のかたに自由に開放できる施設にしてほしいという申入れを市にも行っていたそうです。しかし、戸ヶ崎保育所跡地と一緒に予算が2か所分計上され、今の形の施設になったということを伺っています。

今、北部地域にある希望の郷交流センターには、市民のかたが交流できる多目的スペースや交流スペースがあり、自由に利用できています。今ある施設をぜひ有効に活用できるようにお願いしたいと思います。

さて、戸ヶ崎地域では、地域のかたから庭をグラウンドゴルフなどで利用したいという要望がなされていました。町会長さんと地元のかたで直接施設を伺い、この4月から利用可能と聞いています。しかし、担当課では、ふれあいの郷下新田が、庭を使う場合は施設の会議室を利用しないと借りられない形式になっていると伺いました。

地域の皆さんは、お年寄りがグラウンドゴルフなど庭を使いたいということで、会議室は

利用料もかかるので、会議室とセットではなくても利用できるようにしてほしいという声が上がっています。特に、会議室の利用が埋まってしまっていて庭が利用できない場合もありますので、臨機応変に対応していただければと思います。

団体で利用する場合は予約が必要でしょうし、個人で利用する場合も、当日も利用者名簿等の管理を行う必要があるかと思います。地域の皆さんにとって、保育所がなくなって寂しいという声もありましたが、市民に開かれた施設に生まれ変わり、市の職員も常駐しており、地域にとって交流し、憩いの場として歓迎されています。町会や利用者の皆さんの意見を聞いて、利用しやすい施設にしていきたいと思います。

ア、庭やロビーにテーブルやいすの設置を。日よけのタープの設置を。

庭を使ってグラウンドゴルフを行った場合、見学や順番を待つ間、テーブルやベンチなどを設置してください。また、散歩の際、立ち寄れる場所として利用できる環境設備をお願いいたします。猛暑の中では無理ですが、気候のいい時期は日陰のできるタープの設置も検討していただけるとありがたいです。

次、3、道路整備について、1、水路の蓋掛けとその後の利活用について。

南部地域は水田が残っており、水田への水路の活用がまだ行われておりますが、年々畑になり、宅地化されているところも多くなっています。住宅地では蚊の発生など衛生上の問題や、こどもの転落などの安全面からも、蓋かけを早急に行う必要がある箇所がまだたくさん残っています。

さて、蓋かけをした後の利活用は、フェンスを取り外して歩道にしているところがほとんどかと思われますが、中には、水路の近くのかたの要望で、フェンスをかけたまま通行不能になったままのところもあります。緊急時など防災上開放したほうがいいと思われますが、住んでいる方々の意向も大事かとは思われます。

東町で今回関わった場所は、小学校への避難を考えた場合、通常の道路が火事や崩壊で寸断されることもあった場合、その補足道として人が歩ける歩道になったら有効かと思われます。

担当課に何うと、急ぎでやって軽易な工事だったということで、人が歩けるような工事はしていないという回答でした。三郷市として水路の蓋かけをした場合、その後の利活用はどのようにお考えですか。工事を行う際、町会や近隣の説明や意向などはどのように聞いていますか、伺います。

2、みさと公園脇の都市下水路の蓋掛け整備について。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

高州地区文化センター側の水路を、順次蓋かけをしていくということですが、途中までの工事で、その後進んでいません。地域の皆さんが体育館や高州地区文化センターに徒歩で行く場合、県営みさと公園の歩道の草や木の根が邪魔で歩きにくい。歩道に沿って流れている都市下水路に蓋かけをして、歩道にしたかどうかという声が以前から出されています。

ここを歩道にすると、桜並木が続き、猛暑の中歩くには最適です。車道は、土・日には県営みさと公園を利用する車が多く、時には交通渋滞が起きているときもあります。都立水元公園には、道路脇に自転車道と歩道も分かれて整備されています。県の助成も受けて、魅力ある公園にするためにも、都市下水路の改修は必要かと思われます。

しかし、以前、この戸ヶ崎でこの都市下水路に落ちてお子さんが亡くなるという痛ましい事故が起きたことを聞いています。今回、八潮市の陥没事故を受けて、この水路も全国特別重点調査の点検箇所だったと聞いています。古いままの形式の都市下水路の検討も、この際必要かと感じています。都市下水路についての今後の方向や、蓋かけをして歩道にすることが可能かどうか伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 紺野伊久子議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 紺野議員のご質問にお答えいたします。

1、生活保護について、1、本人や家族の就労支援や援助はどのように行われているのか。職員体制など具体的なケースや実態はでございますが、生活保護費を受給している世帯の中に、15歳から64歳までの稼働年齢層に該当し、かつ就労する能力があるかたや、稼働年齢を超えた高齢者であっても就労意思を持っているかたについて、そのかたの生活歴や職歴などを踏まえ、また就労を希望する業種等を確認した上で、担当ケースワーカーと就労支援を担当する専門員が情報を共有し、就労につながる支援を行っております。

具体的な支援といたしましては、ハローワーク草加、三郷市ふるさとハローワークなどと連携を図りながら、ハローワークへの登録や求人検索、応募書類の作成、面接に向けた助言を行うほか、必要に応じて、ハローワークへの同行訪問を行っているところでございます。

就労支援による実績でございますが、令和6年度からの実績を申し上げますと、就労につながった多くはアルバイトなどの非正規雇用ではございますけれども、令和6年度は49名を支援し、31名が就労、令和7年度は51名を支援し、30名が就労、令和8年度は5月までに16

名を支援し、5名が就労につながっているところでございます。

また、職員の研修につきましては、昨今、社会福祉士などの有資格である職員も多くなっているところでございますが、就労支援に関することにつきましては、就労支援員とハローワークと日々連携をしている中で、そういった日々の経験を通じて研さんに努めているところでございます。

以上でございます

○副議長（渡邊雅人議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 2、ふれあい館の利用について、1、ふれあい館が地域のお年寄りが気軽に立ち寄れ、交流する場にするための環境整備についてのア、庭やロビーにテーブルやいすの設置を。日よけのタープの設置をについてお答えいたします。

ふれあい館は、市民交流を促進し、活力ある地域社会の形成に資するため、市が管理運営を行っている施設でございます。

このふれあい館は、ふれあいの郷下新田と戸ヶ崎ふれあいひろばの2つの施設であり、地域の皆様にボッチャやヨガサークルなど、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、コミュニティ活動の場としてご利用いただいているところでございます。

現在、屋内の貸室以外でのテーブルと椅子の設置状況ですが、ふれあいの郷下新田では、ロビーにテーブル1台と椅子3脚を設置しており、また戸ヶ崎ふれあいひろばでは、長椅子1脚が設置されております。

また、両施設の屋外の広場については、テーブル、椅子及び日よけの設置はしていませんが、議員からもお話があったグラウンドゴルフを含みますスポーツ・レクリエーション活動などで広場を利用の場合には、休憩場所として会議室を利用いただいているところでございます。

今後は、屋外での日よけタープなどを含む設備増設につきましては、施設を利用いただいている地域のかたのご要望を踏まえながら、対応について課題の整理をしてまいります。

引き続き、利用者にとって快適で心地よい空間となるよう、施設運営に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 3、道路整備について、1、水路の蓋掛けとその後の利活用について

てと、2、みさと公園脇の都市下水路の蓋掛け整備につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

水路の蓋かけ整備は、水路上部を歩道として有効活用が図られるほか、生活環境の改善などの観点から、毎年、市民の皆様より数多くのご要望をいただいております。そのため、水路周辺の土地利用の状況などを踏まえ、全市的に調整を図りながら整備を進めているところでございます。

議員ご質問の東町で実施した水路の蓋かけ整備につきましては、主に転落防止やごみのポイ捨て防止などを目的として、早期に生活環境の向上が図れるよう、町会のご要望などを踏まえながら、人の通行を想定しない簡易的な整備としているため、安全対策上、既存のフェンスは撤去せず、残置しているものでございます。

また、県営みさと公園脇の都市下水路につきましては、歩道に沿って水路がございますので、蓋かけ整備を行うことで幅員が広がり、良好な歩道空間の創出が図られるとともに、散策路や景観の向上にも寄与するものと認識しております。

しかしながら、この水路は、大雨時に高州地区の雨水排水を担う重要な水路であるため、詰まりなどが原因で排水機能が低下した場合、早急な対処が困難になるなど、維持管理面における課題もございます。

今後も引き続き、町会のご要望などを踏まえながら、歩行者の安全確保と生活環境の向上のほか、都市下水路の安全対策も含め、計画的な水路整備及び維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 紺野伊久子議員。

○11番（紺野伊久子議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、順次質問をしていきたいと思えます。

現場に行って孤軍奮闘されていることをよく伺っています。担当者が1人ということでは、本当に大変な思いをされているかなというふうに思っています。就職が決まっても、引き続き仕事と生活面まで切れ目のない支援が必要でないかと思われます。例えば、勤怠管理とか健康管理やメンタルヘルス、家計管理や生活の見直し、収入管理など、または地域医療や福祉機関との連携、職場での人間関係や業務のアドバイス、さらには将来の生活設計に至るまで、転職などを含めた自立できる人もいれば、生活保護を受けながら就労を続けているかたもいらっしゃると思えます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ここで強調したいのは、生活保護を受けながら就労したり社会参加したり自立した生活ができることが重要であって、就職したからといって生活保護を打ち切ることが目的ではないということを強調しておきたいと思います。ぜひ引き続き、職員を増やして行っているだけでいいのと、できれば、担当者も含めた研修制度や事例検討などのことも含めて、引き続き検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、お願いします。

次に、2番目のふれあい館についてです。

利用者の意見を聞きながら、これからも対応していただくということで安心いたしました。特に、戸ヶ崎地域は、街の中で道路が狭くて分かりにくい箇所にこの施設があります。

以前伺ったときも、職員のかたからも、案内板をつける予算がなくて、今もここを知らない人がたくさんいるんですということをお聞きしたんです。せっかく地域のコミュニティ施設があるのに知られていないということは、本当に残念かなというふうに思われまして、先ほどもちょっとデータを見たときに、一番利用率が少ないということで、残念だなというふうに思っています。ぜひそのことも含めてご検討いただければと思っています。

それから、ベンチなんですけれども、公園に設置しているベンチだと背もたれがないので、できれば年寄りが利用するので、背もたれがついたベンチを設置していただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。この案内板とベンチについて、再度質問したいと思います。

次に、水路問題についてです。

いろんな事情があって、フェンスのままにしているところや、今回は軽易な工事だったから人が歩けないということも聞いていますけれども、私に関わったところも町会の防災倉庫が既に乗っかってしまっていて、そこはもう歩行が無理だというところがあって、まだ全然蓋はかかっていないんですけれども、こどもが水路をまたいで遊んでいるということで、最近フェンスをつけていただいたんですけれども、いろんな事情があって、それぞれ蓋かけやフェンスの取り除きも含めて検討が必要かなというふうに思っています。

先ほどおっしゃった場所については、町会、町会長のかたが聞いてなかったということもちょっと伺ったので、ぜひこれから工事する前に、町会や近隣の人はもちろん、ご意見聞くと思うんですけれども、ぜひ聞いて対応していただけたらというふうに思っています。

防災や交通や公園問題なども含めて、本当に今、町会が中心になっていろんなことに取り組んでいただいていると思うんですけれども、ぜひ若い人たちもそういう話合いの中に入れ

ていただいて、町会の役割が果たせるように、今後も続けていっていただけたらいいかなというふうに思っています。

都市下水路の問題はすぐに解決できない問題かと思うんですけども、都市化になっていった場合に、川が見える状態でずっとそれでいいのかという、安全面だけではなくて、景観も含めて今の状態でいいのかということも問題になるかと思いますので、引き続き、中長期の見通しを持って計画していただけるとありがたいと思います。これは要望にとどめます。

以上、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（渡邊雅人議員） 紺野伊久子議員の2問目に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 紺野議員の再度の質問にお答えいたします。

2点ほどの質問であったかと思います。

初めに、戸ヶ崎ふれあいひろばにアクセスしやすいように案内板等を設置することに関してであったかと思います。

現在、市ホームページに掲載しています施設の紹介ページがございますが、例えば、そちらの掲示のほうに、周辺のバス停などからのルートを示した分かりやすい地図を表示するなど、簡単にアクセスできるような対応を考えてまいりたいと思います。

次に、両施設の広場に、先ほど言っていた背もたれつきのベンチを設置することに関しましてですけども、今後、広場の有効な活用方法や運用ルールについても含めて、ベンチなどの附帯設備の必要性もありますので、適切な利用について地域のかたのご意向を十分踏まえながら、まずは課題を整理してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で紺野伊久子議員の質問を終わります。

◇ 柴 田 吾 一 議 員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第14、14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質

問をさせていただきます。

1、樹木問題の1、樹木について、ア、敷地外等にはみ出している大木の取扱いについて。

樹木・大木についての問題は、令和3年3月定例会における一般質問において、私も取り上げさせていただいたところがございます。また、それ以降も多くの議員さんから何回も取り上げられていると承知しております。

今回、この件を取り上げるきっかけは、2件の相談からであります。

1件目は、幅員5メートルほどのセンターラインのない市道、こちらに面した空き地から、地上1.5メートルぐらいの高さからはみ出している枝、こちらが交通の邪魔になる。また、葉っぱがつくと視認性もすごく悪い。そういったことで市で切ってもらえないかという相談。

もう1件は、乗合バスも通り、大型車も頻繁に行き交う交通量の比較的多い市道に面する民家に生えている大きな桜の木、こちらから大ぶりの枝が数本大きくはみ出して、道路に沿って設置されている電線に絡みついている。これ見にいったんですけれども、本当すごいんですね。

この電線に悪影響を与えないか。また、背の高いトラックなども通り、それがぶつかって、衝撃で枝が折れて電線が切れてしまわないか。または、その衝撃で木そのものが倒れてしまわないかととても心配しているんだけど、市で切ってもらえないか、そういうご相談がありました。

現在の電柱の間には、電気だけではなく、インターネット回線だったり、ケーブルテレビだったり、昔と比べて様々な大変重要な線が渡されております。万一、ここが切断されたとなると、その被害はこれまでの想定をはるかに超えるものになりかねないのではないかと私も危惧しております。

そこで、インフラへの悪影響が懸念されるケースにおいては、枝落としや伐採に係る費用、これの助成であったり、または市のほうで代わりに伐採をやってあげるなど、運用の変更と、例えば、危険なブロックに対しての補助であったり、そういうような考え方の下にと、様々な考え方で、樹木の対応についてかじを切る時期に来ているのではないかと考えます。この件につきまして、建設部長にお尋ねしたいと思います。

続きまして、2、雑草問題、1、雑草について。

最近、テレビやネットニュースでちょこちょこ取り上げられるようになりました2種類の花について取り上げさせていただきます。

ア、ナガミヒナゲシについて。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

国立研究開発法人国立環境研究所のホームページの中にある侵入生物データベース、物々しいデータベースですが、こちらによりますと、ナガミヒナゲシは地中海沿岸原産のケシ科の植物で、4月から6月にポピーに似たオレンジ色のかわいい花を咲かせるものであります。目にされたかたもたくさんいらっしゃるのではないかなと思います。これをテレビや新聞やネットニュースでは、危険なものというふうに取り上げている状況がございます。

それで、私いろいろ調べたんですが、令和6年度に環境省で開かれました「生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会」というののワーキンググループがございました。そちらの議事録を読んだところ、ナガミヒナゲシをリストに入れることに慎重な意見、これが幾つも出されておまして、専門家の人ですよ。

その結果、国の駆除対象となる特定外来生物には、今現在も指定されていません。私の検索能力が足りないのかもしれないんですが、ずっと調べているんですけども、確実な人体への毒性についての学術的証拠にはどうしてもたどり着けておりません。

しかしながら、これほどまでに、ネットやテレビなどで取り上げられ、全国各地の都道府県や市町村のホームページでは、一斉にこのナガミヒナゲシの件、取扱いに注意するよう促す記事がたくさん掲載されております。もうスマートフォンに「ナガミヒナゲシ」と、バーンと出てきますね。見た目が愛らしい花ということもあり、また道端、空き地、学校の敷地の端っこでも確認しました。

この春、ほぼ市内全域で見かけるようになっております。そのことから、万が一、こどもやお年寄りが手折って、出てきた白い汁でかぶれたりすること、そういった被害に遭うことのないように、本市におかれましても注意喚起するべきではないかと考えます。

また、このナガミヒナゲシは花が落ちるこの時期に大量の種子をまき散らすことや、一種の化学物質を出すと言われているため、農作物や在来植物への影響も懸念されており、これも証拠は確実なものはないんですが、そういうふうと言われており、適切な駆除についての周知も必要なのではないかと考えます。

続きまして、イ、オオキンケイギクについて。

こちらは今、特に大場川沿い、気がついたかたもたくさんいらっしゃるかと思います。黄色くてきれいな花がうわっと咲いております。あれ、すごいきれいな花いっぱい咲いて、いつ植えたのかなと思って、たしか去年はなかったと思うんですけども、このオオキンケイギクは、環境省より、その強力な繁殖力により、ほかの植物を排除してしまう点から、特定外来生物に指定されております。本市のホームページにもしっかりと掲載されております。

本市では、私、いろいろな仕事上、三郷市内をぐるぐる回ったりもするんですが、全ての場所に生えている状況には見えないんですね。

しかし、この花はその大きな特徴である非常に強力な繁殖力を有していることから、市内全域に一気に広がり切ってしまう前に、何らかの手だてを講じるべきではないかと考えております。

以上、この2つのかわいい花に対する対応、周知等につきまして、市民生活部長並びに建設部長へそれぞれお尋ねいたします。

続きまして、学校教育問題、1、市内小中学校の教職員について。

昨年の秋頃、本市の小学校で会計年度任用職員として勤められてるかたとお話をする機会がございました。数年前に給食事務の担当ということで従事しておったということなんですが、その学校、先生も足りない、事務職員も足りないということで、担当外の業務もお手伝いすることになったそうです。そして、よくある話ですが、管理職のかたは任期が、その場所にいる時間が短いので、2年とか3年で異動されます。

その際に、異動の期間が短いですから忙しいんですよ。異動のための期間が。なので、そのかたに対しての引継ぎが行われなかったということで、元々いた管理職がいなくなった後でも、担当外の業務をそのままやらなければいけない状況になりました。

それがずっと続いている中で、もちろんその間、またその次の人もいなくなったりということもあるんですが、そのかたはずっといる。5年間継続ができるということで、そのため身体的、精神的な疲労が重なって、家族より一旦辞めるように言われるほどになってしまったと。

ただ、そのかたは我が子がお世話になった学校なので、力にもなりたい、仕事にやりがいも感じているということで、どうしたもんですかねと悩み相談というか、どうしてくれという話ではないんですが、そういう話を聞きました。

それから次、先生の数についてなんですが、本年の初頭にある学校の関係者のかたから相談を受けました。そのかたが保護者のかたから聞いた話では、慢性的に先生が不足していて、教務主任の先生や教頭先生、時には校長先生が授業などを代わりに行っていると。自習の時間もほかの学校に比べて多いのではないかと。自分のこどもが通っている学校について心配されているというお話でした。

これほとんど同じ話、平成29年頃、私の1期目の頃にある小学校のPTA会長さんからも聞かされた話でありまして、その年の12月定例会で一般質問で取り上げたことがございます。

当時の学校教育部長さんよりいただいた答弁を読ませていただきます。

「小規模校においては、標準規模校と比較して教員数が少ないという課題がございます。小規模校にあつては、教員間の密な連携が求められ、出張等がある場合にはあらかじめ授業変更をしたり、担当外の教員が代わって授業を実施したりするなどの対応をし、教員が一丸となって教育活動を展開してございます」というご答弁をちょうだいしました。

これが平成29年ですから、8年とか9年前ぐらいですか。途中経過は私分らないんですけども、その間、先生方の数は十分足りていたのか、それともここに来て急速に減ってしまったのか、どちらなのでしょう。

先般発表されました第5次三郷市総合計画後期基本計画の中のまちづくり方針2の中で、施策の2の2の1、「質の高い教育及び環境の充実」とございます。皆さん、お持ちだと思われていますが、こちらです。これは案ですけども、使いやすいのでこっちを使っています。

こちら、現状と課題が示されておりまして、施策実現のための取組が掲げられております。それぞれとてもよい取組だなと思うんです。しかしながら、教員の数や一般事務員の数について言及されているところがないように見て取れます。

その2の2の1のページに書いてある中で関連する個別計画というところに、三郷市立小中学校教育環境整備計画がリストアップされております。こちらは令和2年3月に改訂されたものですが、本市の人口ビジョン、そして児童・生徒数の相関など、非常にきめ細やかに小学校の適正規模・適正配置について詳述されているものでございます。しかしながら、ここにも先生方や学校事務の皆さんの数の確保について言及はございません。

高い志を持ち、素晴らしい目標を掲げ、それを成し遂げるための数々の取組も、そこにいるはずの、担うべきはずの先生方や学校事務職員の皆様が、適正な配置により不足することなく、学校に、教育の現場にいらっしゃるところからこの話始めないとうまくいかないのではないかなと考えます。

そして、先ほど読み上げました当時の学校教育部長さんからの答弁にもございました、教員が一丸となってという部分も、ただでさえ少ない先生方に欠員が生じてしまったら、これは過重労働に陥ってしまうと考えられます。動き出してしまった総合計画を止めることは多分不可能だと思います。

ですから、この欠員の問題、この件に対して、学校教育部として、現在どのような対処をし、改善策を講じられていらっしゃるのか。そして、それはどのような効果をもたらしているのか、課題はどこにあると考えて捉えていらっしゃるのか、大変気になるところでござい

ます。

そこで、アとして、現状の教職員の充足率について学校教育部長にお尋ねいたします。

イ、市における独自の採用について。

近年、教員採用試験の採用倍率が非常に低下している、また合格者の辞退についての報道が目につくようになりました。

文部科学省の公表した令和7年度の数字によりますと、高校の先生は3.8倍、中学校は3.6倍、そして小学校は2.0倍であるということであります。

高知県の記事を見つけたのでちょっと読みます。時間の関係上、さっと触るだけにします。高知県では合格者の6割が辞退。多いときには7割が辞退というお話が書かれております。

また、多くの関係者の皆様も耳にされていることだと思いますが、翌年度の先生の配置を考える、そういう時期になりますと、定年退職された先生、そして、この次の春に退職予定の先生、また講師としての経験がある先生方などへ、来年度お願いできませんかと名簿を片手に打診をされているというお話を毎年伺う、そういう話を聞かされております。

こうした取組で戻ってきた先生もたくさんいらっしゃり、配置の名簿を3月31日とか、また次の年の学校だよりとか見ると、あ、この先生こちらなんだというのを、ちょっと懐かしく思ったりしますが、ご案内のとおり、学校の設置者は市町村、しかし、先生の採用は都道府県や、または一部の政令指定都市になっており、一括採用配置ということが大原則でございます。

しかしながら、平成18年に法律の改正がございまして、市区町村が独自に教員を採用することが可能になっております。

この件は、いわゆる臨時採用の先生だけではなく、都道府県等の採用と同様、任期のない正規職員としての採用も可能であるというものであります。実施されている自治体は、お金の関係がメインだと思うんですが、それほど多くはなく、むしろとても少ないというのが正しいかもしれませんが、神奈川県鎌倉市、それから東京都は品川区や杉並区などで、正規職員を自治体独自の予算で採用しております。

鎌倉市は、この令和8年、市費による正規教員の採用を開始、定員10名に対し、全国より120名を超える応募があったそうです。また、各区の区費負担教員数の推移というページがございました。こちらを見ますと、2023年度末で、杉並区53名、品川区17名などとなっております。これが区の予算の先生。

これは非常に全国的にも稀有な例ではあるんですが、先ほども触れました第5次総合計画、こちらの目指す姿、「質の高い教育及び環境の充実」を達成するためにも、ぜひ先生や職員不足、こちらの解消のために三郷市独自の正規職員の募集、そして今もって取り組んでいらっしゃると思います臨時的任用教員、スクール・サポート・スタッフ、特別支援学級の介助職員、通常学級の支援員、時間講師の採用などをもっともっと積極的に取り組んでいただき、そして集めているんだよということを、もっと大々的にアピールをしていただいて取り組んでいただければなと考えます。

少し話がそれますが、それている時間はないんですが、芦屋市でこの春から教頭先生サポーターという取組が始まったそうです。午前中だけ教頭先生の仕事を助けてと、教頭先生もう1人欲しいんだというお話でございました。

そもそもの仕事、教頭先生ですかねということも、私、思う部分もあるんですが、人手はあったに越したことはないのかなと思います。

そういったことも踏まえまして、イ、本市における独自の採用についてのお考えを、学校教育部長にお尋ねいたします。

続きまして、ウ、本市に来てもらう、居続けてもらうための施策について。

この項では、せっかく採用されたかたがいなくなってしまう件について取り上げたいと思います。

まず、新任の正規の先生、要するに、順調にいったら22歳で先生になって三郷市に来ましたよと。これ最初3年とか5年はいなくてはいけなくて、次、そこまで来たら異動できると。その際に三郷市から出ていくことになるんですね。これは何か決まりで、ずっと三郷市にいられない。一旦出ていくのはしょうがないんです。だけど、その後戻ってきてくれない。絶対戻りたくないという声。

それから2つ目、本市に来たがる先生が少ない。中学校とか部活の顧問の関係で、この部の先生とこの部の先生を入れ替えたいという思惑があるんです。そういうことが多いと聞かされております。白羽の矢を立てて、何々市の何々部の先生来てくださいみたいな、そんな話もあるんだけど、白羽の矢を立てても断られてしまう。それから、三郷市の特徴として、行事がすごく多くて、土・日も全然休めないんだよという話がまことしやかにささやかれていると。これは本当かどうかは私は分かりませんが、そういうに言ってる声をたくさん聞きます。

この原因は三郷市ではなく、もうちょっと上のほうにあるのではないかなと思うんですが、

令和7年9月、こういったいろいろな声が反映されたのかなと。「三郷市学校における働き方改革基本方針」というこれが配られていると思います。

そして、令和8年4月、先日記られました令和8年度三郷市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画、こちらでございます。精読させていただきました。

今まで言及してない、言及しないとばかり言って大変失礼だったんですが、こちら6ページには、効果があると実感しているんだと。教員、職員さんたちが思っている部分の中に、教育業務支援の配置、そして今後取り組むべきものにも、人員の増員という言葉がしっかりと載っております。

これを読んでいく中で、私すばらしいなと思ったのが、12ページの「教科担任制を拡充について、県の方針に基づきながら教員を適切に配置します」と書かれております。これ目標達成に向けた具体的取組の中の1項目でございます。教科担任制、すばらしいなと思います。

都の小学校ではもう大分前から始まっておりまして、10年前ぐらいは、私、いろいろなPTA関連もやっていた関係で、当時たくさん開かれていた飲み会の中でいろいろな先生からこの話も聞かされ、そういうのがあればいいのにねと伺っていたものが、今ここで明文化された、すばらしいことだなと思います。

また、行事につきまして、古い話ばかりで恐縮ですけれども、昔は本当たくさんあったんです。しかし、この話を取り上げるに当たりまして、2、3のすぐに話が取れるようなかたにちょっと聞いてみたところ、大分減ったよと。あれもなくなった、これもなくなった、それもなくなった、そういうことでかなり数を減らしていると伺いました。

だから、物すごく昔に比べてそういうところに問題意識を持って教育委員会として努力されてきた部分なんだなと。そして、進もうとしているビジョンなんだと感じます。このことをもっと広くPRしていただいて、昔のうわさされている三郷市の教育行政ではないんだというところをアピールしていただきたいなと思います。

それから、もう1点、お金の話です。

先日、耳にされているかたもたくさんいらっしゃると思いますが、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）という学校の先生のお給料の話ですね、残業手当がない代わりに、月額4%つけるからよろしくねと、働かせ放題させてくださいという法律でございましたが、これは昭和46年なんですけれども、ついに10%に上げるよという法律が確定して施行されます。

でも、これサブスクリプションというか、働かせ放題は変わらないと。しかも、これは段

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

階を踏んでですけれども、全国一斉に変わりますから、三郷市独自で、例えば保育とか介護の世界では、各市町でアップして引っ張り合いが始まっておりますけれども、学校の教職員の皆さんに対しても、そういった措置を考え、手当てをする、そして来てもらう、い続けてもらう、そういったことも大切なのではないのでしょうか。

その辺りを踏まえまして、そして本市へ来てもらう、い続けてもらうための施策について学校教育部長にお尋ねいたします。

4、財政問題、1、学校教職員の人件費確保策について、ア、無利子又は低金利の使途限定市債発行について。

10年ほど前、市議会議員になったときに何とかならないかなと思って探していたら、倉敷市の教育債にたどり着きました。倉敷市は教育債ということで発行しております。無利子ではないんですけれども。

私、何でそういう教育債かなと思った一番の原因は、「よりよい教育環境を整えるにはお金が必要」「教育への投資というのは最もリターンが多いんだ」という説がございます。それから、尊敬しております田中角栄先生の言葉に、「もっと先生の給料を上げなきゃいかん。高くしなきゃいかん」という言葉がございます。そして、皆様もご承知のとおり、「国家百年の計は教育にあり」、この4つのことから、どうやったら教育に使えるお金をつくれるのかと調べて、たどり着いたのが教育債でございました。

今、倉敷市の教育債は、「倉敷よい子いっぱい債」というかわいらしい名前で、大変好評らしいでございます。これ施設に対するお金なんですけれども、今回、改めて取り上げるということで、もう一度私が当時から思っているコンセプトをお話ししますと、これ無利子にした理由、利払いが大変だからと思いました。そして教育に限定。

低金利の今、銀行に預けるんだったら、無利子でも、その代わりに三郷市のこどもたちのたくさんの笑顔が見られますよというのを利息にするという、お花畑の頭で考えたお話でございますが、そういった形でお金を集めたいと考えたわけです。

もちろん、それから勉強させていただきまして、市債の発行には非常に険しいハードルがたくさんあると思いますが、ア、無利子又は低金利の使途限定市債発行についてのお考えを、ぜひ財務部長からご教示いただければと思います。

続きまして、ラスト、イ、学校教職員雇用のための寄附受付枠とPRについて。

市債は、最終的にはお返しするお金です。今度は寄附についての提案です。

最近、やけに某巨大国際機関だったり、有名なNPOから「遺産を寄附してください」と

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

いうCMが流れているのはご存じですか。私、こういうことに興味があるから、私のところばかり来るのかもしれませんが、何か高齢化社会、そして高齢化の先にはもちろんお亡くなりになるということで、相続税で持っていかれるなら寄附してよ的な流れで、お金をそこからもらおうという動きが目につくんですね。

目についてしまったら、それは当然、そこに払うんだったら三郷市にくださいよ、あなたのこどもや孫のために三郷市に寄附してください、生前贈与してください、そういった篤志家のかたに訴えかけるような仕組みとPR方法、ぜひそっちに行かれる前に早急に立ち上げて、三郷市にお金を落としていただき、そのお金をもって教育に充てていただきたい。

例えば、鎌倉市ではもう既にスクールコラボファンドというのがあります。また、明石市では、社会福祉協議会が善意銀行という銀行をつくって、そういった寄附を受けているそうです。三郷市も負けずに頑張らなければいけない。企業様の賛同も得られるような資金調達ソースの多様化を図られて、三郷市の宝物であるこどもたちのため、それを教え導く先生、職員さん、そして学校のためにご検討いただければと思います。

そういったことから、この寄附受付枠とPRについて財務部長にお尋ねし、1問目を終わらせていただきます。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時18分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

柴田吾一議員の質問に対する答弁を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 1、樹木問題、1、樹木について、ア、敷地外等にはみ出している大木の取扱いについてお答えいたします。

樹木は、良好な景観を形成する貴重な緑でございますが、近年は、民地内の樹木が道路や隣接地に越境する事例が散見されております。

民地内の樹木は、その所有者の財産であるため、道路上に枝葉がはみ出している場合でも、

法において、市が勝手に切除することができないものとされております。

そのため、民地の枝葉などが道路に越境し、道路の通行上、危険な場合には、職員がその都度所有者に対して戸別訪問を行い、越境部分の切除をお願いしているところでございます。

しかしながら、近年は空き家や不明土地などの社会的背景から民法が改正され、所有者に切除を求めても応じない場合や、所有者の所在が不明な場合などには、越境された側で枝葉などを切除することが可能となり、切除に要した費用も請求できることとされております。

また、近年、電柱には、議員からもお話がございましたが、光ケーブルやケーブルテレビなど、ケーブル類が多層化しているため、越境した樹木の枝葉が電柱や電線などに接触することで、事故の発生が懸念されております。

そのため、今後、民地内の枝葉が道路上の電線などにかかり、通信障がい懸念されるなど、緊急性が高い場合には、道路管理者と電線などの管理者が協力し、必要に応じて緊急的な措置を行うことも想定されるところでございます。

今後も引き続き、安全で快適に通行できる道路環境を確保するため、民地内の樹木の適正管理が図られるよう努めるとともに、樹木管理の支援の在り方について、他自治体の先進事例を調査してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 2、雑草問題、1、雑草について、ア、ナガミヒナゲシについてと、イ、オオキンケイギクについての市民生活部担当分につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

雑草駆除の対応につきましては、市民のかたからの連絡や現場調査などを実施し、当該雑草の自生地土地所有者に駆除などを依頼しているところでございます。

その雑草が外来種、人体に影響が及ぶ種、絶滅危惧種など、どのような種類のものなのか知っていただくための周知につきましては、本市では、特に特定外来生物を中心に周知しており、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクは、本市のホームページにて掲載しております。

しかしながら、人体に影響を及ぼすおそれがあるナガミヒナゲシにつきましては、現状ではホームページに掲載しておりませんが、周知の必要性を感じておりますので、近隣自治体を参考に、議員ご指摘の注意喚起につきましては、ホームページへの掲載を検討しております。

す。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 2、雑草問題、1、雑草について、ア、ナガミヒナゲシについてと、イ、オオキンケイギクについてのうち、建設部担当分につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

市内にある道路や水路は、市民生活に密接した公共施設であるため、生活環境の改善や安全な通行の確保などから、毎年、市民の皆様から数多く草刈りのご要望をいただいております。

議員からもお話がございましたとおり、外来植物であるナガミヒナゲシやオオキンケイギクは、強力な繁殖力を持つため、日本の在来種の生態系に影響を及ぼし、また、肌に触れると、炎症のおそれがある有害物質を含む植物もございますので、市民への注意喚起や適切な対応が求められていることは認識しているところでございます。

しかしながら、道路や水路の管理延長は約800キロメートルに及ぶことや、雑草の繁茂で、交差点の見通しが悪くなっている場所など、安全確保を優先する必要性もあることから、植物の特性に合わせた草刈りなどの実施は、現状では難しい状況となっております。

しかしながら、在来植物を外来植物から守り、生態系に影響を生じさせないように配慮することは必要であると考えておりますので、今後も道路の安全確保や地域の皆様のご要望などを踏まえながら、関係部署と連携し、適切に対応できるよう努めてまいりたいと存じます。

また、大場川の護岸や県道三郷松伏線の歩道脇に生息しておりますオオキンケイギクの草刈りなどにつきましては、管理者である越谷県土整備事務所に対しまして、要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） 3、学校教育問題の1、市内小中学校の教員、職員について、順次お答えいたします。

初めに、ア、現状の充足率についてでございますが、令和8年4月1日現在では、充足率100%、6月1日現在では99%でございます。引き続き、産休、病休などによる欠員につい

ては、速やかに代員を任用できるよう努めてまいります。

次に、イ、市における独自の採用についてでございますが、本市では、教員が本来の業務に一層専念できるよう、児童・生徒への指導補助を行う補助教員や、特別支援教育コーディネーター、県費教職員が発令されるまでの間、市費で採用する教員などを配置しております。

また、全校に配置しているスクール・サポート・スタッフの勤務時間を、昨年度の4時間程度から、本年度は6時間または7時間に増やすとともに、大規模校には複数配置いたしました。

最後に、ウ、本市に来てもらう、居続けてもらうための施策についてでございますが、本市では、教職員に「三郷で働きたい」、「三郷の学校で働けてよかった」と思える、働きやすい、働きがいのある環境を整えることが重要であると考えております。

近年では、教職員のワークライフバランスを配慮し、学校行事の精選を行ってまいりました。

また、教員の指導力向上を目的とした「若手教員研修」、オンラインにより専門性を高める「アクティブ研修会」、教員の自信と誇りを醸成する表彰制度である「きらめき教職員・チャレンジ教職員表彰」などを行っております。

なお、他市から本市に転入してきた教職員の多くは継続して本市に勤務しております。

今後も県教育委員会と連携しながら、教職員確保に努めるとともに、市独自の採用も行いつつ、教育環境の充実と教員や職員の働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 須賀加奈財務部長。

〔須賀加奈財務部長 登壇〕

○財務部長（須賀加奈） 4、財務問題の1、学校教職員人件費確保策について順次お答えいたします。

初めに、ア、無利子又は低金利の使途限定市債発行についてでございますが、市債を財源とすることができる経費につきましては、地方財政法等の法令で定められており、それ以外の経費については、市債以外の歳入を財源としなければならないものとされております。

市債を財源とすることができる主な経費といたしましては、学校や道路などの公共施設、庁舎などの公用施設の建設事業費などがございますが、学校教職員の人件費につきましては、市債の対象経費とされていないことから、現行の制度上、市債の活用は難しいものと認識しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、イ、学校教職員雇用のための寄附受付枠とPRについてでございますが、市に対してご寄附いただく方法として、一般寄附のほか、ふるさと納税、クラウドファンディング型ふるさと納税などがございます。

市では、これらの寄附の方法により、様々なかたから寄附金をいただき、事業の財源として活用させていただいております。

ご寄附いただく際の用途の指定でございますが、一般寄附の場合は、寄附者の意向を尊重、ふるさと納税については、ふるさとの緑と水辺再生事業などの4つの分野から選択、クラウドファンディング型ふるさと納税については、自治体が取り組む具体的な事業内容にご賛同いただくなど、寄附の手法により違いがございます。

また、寄附金については、原則として、単年度で完了する事業での活用を想定しており、特に、クラウドファンディング型ふるさと納税の場合は、寄附額が目標額に達しなかったとしても、事業は実施することが前提であることから、学校教職員の増員など、継続的な予算確保が必要な事業のために活用する場合には、毎年度必要な額を寄附で確保することができるとかなど、様々な課題がございます。

財政運営上、寄附は貴重な財源であることから、今後も引き続き他自治体の取組などを情報収集するとともに、より多くの方々にご賛同いただけるよう、スムーズな寄附の受付体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員。

○14番（柴田吾一議員） それぞれにご丁寧な答弁、誠にありがとうございました。大変勉強になりました。時間もないので、単純に申し上げてまいります。

樹木について、こちら緊急措置も考えられるということで、危ないところはぜひ切ってもらいたいと思います。

また、2つの花についての件ですが、それぞれ周知だったり、県土事務所へお願いいただけるということで、こちらもぜひお願いしたいと思います。

また、教育につきましてでございます。

まず、充足率100%ということで、大変安心いたしました。これを継続していただければ嬉しいかなと思います。

また、補助教員、県費までのつなぎの先生、スクール・サポート・スタッフ全般の勤務時間の延長ということで、大変様々な改正をされているということもよく伝わりましたので、

引き続き、こどもたちのために頑張っていただければありがたいなと思います。

また、先生方の資質向上というところにつきましても、大変努力されていることがうかがえまして、もっともっと勉強しないといけないなと思ったところでございます。当時の学校教育部長は檜垣先生だと記憶しております。その当時のことを思い出して、そちらの椅子からこちらになったということで、大変嬉しく思っております。余談です、すみません。

それから、財務問題につきまして、まだまだ勉強不足のところ、丁寧な解説をいただきましてありがとうございます。

直接的人件費はNGということで、前回か前々回の一般質問で、企画政策部のほうへ提言させていただきました。総務省のDXなどに何でも使える補助金などを上手に解釈をして、そのお金をこれに充てて、余ったお金をそちらに使うとか、そういったいろいろな工夫も様々な部署と連携をしていただき、国や県などから財源を引っ張ってこれるように、私もいろいろ調べていきたいと思っています。

ぜひそこを上手なお金の使い方をしていただいて、厳しい財政状況ですけれども、それで縮こまることなく、三郷市のために共に頑張っていけたらなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回、大変勉強させていただきました。

以上で2問目を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で柴田吾一議員の質問を終わります。

◇ 工 藤 智 加 子 議 員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第15、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） 通告順に従いまして、質問事項5項目にわたり一般質問を行います。

小規模工事請負指名希望者登録制度について2点伺います。以下、小規模事業登録制度といたします。

小規模事業登録制度は、自治体などが発注する小規模工事などの受注機会を、市内の小規模事業者へ提供し、市内事業者の育成と地域経済の活性化を図ることを目的にしたものですが、本市の登録者数の推移と制度の活用についてどうなっているのか伺います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

また、工事を請け負うときに必要な書類の提出については、設計、見積り、契約書などの手続が必要になると考えますが、特に少人数で運営している事業者からは、書類などの手続が負担となっていると聞き及んでいます。書類等手続などの簡素化について、市の考えをお示しください。

次に、2、在宅医療問題です。

若年がん患者の在宅療養支援事業の創設をについて伺います。

この事業は、介護保険制度の対象外となる40歳未満のがん患者が、住み慣れた自宅で安心して療養できるように、訪問介護や福祉用具レンタルなどの利用費用の一部を自治体が助成する制度です。

埼玉県は、15歳から39歳までのいわゆるAYA世代の終末期がん患者に対する医療体制の整備に取り組んでいますが、支援事業については、市町村頼みとなっています。市町村は、自治体財政が厳しい中でもこの事業に取り組んでいまして、文字どおり、住み慣れた在宅で自分らしく安心して過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成しています。本市でも事業を実施するべきではないでしょうか。市の見解を伺います。

3、高齢者問題、移動を支援する75歳以上の運賃補助の導入をについて伺います。

健康で自立した生活ができていることをもって健康寿命と言われております。埼玉県では65歳に達したかたが、介護保険制度の要介護度2以上になるまでの期間を健康寿命として算出しています。

三郷市は2024年、令和4年の性別健康寿命は、男性が17.53年、女性は20.55年で、県内平均より下回っています。

本市の介護予防事業は、様々な取組が行われてきました。長寿いきがい課の発行する健康カレンダーにあるように、積極的に外出し、社会参加を促すことを推奨し、閉じこもりなどによるフレイル予防や、人との対話などによる認知症の予防など、どれも重要な取組だと考えますが、年金暮らしの高齢者は、この間の物価高や光熱費、社会保険料の値上げなどで厳しい暮らしを強いられています。

最低限必要な食事の量や回数を減らさなければならない現状では、外出等でも必要な経費は後回しになってもおかしくないでしょう。個人の努力に任せ切りにせず、これまでの介護予防事業の在り方を総括し、新たな施策に向けた検討を始めなければならないのではないかと考えます。

越谷市では、高齢者の外出を促し、経済的な負担を軽減するために、バス、タクシー料金

に補助金を出して支援しています。バスは1回100円、タクシーは500円で利用できます。本市でも健康寿命を引き延ばし、積極的に社会参加を促す取組を検討するべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

4、交通安全対策、視覚障がい者が安心して横断できる整備をについて2点伺います。

2024年度の日本の交通事故による死者のうち、歩行中が36.2%、自転車乗車中が12.3%で、欧米の先進国と比べて突出して多いと言われております。

また、埼玉県警察のホームページによれば、2025年の横断歩道の横断中の歩行者事故は大きく増加し、車両と歩行者の死亡事故の約半数は横断歩道の横断中に発生しているとしています。

視覚障がい者の安全確保のためにも、音響式信号機や横断歩道上に点字ブロックを設置するエスコートゾーンの整備が求められていると考えます。

本市の第11次三郷市交通安全計画は、第4章の道路交通の安全において、高齢者・障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備として、バリアフリー対応型信号機や道路標識の高輝度化を要請するとしています。

そこで、この間の取組について、アとして、音響式信号機などの設置個所と推移がどうなったかお答えください。また、音響式信号機などの設置について、当事者や関係者からの要望に対する市の対応についてもお答えください。

5 項目めの環境問題、アーバンフォレストの推進をについて伺います。

アーバンフォレストとは、日本ではあまり聞き慣れませんが、直訳すれば、都市森林となります。世界の都市政策の中では、近年よく耳にする言葉だと言われています。都市公園法の都市林という限定的な場所を示すものではなく、都市及び都市近郊にある全ての樹林を包括して、アーバンフォレストと呼ばれています。

近年の地球温暖化による影響は、暑さ指数の名称を「酷暑日」とも追加されるなど、厳しさを増しています。夏の日差しは、肌が焼けるようにじりじりと照りつけ、木陰との温度差も大きくなり、もはや日傘なしでは外出できなくなっています。

欧米では街路樹もアーバンフォレストの要と位置づけられており、数を増やすとともに、樹冠被覆率を高めることが意識されています。

樹冠被覆率とは、木の葉の陰になっている部分の割合を示したもので、樹冠の大きい樹木ほど、炭素蓄積固定、大気汚染物質の除去、冷暖房使用量の削減、野生生物の多様性などの効果が高いと言われています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

地球温暖化の気候変動による都市環境の変化に対応し、災害リスクの軽減などの課題を緑や森で解決していこうという取組が、アーバンフォレスト戦略として推奨されています。

三郷市緑の基本計画では、緑の将来像「みどりと“友”に健やかに成長するガーデンシティみさと」を目指して、緑を「整える」「使う」、緑に対する意識を「育てる」という3つの基本方向を示して取り組んでいます。

そこで伺います。

1、公共施設における緑化対策の取組と現状、2、民間企業などの緑化対策の取組と現状についてそれぞれご説明ください。

また、計画では緑地率を目標値としていますが、緑地率は、ご承知のとおり、都市公園、緑道、学校グラウンドや生産緑地などの合計が、全市域に占める割合になっております。したがって、街路樹などによる樹冠被覆率とは全く別な指標となっています。

府中市は樹冠被覆率を調査し、樹木の整備に取り組んでいます。本市においても、計画に位置づけ、新たな取組に調整していただきたいと考えますが、市の見解をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員の質問に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

1、小規模工事請負指名希望者登録制度、1、小規模工事請負指名希望者登録制度の登録者数の推移と制度の活用状況はでございますが、本制度は、市が発注する修繕工事のうち、金額が50万円以下で、内容が軽易な契約を希望する、市内に住所や本店等がある建設事業者をあらかじめ登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることで、市内の建設事業者の受注機会を拡大することを目的としております。

ご質問の登録者数と契約件数、受注額の推移につきまして、令和4年度分からそれぞれ順に申し上げます。令和4年度、51社、316件、3,372万円、令和5年度、48社、338件、3,611万円、令和6年度、55社、294件、3,401万円、令和7年度は、現在集計中のため上半期の状況となりますが、56社、165件、2,072万円となっております。

次に、2、工事請負にかかる書類等の簡素化についてでございますが、本制度により契約した場合においては、契約書の作成を省略し、請書での契約を可能としております。

また、通常の工事請負契約の場合には、契約約款に定められた複数の書類の提出が必要と

なりますが、本制度の場合には適用を除外し、修繕完了通知書のみを提出していただくことなど、手続の簡素化と合理化を図っているところでございます。

一方で、市に登録する際に提出していただく申請書や発注課へ提出していただく見積書につきましては、紙での提出をお願いしておりますが、市と事業者双方にとって効率化を図るために、その提出方法について電子化の検討など、今後、他自治体の事例も参考にしながら調査・研究してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 2、在宅医療問題の1、若年がん患者の在宅療養支援事業の創設をについてお答えいたします。

若年がん患者のうち、特に小児慢性特定疾病医療費助成制度や介護保険制度のはざまとなるAYA世代がん患者への在宅支援事業については、患者ご本人やご家族にとって重要な事業であると認識しております。

しかしながら、この事業は、小児慢性特定疾病医療費助成制度や介護保険制度、また、難病や障がい者に対する制度など、国民に対する医療や介護の支援制度と類似しており、自治体ごとの独自の基準で実施するのではなく、国が一定の基準の中で統一的に実施することが望ましい制度であると考えております。

本市といたしましては、国や県に対し、支援制度の創設を要望していくとともに、引き続き、県内の実施状況等の現状把握に努めてまいります。

続きまして、3、高齢者問題の1、移動を支援する75歳以上の運賃補助の導入をについてでございますが、本市では、高齢化の進展に伴い、買物や通院、地域活動への参加など、日常生活における安心・安全な移動手段の確保は重要な課題であると認識しております。

また、外出機会や人との交流を維持することは、閉じこもりの防止や介護予防につながり、健康寿命の延伸にも重要であると考えております。

こうした中、議員ご提案の75歳以上の高齢者を対象とした一律の運賃補助制度につきましては、高齢者の外出促進を目的とした一つの有効な選択肢であると捉えております。

しかしながら、導入に当たりましては、公共交通機関の利用環境、それぞれの地域特性に加え、既存の福祉施策や交通施策との整理など、財政面も含め様々な課題があるものと認識しております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

高齢者の移動支援につきましては、地域社会全体で支える視点も不可欠であることから、バスやタクシーの運賃助成をはじめ、地域の支え合い活動やボランティア、交通事業者といった多様な主体による支援の可能性も含め、地域の実情に応じた取組を総合的に検討していく必要があると考えております。

今後につきましても、本市に適した高齢者の生活支援や社会参加の促進につながる移動支援の在り方につきまして、地域の実情や地域包括ケアの視点をしっかりと踏まえながら、先進地の事例なども参考に、引き続き調査・研究してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 4、交通安全対策、1、視覚障がい者が安心して横断できる整備をについて、順次お答えいたします。

初めに、ア、音響式信号機などの設置個所と推移はについてでございますが、信号機の設置については、吉川警察署に確認したところ、青信号点灯中にピヨピヨなどの音が出る視覚障がい者用付加装置は、三郷駅周辺や新三郷駅周辺などに5基、青信号点灯時に「信号が青になりました」と音声で知らせる音響式歩行者誘導付加装置は、高州二丁目と三郷二丁目に各1基、合計7基が市内に現在設置されており、令和3年以降の新たな設置はないとのことでした。

また、エスコートゾーンの設置につきましては、市内にはないとのことでした。

次に、イ、当事者からの要望への対応はについてでございますが、音響式信号機の設置について相談があった場合には、場所や目的地までの移動経路などをヒアリングした上で、関係部署と情報を共有し、連携して吉川警察署へ要望しているところでございます。

また、横断歩道へのエスコートゾーンの設置につきましても、吉川警察署に要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 5、環境問題の1、アーバンフォレストの推進をにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、公共施設における緑化対策の取組と現状でございますが、緑が有する多面的

な機能の活用によるグリーンインフラと呼ばれる社会基盤の推進に際し、公共施設には、質・量共にモデルとなるような緑化に取り組み、脱炭素社会の構築や良好な景観形成などをリードしていく役割が求められます。

緑の基本計画では、公共施設を緑の町並みづくりの核に位置づけをし、三郷市みどりの条例に基づく緑化指導基準の積極的な運用の下、質の高い緑の創出に取り組んでおります。

基本計画の関連施策として、関係部が実施いたします「みさと緑のカーテン事業」は、地球温暖化対策など環境面の効果を併せ持つ取組として定着しており、令和8年度は、市内の公共施設33か所へのゴーヤの苗の提供により、緑に親しむ機会を通じたヒートアイランド現象の緩和が期待されるところでございます。

また、公共施設が景観形成を主導する役割を担い、地域への景観連鎖を図るべく策定をいたしました公共施設景観ガイドラインにおきましても、周辺環境を考慮した樹種の選定のほか、地域特性や周辺との調和に配慮するなど、多様な緑の融合に努めているところでございます。

直近では、みんなの防災プラザみさとの計画段階におきまして、施設の印象と街並みの緑の景観を高めることについて提言をし、植栽計画における高木の樹種をハナミズキに変更することで、季節の潤いを感じられる緑化へと計画変更がなされた事例がございます。

次に、イ、民間企業などの緑化対策の取組と現状でございますが、三郷市みどりの条例や埼玉県ふるさとの緑を守り育てる条例などにに基づき、500平方メートル以上の開発行為などに対し、開発面積ごとに定められた基準を満たすよう緑化計画書の提出を求め、緑豊かな潤いと安らぎのある良好な生活環境の確保に向け、植栽地の整備などによる緑化推進を図っており、令和7年度には23件、合計1万462平方メートルの緑化がなされたところでございます。

最後に、ウ、計画的に推進することについての市の見解はでございますが、緑の基本計画では、基本方針の1つに「水と緑の骨格・基盤の強化」を掲げ、環境保全・防災・景観・生物多様性など、水と緑の機能の在り方が十分に発揮できるよう、保全や整備、維持管理に取り組んでいるところでございます。

地球温暖化対策に通じる指標としてご質問にもございました緑地率を指標とし、令和元年度の20.1%から、令和12年度には21%への上昇を目標に据え、三郷の環境を支える基盤となる水と緑が大切に守られる状態を目指すこととしております。

ご質問のアーバンフォレストという概念や高木がもたらす日陰などを評価する樹冠被覆率

につきましては、細部におきまして、市の指標とする緑地率との差異が確認されるところではございますが、まずは、現在運用しております緑の基本計画に位置づけをいたしました施策の展開によりまして、緑化の推進と緑の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、順次、質問と要望をさせていただきます。

まず、小規模事業者登録制度の件につきましては、自治体が発注する少額の工事が地元の事業者を優先的に発注の対象とする制度ですので、地域内の経済循環を促す上で大変重要だと考えております。

今、お話があったように、現行の制度ですと、修繕の契約額の上限が50万円となっておりますけれども、この間、資材の高騰も含めて、工事自体の費用については上がってきている印象を私は持っております。

ほかの自治体をちょっと調べますと、100万円から200万円になっています。当然50万円以内というのものもあるんですけれども、自治体の人口規模、それから公共施設などの修繕の規模も異なっていますので、一概にこれがいいとはなかなか言えないところもあると思うんですけれども、今お話ししたような資材の高騰を受けて、修繕費の上限額の見直し、これぜひやっていただきたい、必要ではないかなと思うんですけれども、総務部長の見解をお示しいただきたいと思います。

書類の簡素化については、簡素化のほうは様々な努力をいただいているようです。今、お話があったように、電子データの取扱いについては、いろいろと課題はあるんだろうと思います。先ほどもAIを駆使してというお話もあったように、その情報を外から漏えいしないような取組ということも必要になってくるというふうに思いますので、当然いろいろな課題を抽出しながら、調査・研究が必要だと思うんですけれども、これもぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

小規模事業者の負担軽減のために様々ご努力をいただけるように、これは要望とさせていただきます。

在宅医療の問題についてです。

なかなか難しいというのが、ほかの制度の整合性を図っていかなくてはいけないということもあるんだろうと思うんですけれども、国が基準を示した上で、国が実施するべきだとい

うふうな趣旨のお話だったと思うんですけども、ぜひ現状把握をしていただきたいと思います。

これ、ほかの会派からもこの間お話がされてきています。現状把握については、実際に行っているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。市内の事例なんですけれども、2年前の話なんですけれども、30代の女性が自宅で過ごしたいという願いに応じて自宅療養が始まったそうなんですけれども、通院が困難なために往診を月2回以上、訪問看護、痛みのコントロールが必要なために、時には毎日、それから訪問介護による入浴の介助も必要になりまして、介護ベッドや車椅子などの購入で大変な経済的負担が強いられたと聞き及んでいます。

がんの末期ですので、残された時間を自宅で過ごしたいという方々の背中を押す、これ大事だと思うんですね。いろんな病状が次から次へとやってきますので、そういった不安だとか、それから疼痛などの症状による精神的、あるいは身体的苦痛、さらに、介護に当たる家族も休職を余儀なくされるわけです。二重、三重に苦痛を強いられるケースに対して、市が手を差し伸べることができないのかしらと思います。

ほかの自治体、特に近隣の自治体の状況についてお示しいただきたいと思います。

本市がこうした方々を1人も取り残さないという行政の在り方を捉え直す必要があるのではないかと、今思うわけです。

寄居町では、訪問看護事業のほかに、通院などの乗降介助サービスを上乘せして実施しています。市民の皆さんに丁寧に制度のチラシを配っておりまして、ホームページにも掲載していると聞き及んでおります。ぜひ市のほうも現状把握を早くやっていただいて、この制度の導入に向けて検討いただきたいと思います。再度ご答弁をお願いいたします。

それから高齢者の問題です。

繰り返しになりますけれども、高齢者の外出、それから社会参加を促すために、多くの自治体がバス料金の補助、それから割引を実施しています。

先ほどもご紹介いたしました越谷市は、令和7年の12月から75歳以上のかたにキャッシュレス運賃補助事業を実施しています。健康維持、それから孤立の防止、これにその効果が大きいと期待されると思っています。

様々な課題や、それから課題に対する総合的な判断も必要かと思うんですけども、ぜひこれ先進自治体の調査・研究をやっていただきたいと思います。

本市では、高齢者の健康福祉計画における介護予防健康づくり推進の重点取組になってお

りまして、健康寿命の目標値、いまだ届いていません。こうした問題にどう取り組むかということが問われているんだと思います。

おっしゃるように、課題が多いと、その1つは財源の問題だと思うんですけども、バス料金などの補助金の導入につきましては、財源を伴うものなので、その費用対効果については十分な見極めが必要だということ、これ私も承知しています。

ただ、本市は運転免許証の自主返納者の支援策を、1万円から5,000円に引き下げましたよね。これはよろしくないと思いますよ。私は高齢者に対して何らかのインセンティブを持った施策、ですからバス料金でなくてもいいんですけどもね。インセンティブを持った施策を講じる必要があるのではないかと考えます。

ぜひ、今年度までが計画期間となっている三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂作業が行われていると思うんですけども、この健康寿命を引き上げる新しい取組、この具体策をこの計画に盛り込まれることを期待したいと思っています。これも要望にとどめます。

それから、交通安全対策なんですけれども、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づいた重点整備地区への音響式信号機の設置、これも令和7年度に向けて、この間、政府も推進してきたと思います。

令和6年の3月に通知を発出してしまして、ここでは警察庁の「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針」を新たに定めて、「信号交差点における視覚障害者の安全確保に努められたい」としています。

この設置運用方針では、具体的に音響式信号機などの設置箇所が示されておりまして、今おっしゃった駅前周辺、それから市役所、特別支援学校、病院、社会福祉施設等の周辺で、視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道は、優先的に設置すべき場所として指定されているわけなんですね。この文章に掲載されておりました。

今現在信号機はありますよという横断歩道においても、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる箇所については、この音響式信号機とエスコートゾーンの設置も行うとしています。今おっしゃったように、エスコートゾーンがゼロということがちょっと驚きなんですけれども、令和3年以降、設置されていないということも驚きなんですけれども、7か所で足りるんでしょうか。

市のほうは要望があったらということで、要望があった後の対応については詳しく述べられましたけれども、これまで要望があったんでしょうか、なかったんでしょうか。それにつ

いてお答えいただきたいと思います。

最後の環境問題についてです。

気候変動による夏の乾燥と高温、急激に進んでおりますね。厳しい環境と思っています。行政もこの危機感を持った対応が求められていると思うんですね。

今、お答えいただいたように、公共施設も民間施設も、様々設置基準等々に基づいて、緑の樹木を植えたり、カーテン事業も実施していただいていると思うんですけども、そもそも緑のための予算も行政職員の体制も少ないのが現状ですから、都市近郊の樹木を増やして、身近な生活空間を豊かにするということは、そう簡単にはできないと私も思っています。とはいえ、ほかの自治体の事例を紹介して、まずはできるところからという点で提案させていただきたいと思うんですけども、さいたま市は駅前の広場にはけやきひろばが整備されていまして、駅前広場のこの空間を利用したケヤキが何本か植わっています。

この駅前広場が市民の交流と憩いの場になっておりまして、この樹木を植えることで暑い日差しを遮り、気温を下げるために人の滞留を促して、そしてにぎわいを創出しているんですね。

今、三郷中央駅周辺のまちなかウォークアブル推進事業を進められていますけれども、この事業で指定した地区は、市民の滞留を促し、にぎわいを創出するという命題があると思っています。

タクシーなどが利用するロータリーが整備されるのであれば、駅前広場の植栽、芝生化、緑化施設などによる公共空間の整備にぜひ取り組んでいただきたいと考えています。

ご説明のあった本市の緑の基本計画については、緑地率を引き上げるというふうな取組になっていますけれども、話したように、樹冠被覆率とは指標が全く違ってきますので、これもまたこの計画に取り入れられるのかどうかという趣旨の課題も整理しなければならないと思うんですけども、アーバンフォレストの一つの指標としている樹冠被覆率をぜひ計画目標に取り入れていただいて、水と緑の景観を創出した三郷のまちづくりを進めていただきたいなと思っています。これは要望にとどめます。

以上で終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員の2問目に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 再度のご質問にお答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

本制度に登録する建設業者に発注できる工事の上限額を引き上げることについてのご質問でございましたが、昨今の人件費や資材高騰が続いていることなどの状況から、見直しの必要性について担当として認識していたところでございます。

現在は、近隣自治体との運用状況についての情報収集や、上限額を引き上げることでの関連規則等との整合性など、課題の整理をしている状況にございます。

引き続き、時代に即した制度の運用について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 再度のご質問にお答えいたします。

近隣自治体の状況と現状把握をとのご質問だったかと思います。

近隣の5市1町では、越谷市、八潮市、草加市、松伏町が事業を実施していると把握しております。

また、市内の現状把握でございますが、令和6年度に市内訪問看護事業所へAYA世代の終末期患者件数を調査しましたところ、3件ということでございました。

この事業は、患者ご本人やご家族にとって重要な事業と認識しておりますので、1問目でお答えいたしましたとおり、本市といたしましても、国や県に対し支援制度の創設を要望していくとともに、引き続き、近隣市町含め県内の実施状況等の現状把握に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質問にお答えいたします。

個別要望とバリアフリーについての質問だったかと思います。

まず、個別要望につきましては、三郷駅、三郷中央駅周辺などで、お出かけする際や通勤のために音響式の装置をご要望いただいたことがございます。

また、バリアフリーにつきましては、現在、埼玉県が策定中の第12次埼玉県交通安全計画案において、「高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備」として、バリアフリー対応型信号機、エスコートゾーンの整備の記載も見受けられます。

市といたしましては、警察をはじめ関係機関と連携し、整備に努めてまいります。

以上でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で工藤智加子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時19分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） ただいまから令和8年6月三郷市議会定例会第12日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） ここで、原山千恵いきいき健康部長より、昨日の工藤智加子議員の一般質問に対する答弁の訂正の申出がありますので、これを許します。

原山千恵いきいき健康部長。

〔原山千恵いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（原山千恵） 昨日の工藤議員の一般質問の再質問におきまして、一部答弁誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

若年がん患者の在宅療養支援事業の近隣5市1町の状況につきましては、「越谷市、八潮市、草加市、松伏町が実施していると把握している」と答弁いたしましたが、正しくは、「越谷市、八潮市は実施済み、草加市は現在準備中、松伏町は未実施」でございます。

訂正しておわび申し上げます。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により発言を許します。

◇ 佐 藤 裕 之 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第16、5番、佐藤裕之議員。

〔5番 佐藤裕之議員 登壇〕

○5番（佐藤裕之議員） おはようございます。それでは、通告書に基づきまして、一般質問を順次始めさせていただきます。

このたびは、ファミリー・サポート・センター運営につきまして伺ってまいります。

民間の有識者たちでつくる「未来を選択する会議」は、政府が昨年11月に設置しました人口戦略本部の指令機能を強化するため、本年3月25日、人口問題に関し、省庁に改善などを勧告ができる審議会を設けるよう、政府に提言を行いました。

政府が2023年に閣議決定した「こども未来戦略」では、児童手当の拡充など子育て世帯の支援のため、2028年度までに約3.6兆円の財源を確保すると掲げましたが、2029年度以降は新たなステージに移行し、夫婦の共稼ぎ・共育での観点を重視すべきと指摘しています。

そこで、改めて本市のファミリー・サポート・センター運営の重要性を再認識したところであります。本市では平成15年からスタートされました本運営であります。この間、時代の経過とともに様々な変化にご対応いただいていたことと拝察いたします。長きにわたりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

前述の共稼ぎ・共育での観点から、今後の本市の根幹を担うであろうファミリー・サポート・センター運営につきまして、田口こども未来部長にお伺いいたします。

三郷市の人口は約14万人規模で推移しており、つくばエクスプレスの開通以降、子育て世帯の流入が続いています。

今後、全体的には人口減と予想されるものの、30代、40代の子育て世帯の比率が高く、保育や学童のニーズは、今後も下がりそうでいてなかなか下がりず、一定の水準を保つと見込まれます。

一方で、日本全体と同様に、共稼ぎ世帯は専業主婦世帯の約2倍以上となっており、本市も例外ではありません。日中だけで完結しない保育ニーズが拡大していることから、現在の

課題は、単なる保育の量ではなく、時間や柔軟性に対応した支援が求められています。

例えば、「あと30分子どもを見てくれる人がいれば」や「急な発熱で仕事を休むしかない」など、このちょっとした困り事が積み重なることで、離職、キャリア断絶、出生率の低下につながっていきます。すなわち、子育て支援問題は労働力の問題でもあるということです。

さらには、子育てを理由に年間数十人規模で離職が発生した場合、所得税や住民税の減少に加え、将来的な消費活動にも影響してくるものと考えられます。

逆に言い換えれば、ファミリーサポートによって就労継続を支援できれば、世帯所得の維持、市内消費の活性化、税収の安定化といった好循環が生まれます。これは福祉にとどまるまでの施策ではなく、投資対効果の高い経済施策と位置づけるべきではとも考えられます。

さらに重要なのは、地域への波及効果です。ファミリーサポート制度は、提供する側として、地域の高齢者等が参加することで、高齢者の社会参加、孤立の防止、地域内のつながり強化を同時に実現することが可能です。子育て支援でありながら、高齢化対策、地域コミュニティ再生にも寄与する多機能施策であると捉えます。

昨今では、隣の人の顔が分からないとよく耳にします。しかし、ファミリーサポートが充実することで、支援する人、される人が顔の見える関係を築くことで、孤独の防止、高齢者の生きがいづくり、地域の安心感向上といった副次的な価値が生まれます。これは行政サービスだけでは実現できない人と人をつなぐ価値にほかなりません。

本市は交通利便性の高さから、今後も選ばれるポテンシャルを持った自治体です。しかし、近隣自治体との競争は確実に年々激化していくことと予想されます。その中で重要となるのは、どれだけ柔軟な子育て支援があるかではないでしょうか。

ファミリーサポート運営の充実は、単なるサービス拡充ではなく、子育てしやすいまちというブランド形成そのものです。改めてファミリー・サポート・センター運営は、労働力の維持、出生環境の改善、地域コミュニティの再構築を同時に実現することができる、極めて功利的な施策です。

そして三郷市は、その効果を最大化できる人口構造と成長環境を既に備えています。あと30分助けてもらえる仕組みがあるかどうか。この差が住み続けたいまちか、離れてしまうまちかを分けるのではないのでしょうか。

三郷市が人にも企業にも選ばれ続けるまちであるために、今こそ、ファミリー・サポート・センター運営強化が必須です。本市において、ファミリー・サポート・センター運営は、

取りあえずあればよい制度ではなく、今や地域の持続可能性を左右するインフラ整備と考えます。

再三繰り返しになりますが、本市は交通利便性の向上により、子育て世帯の流入が続いていることから、今後も子育て支援ニーズはさらに高まるものと考えられます。

ここでさらにファミリー・サポート・センター運営を強化できるか否かは、三郷市は子育てしやすいまちになれるのか、分岐点に立たされているのではと考えずにはいられません。

そこで、以下について伺います。

1、現在のファミリー・サポート・センター運営につきまして、依頼会員数、提供会員数、両方会員数、活動回数、利用時間帯、地域偏在等登録会員状況、イ、研修内容、ウ、保険等に関すること、エ、緊急時対応、オ、個人情報管理、カ、苦情対応、キ、提供会員の募集方法、ク、今後の課題、以上8項目にわたり、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤裕之議員の質問に対する答弁を求めます。

田口洋一こども未来部長。

〔田口洋一こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（田口洋一） 佐藤議員のご質問に順次お答えいたします。

1、ファミリー・サポート・センター運営についてのア、登録会員状況の①依頼会員、②提供会員、③両方会員、④活動回数、⑤利用時間帯（朝・夕方・土日）、⑥地域偏在（新和・早稲田・三郷中央周辺・彦成等）につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

登録会員の状況でございますが、令和8年3月末時点の登録数は、サポートを必要とする依頼会員が1,229名、サポートを行う提供会員は214名、依頼と提供を兼ねる両方会員は28名でございます。令和7年度の提供会員の活動回数は3,319回となっており、近年、増加傾向にございます。

ファミリー・サポート・センターの利用時間は、曜日を問わず午前6時から午後10時まででございますが、平日の利用が全体の約98%となっており、「習い事の送り」や「児童クラブのお迎えとその後の預かり」の時間帯に当たる午後3時から6時台までの利用が、全体の約60%となっております。

地域偏在の状況につきましては、提供会員1人当たりに対する依頼会員数を地区ごとに比較いたしますと、三郷中央地区が最も多く、提供会員1人当たり約20名、次いで新和地区が約5名となっており、早稲田及び彦成地区はいずれも約2名となっております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、イ、研修内容でございますが、提供会員として登録・活動するには、市が実施する講座を受講していただく必要がございます。具体的には、小児科医や看護師、保育士などの専門家が児童の心身の発達と病気、こどもの遊びや安全、事故など、9項目について講義を行い、児童を預かる上での注意事項や心構え等について学ぶ内容となっております。

また、フォローアップといたしまして、救命講習や虐待防止に関する講習を実施しております。

次に、ウ、保険等でございますが、活動中のけがや事故などの万一の事態に備え、会員を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入しております。

次に、エ、会員からけがや事故等の連絡が入った際の緊急時対応でございますが、ファミリー・サポート・センターが開所している平日の時間中については、こども家庭センター職員が内容を確認し、適切に対応しているところでございます。

一方、土日や時間外におきましては、警備室職員を通じて、こども家庭センター職員に連絡が入る流れとなっております。

次に、オ、個人情報管理でございますが、会員の登録事項や利用に係る個人情報は、ファミリー・サポート・センター内の書庫にて施錠・保管する取扱いとしております。また、会員同士においては、利用に必要な最小限の情報を提供する取扱いとし、会員登録の際に、個人情報の提供に係る同意をいただいております。

次に、カ、苦情対応につきましては、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが仲介に入り、問題の解決を図っております。

次に、キ、提供会員の募集方法でございますが、広報やホームページへの掲載のほか、市内公共施設においてポスター掲示、チラシの配架等により周知を行っております。

最後に、ク、今後の課題でございますが、近年、子育て世帯の共働きが増加する一方で、定年延長等により働く高齢者が増加しております。

今後、ますます提供会員の十分な確保が課題になるものと考えております。引き続きファミリー・サポート・センターの適正な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 佐藤裕之議員。

○5番（佐藤裕之議員） 詳細なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、再質問と要望をさせていただきます。

先ほどのご答弁から、小児科医や看護師、保育士による9項目にわたっての研修を実施し

ている。万一に備え、傷害保険並びに賠償責任保険に加入していること。緊急時対応につきましても、こども家庭センター職員が適切に対応していただけている。個人情報管理につきましても、センター内の書庫に施錠・保管している。苦情対応につきましても、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが仲介していただけると、万全な体制であることが確認できました。

私の一般質問として、本件につきましては、平成30年3月議会に続きましての質問となりますが、当時の部長答弁では、今後につきましては、子育ての支援を受けたいかたが希望するサポートを受けやすい環境や子育ての援助を行いたいかたがサポートしやすい環境づくりに努めてまいりますと伺いました。

このご答弁中の、特に子育ての援助を行いたいかたがサポートしやすい環境づくりという点に着目し、今回1問目の1項目から6項目めにつきまして、提供会員としてご関心・ご興味を持たれている方々への不安材料を少しでも取り除いていただく趣旨で伺いました。

当時より約10年の月日が経過した現在、具体的にどのような環境づくりに努めてこられたのか、再質問をさせていただきます。

続きまして、要望事項に移ります。

私自身、こんなことを感じます。議会ごとに調査・研究という言葉が散見されますが、執行部の皆さんが調査・研究、分析し、差し迫る課題克服、政策実現に生かすことは、成果や前進と位置づけられると考えますが、創政MISATOでは、私たち議員も問題提起にとどまることなく、各課題解決に向けた独自調査・研究をし、可能な限り、行政側とその内容を意見交換、情報交流し、課題解決に取り組むことも、市民要望に応える理想形と考え、順次要望をさせていただきます。

8項目めの今後の課題に際しまして、提供会員の十分な確保が課題とのご答弁でもありましたが、やはり一番の喫緊課題は、提供会員の確保をいかにするかという点に着目し、深掘りしてまいります。

本市におけるファミリー・サポート・センター運営の提供会員の確保について、具体的かつ現実的な改善方法を要望させていただきます。

まず、三郷市には担い手がいらないのではなく、参加のきっかけと関わりやすい仕組みが不足しているのではと感じます。よって、募集を強化するのではなく、生活動線の中で自然に巻き込む設計へ転換することが必要と考えます。

本要望案では3つの柱で構成します。1つ目が接点の再設計です。2つ目が参加ハードル

の分解、3つ目が継続の仕組み化です。

まず、1つ目の接点の再設計は、現在の募集は「広報みさと」やホームページなどによる周知方法とのご答弁でしたが、言わばまちの広報が中心になっています。しかし、三郷市のような都市型ベッドタウンでは、これだけでは十分に届かないのではないのでしょうか。

そこで提案させていただきますのが、ららぽーとみさとを拠点に、ららぽーと新三郷を活用した出張登録導線です。ららぽーと新三郷は週末に子育て世帯が集まる最大の接点です。ここに10分で終わる簡易説明、プラス、仮登録ブースを設置します。ポイントは、本登録を求めないことです。まずは心理的ハードルを極限まで下げ、少し興味がある人を可視化します。その後、LINE等でフォローし、タイミングを見て本登録につなげます。これは新規開拓というより、既にいる潜在層を取りこぼさない仕組みです。

2つ目、参加ハードルの分解化です。

現在の制度は、こどもを預かれる人という前提で設計されていると理解しています。しかし、これが再々の障壁になっているのではと考えます。

そこで、役割を送迎だけ、1時間だけの見守り、自宅外、例えば公園や公共施設での対応、宿題サポートのみなど、つまりはできることだけやればよいという設計に変えます。特に、三郷市は車移動が多いため、ご答弁にもありましたが、送迎支援は非常にニーズが高く、参入しやすい領域ではないかと考えます。この分解により、これまで対象外だった人材層を取り組むことができるのではと考えます。

3つ目、継続の仕組み化です。

ここで重要なのは、ボランティアに依存しないという考え方です。具体的には、三郷市シルバー人材センターとの連携を強化します。シルバー層は、社会参加と収入補填の両方のニーズを持っています。ここに対して、ファミリーサポート活動を仕事として位置づけます。

また、子育て経験のある元利用者も重要な担い手です。利用終了時に必ず声をかけ、月1回だけでもオーケーという形で、関係性を維持します。この緩い関係が、結果的に継続性を高めるのではないでしょう。

最初の30日でららぽーと新三郷との調整、シルバー人材センターとの協議、広報物の見直しを行い、次の30日が出張登録とLINE運用を開始、元利用者へのアプローチを実施します。

また、LINE活用をすることで、職員さんによる事務負担もかなり軽減できます。その後の30日で小さな成功事例を作り、実際の提供者の声として発信していきます。評価指標に

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

つきましても明確にします。重要なのは、登録者数ではなく、月1回以上活動する提供会員数とし、目標と日々の活動を結びつけることと、目標達成度を数値で測るために設定します。

以上、まとめますと、本市における課題は人材不足ではなく、設計の問題です。接点を生活動線に移す。参加条件を細分化する。継続しやすい関係をつくる。まずは試行的に小規模に実施し、効果検証を行った上で本格展開をご検討いただけるよう、創政MISATOからご要望させていただきます。

ファミリー・サポート・センター運営はコストではありません。これは3月議会において、令和8年度一般会計予算に対する賛成討論でも申し上げましたとおり、未来への投資です。こどもを育てやすいまちは、人が集まり、働き手が増え、地域が活性します。そしてその価値は、確実に長期なリターンとなって返ってきます。

あと30分誰かが助けてくれたら、その声に応えられるまちこそが、これから選ばれるまちであると痛切に感じております。本市がその先進自治体となれることを大いに期待し、一般質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 佐藤裕之議員の2問目に対する答弁を求めます。

田口洋一こども未来部長。

〔田口洋一こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（田口洋一） 佐藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

平成30年3月答弁後のファミリー・サポート・センター運営に係る環境整備についてのご質問でございますが、平成30年4月に、ファミリー・サポート・センター事務室を本庁舎から健康福祉会館へ移し、こども未来部と同じフロアに配置替えを行い、利用相談や会員募集の周知など、より効果的な運営ができるよう改善いたしました。

また、ファミリー・サポート・センターの仕組みや活動内容をより具体的にイメージしていただけるよう、市ホームページにファミサポ通信や会員向けの活動の手引、依頼会員登録の書式などを掲載いたしました。

そのほかにも提供会員を希望するかたの要望を踏まえ、4日間にわたる講習会の開催日に土曜日を含めるなどの工夫をしております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で佐藤裕之議員の質問を終わります。

◇ 篠 田 隆 彦 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第17、16番、篠田隆彦議員。

〔16番 篠田隆彦議員 登壇〕

○16番（篠田隆彦議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

1、防災問題、1、これからの「防災力」の強化と支援について。

1995年、阪神・淡路大震災から31年、2004年、新潟県中越沖地震から22年、東日本大震災から15年、能登半島沖地震から2年半が経過し、過去の大規模災害からの教訓での防災意識の高まりや、そして近い将来予測される南海トラフ地震や首都直下型地震への懸念が挙げられます。

近年、大型台風や突風、降雹、大雪などの風雨災害、地球温暖化による異常気象災害が頻発する背景もあります。そのことから、政府は平時から復旧・復興（レジリエンスの向上）までの一貫した司令塔機能を担う防災庁の設置に向けた準備がなされ、今年の秋の発足を目指しています。

そこでの防災行政における役割は、的確な避難情報の発信や災害による迅速な対応と対策を取り、いかに被害を軽減するかにかかっていると思います。

現在、三郷市においては、災害に強いまちづくりを目指して、年に一度、総合防災訓練を実施し、自助・共助・公助が一体となった災害対策の取組がなされています。消防、警察はもとより、市長をはじめ市の幹部職員や私たち議員も防災服を着用し、参加しています。

市内中学校など、会場を各年ごとに変えながら、行政と市民、関連企業、団体とが共同で参加実施する中で、自治会、自主防災組織を中心とした共同訓練として、消火訓練、水消火器やバケツリレーなどを使います。救急担架搬送訓練、トリアージを取り入れたものです。

さらに、三郷市消防本部による倒壊家屋救助訓練や高所救出訓練など、模範演技も披露しております。

さらには、埼玉県防災ヘリコプターによるスピーカーでのアナウンスや、ドローンを用いた避難者状況の撮影や小型物資の搬送など、回を重ねるごとに訓練内容がより充実してきているのを実感いたします。

また、日常では市民に向けた地震ハザードマップ、皆さんも一度はこういったものを目にしたことがあると思います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

三郷市水害ハザードマップ保存版を配布し、市内の公共施設には、『わが家の防災マニュアルブック「地震 I T S U M O」』や風水害対策・感染症対策などの小冊子が置いてあり、災害時の連絡ガイドブックとして活用されるべく、マイ・タイムラインを作ろうという、避難行動計画の作成手順が盛り込まれたものもあり、いざというきのために防災意識の啓発に努めていることが理解できます。

アとして、防災支援体制。連携協定による避難場所や物資における支援体制の整備。

災害時における避難場所の確保や物資の供給を迅速に行うためには、自治体間だけではなく、民間企業や関連団体との災害時連携協定（防災協定）の締結と、それに基づく支援体制の整備が極めて重要です。

現在、市内33か所にある避難場所や民間企業事業者57社との防災協定物資の提供、避難所の提供、輸送支援などの支援体制はどのようになっているのでしょうか。どこに、何を、どのように、いつまでにするといったより詳細な災害協力方針などがありますか。

三郷市防災会議による三郷市地域防災計画などというのも目にしたことがあるのですが、そのほかにはまだそういった協力方針などの方針はあるのでしょうか。

大規模災害が発生した場合には、ライフラインの寸断により水の供給が停止する可能性が高く、深刻な影響を及ぼす、そのような事態に備え、災害時協力井戸制度を導入して、地域の水供給の体制を取っている市もあります。公的機関だけの公助には限界があるため、民間の活力や資源、さらにはノウハウを組み込んだ体制づくりが全国の各自治体で進められています。

物資供給・調達における支援体制。

災害発生当初は物流が寸断し、自治体の備蓄だけでは物資が枯渇するリスクがあります。これらを解決するためには、サプライチェーンを持つ民間企業との協力が不可欠です。流通・小売企業との協定（コンビニエンスストア、スーパー、卸売）、大手スーパーや地元の小売店と協定を結び、発災時には店舗の在庫物資（食料、飲料水、日用品等）を優先的調達できる体制及び店舗網を物資供給拠点としてつくるのが、在庫を抱えない手段の一つだと考えます。

物流専門業者との協定（運送・倉庫業）、運送会社やトラック協会などの物流専門業者との協定を締結することにより、単に物資を運ぶだけではなく、自治体の物資集積拠点における荷下ろし・仕分け、避難所へのラストワンマイルの配送など、物流のマネジメントそのものを民間委託・連携する体制が主流となってきたと聞いています。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

特別物資の調達協定、例えば、プレハブレンタル業者、仮設トイレや仮設車、避難所用パーテーションなどの迅速な供給など、民間宿泊施設の活用、ビジネスホテルなどが挙げられますが、一般の避難所での生活が困難な要配慮者の妊産婦や乳幼児、高齢者、障がいがあるかたをリスト化し、長期化する避難生活に対応するため、客室を二次避難場所として提供してもらうなどの支援も考えられます。

さらには、ペット同伴で避難してこられたかたの対応も考えなくてはなりません。

イとして、デジタル技術（デジタルツール）を活用した災害対応業務の効率化。

災害時、自治体職員は膨大な業務に迫られることが予想されます。ここにデジタル技術を導入することで、マンパワーを最も必要な場所、現場の救助や対面支援に割くことができるのではないのでしょうか。

例えば、次に挙げる3つのことを提案してみたいと思います。

マイナンバーカードを活用したデジタル受付。

避難所の受付にQRコードやマイナンバーカードの読み取り機を設置し、混雑する受付での手書き、手入力の手間をなくし、避難者名簿を瞬時にデジタル化する。

罹災証明書のオンライン申請・AI判定。

従来は、発行まで数週間から数か月かかっていた罹災証明書を、スマートフォンから申請可能になり、さらに税3課職員による現地下見だけでなく、スマートフォンで撮影した被害写真を基に、AIが一部損壊などの判定を一部自動化、アシストすることで、発行期間が大幅に短縮されるのではないのでしょうか。

チャットボットによる問合せ対応の自動化。

LINEなどのSNS公式アカウントにAIチャットボットを導入することで、「給水所はどこ」「支援物資はいつもらえる」といった住民からの定型的な問合せに24時間自動で回答し、役所の電話回線のパンクを防ぐことができるのではないかと考えます。

①避難所外避難者への支援。

避難所での生活をされない、例えば、車中泊や自宅の2階に避難されている、いわゆる見えない避難者の方々への支援も非常に重要な課題となっています。こうした見えない避難者の方々は、公式な避難場所に登録されていないため、エコノミークラス症候群（TCC）や持病の発症はないか、常備薬の確認など把握するのが難しいという問題があります。

そこで、デジタルプッシュ型情報発信でのGPSの位置情報運動システムを使い、給水車の移動スケジュールや物資配布拠点の情報や、スマートフォンのカメラを使ったオンライン

診察などの健康相談の情報提供が可能になるのではないのでしょうか。

②災害後の住民の生活再支援への対応。

迅速な生活支援のためには、まず、罹災証明書の発行をできるだけ早く行い、それを基に各種支援金の給付などをスムーズに進める必要があります。

また、仮設住宅の提供や住宅の改修支援だけではなく、新しい住まいを見つけるための情報提供も不可欠です。そのためには、被災者相談窓口を一元化し、生活の再構築から心のケアなど多岐にわたる様々な状況に応えやすくする支援が必要だと思います。

さらに、これらの手続をデジタル化し、住民がオンラインで申請状況を確認できるようにすることで、利便性を大幅に向上させることができるのではないのでしょうか。

2、公共施設等における防災体制について。

ア、公立保育所や学校教育現場及び児童クラブでの防災体制のあり方について。

保育所や学校などの教育現場での防災体制は、未来を担うこどもたちの命を守るために極めて重要です。まず日頃から「自分の命は自分で守る」といった防災教育が不可欠です。

地震や風水害など、それぞれの災害に応じた避難訓練を定期的の実施し、こどもたちが危険を回避して安全に生きる力を身につけさせることが大切です。

また、教職員の防災知識の向上や、保護者との円滑な連絡体制の構築、そして、地域の防災関係機関との連携も欠かせません。施設自体の耐震化はもとより、附属物の倒壊防止や非常物資の備蓄、さらには、デジタル技術を活用して保護者に一斉メールなどで災害情報や児童・生徒を帰宅させるのか、生徒を留め置きするかなどの判断の連絡を発信する仕組みも有効です。

発災後における心の悩みに専門家が対応できる体制を整えることも大切だと思います。

公立保育所と小・中学校教育現場とそれぞれに非常災害対策計画や災害行動計画などがあると思いますが、計画のシミュレーションをなされていますか。

また、児童クラブでの防災体制の在り方については、学校内にある児童クラブと、学校外にある児童クラブとの対応の違いは。そのことは管轄する中央省庁の違いがあるもので、どのようなものなのでしょうか、ご教示願います。

イ、小・中学校教育における救命講習の現況は。

消防署は、学校教育における救命講習の最大の技術的・専門的バックボーンです。日頃、校外学習や施設見学で消防署を訪れることがありますが、救急隊員や消防職員が講師として直接学校へ赴き、プロの視点から、実際の救急現場のリアルな話（119番通報から救急車

到着までの時間）などを交えることで、生徒のモチベーションを高める効果があると思います。

胸骨圧迫用のマネキンや音声ガイダンスが流れるAEDトレーナー（練習機）での訓練体験は、生徒全員が見るだけではなく、実際に触って体験することがとても大切です。1人で全てをこなすのではなく、チーム連携の大切さや周囲への協力要請の重要性の理解にもつながるのではないのでしょうか。

小学校・中学校とそれぞれ各学校に年1回の消防職員の出張講習をされていると聞いていますが、その内容と、講習後の生徒の反応はどのようなものがありますか、ご教示願います。

続きまして、2、インフラ問題、1、上水道の漏水調査状況についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、昨年1月に本市の隣、八潮市におかれまして道路陥没事故が発生し、運転手1名のかたが亡くなるという痛ましい事故がありました。

現在、県道松戸草加線は、片道通行を再開いたしましたが、全面復旧までには5年以上かかる旨の報道がされており、インフラによる事故は影響が大きく、復旧まで時間がかかることなどから、不安の声を聞いているところでございます。

八潮市の事故は、県の下水道管が原因とされてはおりますが、同じインフラである水道管でも同様な事故が起きないか、危惧しているところであります。

日本の上下水道のインフラの多くは、高度経済成長期に整備されたため、現在一斉に寿命（法定耐用年数40年）を迎えています。しかし、全ての管を一度に新品に交換する予算はありません。

水道管の場合、ダクタイル鋳鉄管NS型やGX型と呼ばれるハイテク水道管に変えるのが理想ですが、なかなかそこが難しいところでございます。

そこで、三郷市の水道事業では、災害時等に安定した水道水を供給するために、漏水調査の状況、老朽管の耐震化や災害時の被害縮小への対策はどのように取り組んでおられるのか。また、併せて、災害時の体制としてどのようなことを準備されているのかお伺いいたします。

2、下水路空洞調査状況について。

都市下水路の空洞調査は、老朽化した下水道管の破損や漏水によって、道路直下の地盤が流出し、大規模な陥落事故に発展するのを防ぐための、極めて重要な点検です。

調査の仕組みと方法には幾つかの方法があります。地中レーダー探査では、専門の路面下空洞探査車を走行させ、電磁波を使って地中の空洞の有無や大きさを非破壊・短時間で検知するものであります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

管内カメラ（ボアスコープ）調査では、下水道管の内部にカメラを入れ、破損やつなぎ目のずれ、土砂の流入などを確認する管内の内視鏡的な方法や、無線操作によるＣＣＤカメラ搭載の小型ラジコンボート（水中ドローン）による点検調査が一般的には行われているそうです。

いずれにしても、調査で見つかった空洞は、危険度（緊急度）に応じて分類され、危険度が高い場合には、速やかに充填剤を注入するなどの補修工事が行われます。

現在、三郷市においては、国土交通省の要請を受けた緊急点検に伴い、市内の都市下水路（戸ヶ崎第１・第２、高州第１・第２）を対象とした道路空洞調査が積極的に実施されています。

地中レーダー探査機やハンディ型の地中レーダーによる調査が主だと思われますが、これらの調査の進捗状況と結果、そしてその調査から見えてくる課題と今後の調査予定などをお聞かせ願いたいと思います。

以上で登壇での質問を終わりにしたいと思います。

○議長（武居弘治議員） 篠田隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

秋田陽一危機管理監。

〔秋田陽一危機管理監 登壇〕

○危機管理監（秋田陽一） 篠田議員のご質問にお答えいたします。

１、防災問題、１、これからの防災力の強化と支援についてのア、防災支援体制、連携協定による避難場所や物資における支援体制の整備についてでございますが、災害協定の締結については、災害時に行政の対応力だけで全ての被災者を支援することが難しくなる状況が想定されますことから、地域防災計画に基づき推進しているものでございます。

令和８年４月１日現在、民間事業者と締結している協定の内容は、災害時における飲料水、食料、医薬品などの物資の供給や輸送のほか、ＬＰガス、石油などのエネルギーの供給、民間事業者が管理する施設を一時避難場所として提供するなど、様々な分野にわたっております。

協定の運用として、例えば物資の提供や搬送に関しましては、避難所などの物資等の要求を災害対策本部で取りまとめた上で協定先に協力の要請を行い、物資を手配するといった流れを想定しております。

民間事業者との連携につきましては、今後、民間宿泊施設との協定締結を進めるなど、幅広い分野での強化を進め、協定に基づく被災者支援体制の充実を図ってまいります。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

次に、イ、デジタル技術（ツール）を活用した災害対応業務の効率化の①避難所外避難者への支援、及び②（災害後）の住民の生活再支援への対応についてお答えいたします。

避難所に避難しない在宅避難者や車中避難者などの情報発信の手段としては、防災行政無線の活用を想定しております。防災行政無線で放送した内容は、市ホームページや市公式LINEにも自動で配信されるようになっており、放送が聞き取りにくい場所などでも、テキストで放送内容が分かるようになっております。

また、罹災証明の発行につきましては、マイナンバーカードを活用し、遠隔地からの発行申請が可能となるクラウド型被災者支援システムを導入しております。

災害後における市民の生活再建については、早期に被害調査を実施し、迅速な罹災証明の発行体制を構築できるかが、公的給付などの支援を進める上で重要であると考えております。そのため平時から国・県などが主催する被害調査に関する研修会に参加するほか、災害時に全国からの応援職員に対する受入れ体制を事前に構築するなど、早期に被災者の生活再建支援が進められるよう体制整備に努めてまいります。

AIを活用したシステムなど新たなデジタル技術の導入につきましては、他自治体の先進事例について情報収集を行い、デジタル技術を活用した防災力の強化について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 篠田隆彦議員の質問に対する答弁の一部を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一部保留いたしておりました篠田隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

田口洋一こども未来部長。

〔田口洋一こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（田口洋一） 1、防災問題の2、公共施設等における防災体制についてのア、公立保育所や学校教育現場及び児童クラブでの防災体制のあり方についての担当分につ

いてお答えいたします。

大規模な地震や風水害が発生した際に、こどもの生命を守り、安全を確保する上で、各保育施設において、日頃から災害に対して備えることは極めて重要であると認識しております。

公立各保育所におきましては、こどもの安全確保を目的とする安全計画や、災害発生時における対応を示した非常災害対策計画に基づき、防災体制を整えております。

突発的な災害に対応するため、毎月実施している避難訓練では、地震や風水害など災害の種類ごとに対応を想定した内容とし、職員のみならず、こどもたちも落ち着いて行動できるよう努めております。保護者に対しては、保育所ＩＣＴシステムによる連絡訓練及び保育所への引取り訓練を年１回実施しております。

震災時の対応でございますが、保育士と一緒に指定避難所へ避難することも想定しておりますが、原則として、保育所の安全性が確認できた場合には、可能な限り保育所にとどまることとしております。そのため、こどもを保護者に引き渡すまでは、安全に預かるための対策として、３日分の水やアルファ化米等の食料、及び紙おむつなどの衛生用品等を備蓄しております。

また、風水害の発生が予測される場合には、避難確保計画に基づき、警戒レベルの発令に応じて休所等の対応をいたします。

今後につきましても、突発的に発生する災害からこどもの生命を守り、安全を確保しながら保育を実施するために、防災担当部署とも連携を図りながら、防災意識の向上と安全対策に取り組んでまいります。

○議長（武居弘治議員） 佐藤孝祐学校教育部長。

〔佐藤孝祐学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（佐藤孝祐） １、防災問題の２、公共施設等における防災体制についてのア、公立保育所や学校教育現場及び児童クラブでの防災体制のあり方についての担当分についてお答えいたします。

各学校では、危機管理マニュアルを作成し、社会状況や地域の実情などを踏まえながら、定期的な見直しを図るとともに、その内容に基づいた訓練を実施し、児童・生徒や教職員の防災対応力の向上に努めております。

防災教育におきましても、関係部署と連携し、継続的に取り組んできたことで、児童・生徒の防災意識は着実に高まっていると認識しております。

避難訓練におきましては、地震発生時に、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

場所を自ら考え行動する訓練や、水害を想定した校舎上層階への垂直避難、竜巻を想定した窓から離れ、頭や首を守る訓練など、様々な災害に備えております。

また、短時間で行う避難訓練や、実施時刻をあらかじめ知らせずに行う訓練なども取り入れ、児童・生徒が自ら危険を予測し、回避する力の育成に努めております。

保護者と連携した引渡し訓練では、状況に応じて学校に留め置くことも想定するなど、柔軟に対応できるよう取り組んでおります。

併せて、法に基づく安全点検を、定期的、日常的、臨時的に実施し、書棚などの固定状況や避難経路を確認するなど、防災の視点を踏まえた環境整備に努めております。

次に、児童クラブの防災体制につきましては、児童の生命の安全を最優先に、併設または隣接する各小学校と緊密な連携体制を構築し、ハード、ソフトの両面から体制整備に努めているところでございます。

学校外にある公営児童クラブにおきましても、学校内にある児童クラブと同様に、地震や火災など多様なリスクを想定した避難訓練を定期的に実施しております。その際、放課後ケアワーカーが児童に対し、学校で学んだ防災教育の内容を再認識させながら、放課後の時間帯においても、自ら適切な行動を取ることができるよう、防災意識の定着を図っております。

引き続き、防災体制を充実させるとともに、児童・生徒の「自分の命は自分で守る」という意識の高揚を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 三浦徹消防長。

〔三浦 徹消防長 登壇〕

○消防長（三浦 徹） 1、防災問題の2、公共施設等における防災体制についてのイ、小・中学校教育における救命講習の現況はについてお答えいたします。

小・中学校における救命講習は、平成20年度から中学2年生を対象に開始し、平成24年度からは小学5・6年生を対象に実施しております。

内容といたしまして、小学生には、人を呼ぶことの重要性に始まり、胸骨圧迫、AEDの取扱いを2時限90分の授業時間で指導し、中学生には、加えて人工呼吸、止血法、異物除去法を3時限150分の授業時間で指導しております。

小学生で応急手当の基本的なことを学び、中学生では、より実践的な救命講習を受講する、このように段階的に救命の教育を受けることで、応急手当の高い効果が期待できると考えております。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

令和7年度の実績といたしまして、小学生1,233名、中学生1,038名が受講し、アンケートにて約8割の児童・生徒から、「いざというときに一歩前に踏み出す勇気が持てた」との回答がございました。

今後も、小・中学校に対する救命講習を通じて、応急手当の技術のみならず、指導する職員が現場で経験した話などを織り交ぜ、命の大切さを伝えていけるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 大森貴則水道部長。

〔大森貴則水道部長 登壇〕

○水道部長（大森貴則） 2、インフラ問題の1、上水道漏水調査状況についてお答えいたします。

初めに、漏水調査の状況ですが、本市では市内を6地区に分け、6年周期で市内全域の漏水調査を専門業者に委託し、行っているところでございます。

具体的な漏水調査は主に3つございまして、1つ目が路面音調調査で、漏水探知機を用いて、道路上で聞こえる地下に埋設されている水道管からの漏水音を確認し、漏水箇所を特定するもので、毎年度約100キロメートル行っております。

2つ目は宅内漏水調査で、宅地内の水道メーターボックス周辺を聴診器のような器具で漏水音を聞き取り、漏水箇所を特定するもので、毎年度約5,000件行っております。

3つ目は、国道や鉄道下などの路面音調調査を行うことが難しく、漏水時の影響が大きい箇所の配水管に、直接振動センサーを取り付けて振動の伝わり方を記録し、分析することで、漏水箇所を特定するもので、6地区とは別に、毎年度20か所程度の調査を実施しております。

次に、老朽管の耐震化や災害時の被害縮小への対策についてでございますが、第3次三郷市水道事業基本計画や上下水道耐震化計画に基づきまして、重要施設への配水管と老朽化した配水管の耐震化を進めております。

また、水道水を災害時にも安定供給できるように、配水管のルートを複数確保する整備に努めております。

続きまして、災害時の体制についてでございますが、日本水道協会や三郷市指定管工事業協同組合、材料メーカー等と災害協定を結び、災害時に迅速に水道管を復旧する体制を整えております。

また、給水車や組立て式給水タンクの備蓄も行っており、復旧に時間がかかる地域が生じた場合でも、浄水を供給できるように備えております。

今後も安定した水道水を供給できるよう、災害に強い水道の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 2、インフラ問題、2、都市下水路の空洞調査の状況についてお答えいたします。

昨年1月に八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国土交通省から下水道管路の全国特別重点調査について要請があったため、本市におきましても、調査対象となる管径2メートル以上で、供用開始後30年以上経過した都市下水路の暗渠部分について、管路内部の調査を実施したところでございます。

この調査の結果、国の判定基準に基づき、道路路面下について空洞の有無を確認する調査が必要とされたため、議員からもお話がございましたが、現在、電磁波の地中レーダーを搭載した探査車などにより空洞調査を実施しており、7月末頃までに完了する予定でございます。

今後につきましては、空洞調査の結果や、今後、課題となる老朽化対策なども踏まえながら、緊急度が高い場所から管路内部の補修工事に伴う設計を行うとともに、国が示す期間までに、緊急度に応じた補修対策が実施できるよう進めてまいりたいと存じます。

なお、補修対策が完了するまでの期間につきましては、職員において、道路地表面の状況を確認する点検を定期的の実施し、引き続き、市民の皆様が安心して安全に暮らせるよう、適正な施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 篠田隆彦議員。

○16番（篠田隆彦議員） 再質問はございません。それぞれの答弁担当者の方々、本当に懇切丁寧な答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。心強く感じた次第でございます。

ひとつ要望といいますか、提案がございまして、備蓄の最適化ということで、今現在行われているローリングストックという方式なんですけど、備蓄方法としてふだんから食べている食品や日用品を少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから順に消費して、使った分を買い足していく。回転させながら蓄える、ローリングストックという意味での日常備蓄です。

そうした考え方と広域連携協定として、備蓄品を日常的に消費しながら管理するランニン

グストック方式を導入しているところがございます。地域でドラッグストアを経営する企業から、備蓄品を共同購入し、同時に在庫管理も委託します。企業は備蓄として必要な分を確保しながら販売在庫として運用し、災害時には自治体にそれを届けるというものでございます。また、災害時に物資を避難所へ確実に届ける手段を確保するため、運送会社とも連携しています。

これにより、保管場所の確保や消費期限の管理といった備蓄品の課題解決につながるだけでなく、防災対策費を従来の3分の1まで削減し、管理業務の効率化にもつながるとされています。平時に民間が活用している仕組みを、有事、災害時には公的な支援として転用する方法を取り入れることで、新しい発想や連携が生まれ、様々な可能性が広がるのではないのでしょうか。

この2つのストックを、その状況によって使い分けたり組み合わせることによって、備蓄の最適化が図れるのではないのでしょうか。

また、上下水道・地下の漏水、空洞調査はよくやってるなと感心いたしました。だからこそ安心・安全で暮らせているのかなと感じます。どちらも地面の下で目立たない存在ですが、人命を守る安全という意味、資源を守るというエコ、財政を守る経済、災害に備える防災という、都市の持続可能性を高める極めて高い意義を持っていると思います。今後とも、ぜひともその検査を継続的にしっかりとやっていただきたいと思います。

そして、水道調査では、これからは人工衛星による遠隔監視やビッグデータ分析で課題点を洗い出し、異常を検出したところを集中的に点検する方法も取られているようでございます。

現在、三郷市におきましては、令和5年11月26日に三郷流山橋有料道路が開通し、人も車も県をまたいで短時間で往来することが可能となりました。利便性が向上したことは言うまでもありません。

また、瑞沼市民センターにある三郷市立瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」は、令和7年1月より給食の提供を開始しております。

さらに、今年の令和8年秋に、「みんなの防災プラザみさと」が開館に向けて、準備が急ピッチで進められております。

近年、開通や開館が続きますが、それらの果たす機能のほかに、防災というもう1つの機能の役割があります。そうした橋や公共施設の建設を力強く推し進めてこられました木津市長におかれましては、行動力と発想力が豊かで、心強く感じる事が数多くありました。未

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

来へ向け輝く三郷の発展におけるアイデアを惜しみなく提案していただきたいと思います。
そのことをお願い申し上げ、感謝とともに申し上げ、一般質問を終わりにしたいと思います。
以上です。

○議長（武居弘治議員） 以上で篠田隆彦議員の質問を終わります。

以上で市政に対する一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 零時58分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長（渡邊雅人議員） ただいま、武居弘治議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡邊雅人議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議長の辞職の件

○副議長（渡邊雅人議員） 日程第2、議長の辞職の件を議題といたします。

武居弘治議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、退席を求めます。

〔24番 武居弘治議員 退席〕

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

○副議長（渡邊雅人議員） 辞職願を議会事務局次長をして朗読いたさせます。

議会事務局次長。

〔議会事務局次長朗読〕

○議会事務局次長兼議事課長（田口貴子） 朗読いたします。

辞 職 願

三郷市議会副議長 渡 邊 雅 人 様

私は、このたび一身上の都合により、三郷市議会議長の職を辞職いたしたいのでお願い申し上げます。

令和8年6月12日

三郷市議会議長

武 居 弘 治

終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

武居弘治議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡邊雅人議員） ご異議なしと認めます。

よって、武居弘治議員の議長の辞職を許可することに決しました。

武居弘治議員の入場を求めます。

〔24番 武居弘治議員 入場〕

○副議長（渡邊雅人議員） 武居弘治議員に申し上げます。

議長の辞職願は許可されました。

◎日程の追加

○副議長（渡邊雅人議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡邊雅人議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時18分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（渡邊雅人議員） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渡邊雅人議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（渡邊雅人議員） ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙の配付をいたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（渡邊雅人議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡邊雅人議員） 配付漏れなしと認めます。

議会事務局次長をして投票箱を改めさせます。

議会事務局次長。

〔投票箱点検〕

○副議長（渡邊雅人議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。自席にて投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

〔点呼に応じ投票〕

○副議長（渡邊雅人議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（渡邊雅人議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（渡邊雅人議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、西尾秀貴議員、11番、紺野伊久子議員、14番、柴田吾一議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の議員に立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（渡邊雅人議員） ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 23票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、

有効投票 20票

無効投票 3票

有効投票中

佐々木 修 議員 20票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、佐々木修議員が議長に当選されました。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

ただいま議長に当選されました佐々木修議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

◎議長就任のあいさつ

○副議長（渡邊雅人議員） この際、佐々木修議員より、議長当選の承諾とあわせて、ごあいさつをお願いいたします。

佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙を賜りまして、議長に当選させていただきました。心から感謝申し上げます。

もとより浅学非才の身ではございますが、この職責、重さを十分に理解しまして、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、三郷市のさらなる発展、そして市民の負託に応えられる議会を目指してまいりたいと思いますので、誠心誠意努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後ともご支援、またご指導のほうを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上にて、就任のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（渡邊雅人議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 2時14分

○議長（佐々木 修議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（佐々木 修議員） 先ほど議会運営委員会において、私、佐々木修の同委員会委員長辞任の件が許可されましたのでご報告いたします。

また、同委員会委員につきましても、辞任の申出を行い、委員会条例第13条の規定により、議長としてこれを許可いたしました。

よって、議会運営委員会委員に1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（佐々木 修議員） 日程第4、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、竹内嘉洋議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹内嘉洋議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会運営委員会を開催し、委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

再開 午後 3時18分

○議長（佐々木 修議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長互選の報告

○議長（佐々木 修議員） ただいま議会運営委員会の委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に佐藤裕之議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（佐々木 修議員） 続いて、総務常任委員会の武居弘治議員が建設経済常任委員会へ、建設経済常任委員会の佐々木修が総務常任委員会へ、それぞれ常任委員会の所属を変更したい旨の申出がございました。

この際、常任委員会委員の所属変更についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎選任第3号 常任委員会委員の所属変更について

○議長（佐々木 修議員） 日程第5、選任第3号 常任委員会委員の所属変更についてを議

題といたします。

お諮りいたします。

各委員からの申出のとおり、総務常任委員会の武居弘治議員が建設経済常任委員会へ、建設経済常任委員会の佐々木修が総務常任委員会へ、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、各委員からの申出のとおり、総務常任委員会の武居弘治議員が建設経済常任委員会へ、建設経済常任委員会の佐々木修が総務常任委員会へ、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決しました。

以上で報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（佐々木 修議員） ただいま、東埼玉資源環境組合議会議員、私、佐々木修は、同組合議会議員の辞職願を提出し、1名が欠員となりました。

お諮りいたします。

欠員になりました同組合議会議員の補欠選挙を、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、東埼玉資源環境組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎選挙第2号 東埼玉資源環境組合議会議員の補欠選挙について

○議長（佐々木 修議員） 日程第6、選挙第2号 東埼玉資源環境組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東埼玉資源環境組合議会議員に宇治由紀子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました宇治由紀子議員を同組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました宇治由紀子議員が同組合議会議員に当選されました。

当選されました宇治由紀子議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。

◎日程の追加

○議長（佐々木 修議員） ただいま、江戸川水防事務組合議会議員、宇治由紀子議員より、同組合議会議員の辞職願が提出され、1名が欠員となりました。

お諮りいたします。

欠員になりました同組合議会議員の補欠選挙を、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、江戸川水防事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎選挙第3号 江戸川水防事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（佐々木 修議員） 日程第7、選挙第3号 江戸川水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

江戸川水防事務組合議会議員に柴田吾一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました柴田吾一議員を同組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木 修議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました柴田吾一議員が同組合議会議員に当選されました。

当選されました柴田吾一議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審査は全部終了いたしました。

◎市長のあいさつ

○議長（佐々木 修議員） ここで、閉会に当たり市長よりごあいさつがあります。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 議長のお許しをいただきましたので、6月定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、武居前議長におかれましては、これまでのご尽力に深く敬意を申し上げます。

また、佐々木新議長におかれましては、このたびの第41代議長へのご就任、誠におめでとうございます。

今後も市政各般に対しまして、格別なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

これより着座にて失礼いたします。

さて、本定例会では、提出した32議案に対しまして、全議員賛成をいただきありがとうございました。

また、一般質問では貴重なご意見、ご提言を賜りましたので、精査を重ねた上で、市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

先週の台風6号では、一部、道路の冠水がありましたが、大きな被害はなく安堵したところでございます。

これから出水期を迎えるに当たり、本市といたしましては、万全の防災体制を取ってまいりたいと存じますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様のますますのご活躍、心よりご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木 修議員） これにて令和8年6月三郷市議会定例会を閉会いたします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません。

閉会 午後 3時27分